資料44－２

「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次）（案）」に対する意見募集の結果

■　意見募集期間　：　令和８年４月３日（金）から同月23日（木）まで

■　提出意見件数　：　148件（放送関係事業者等：58件、その他法人・団体：５件、個人：85件）

■　意 見 提 出 者　：

○　放送関係事業者等　【58件】　（意見提出順）

株式会社エフエム長崎、静岡エフエム放送株式会社、株式会社エフエム佐賀、長野エフエム放送株式会社、広島エフエム放送株式会社、日本BS放送株式会社、株式会社エフエム山口、株式会社エフエム大阪、日本テレビ放送網株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム東京、株式会社ベイエフエム、名古屋テレビ放送株式会社、株式会社エフエム愛媛、株式会社エフエム山陰、株式会社ニッポン放送、青森放送株式会社、株式会社radiko、株式会社CBCラジオ、OCO株式会社、スカパーJSAT株式会社、株式会社テレビ朝日ホールディングス、株式会社秋田放送、株式会社福島中央テレビ、中京テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社、株式会社FM802、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社ラジオ大阪、朝日放送テレビ株式会社、株式会社MBSラジオ、株式会社文化放送、北海道放送株式会社、株式会社TBSラジオ、朝日放送ラジオ株式会社、一般社団法人衛星放送協会、株式会社鹿児島讀賣テレビ、山形放送株式会社、株式会社テレビ大分、関西テレビ放送株式会社、株式会社高知放送、山口放送株式会社、株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン、株式会社福岡放送、横浜エフエム放送株式会社、株式会社TBSテレビ、鹿児島テレビ放送株式会社、株式会社J-WAVE、札幌テレビ放送株式会社、株式会社テレビ東京、東海テレビ放送株式会社、中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ、株式会社毎日放送、株式会社STVラジオ、株式会社長崎国際テレビ

○　その他法人、団体　【５件】　（意見提出順）

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会、NTT西日本株式会社、NTT東日本株式会社、株式会社電通、株式会社博報堂

○　個人　【85件】

No	意見【意見提出者名】	本検討会の考え方	修正の有無
全体的事項			
1	○　ローカル局の経営基盤強化に向けた選択肢として、「同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配（いわゆる1局2波）」を認める前向きな制度見直しと、それに伴う経営体制の改革が進められることに賛同し、強く支持いたします。 　デジタル技術やAIの急速な発展により偽・誤情報が氾濫する昨今、信頼性の高い放送コンテンツは一層重要な役割を果たすものと確信しております。一方で、激化する競争環境下において、放送局が単独で情報発信力を維持・向上させることは容易でなく、業界全体および関係省庁が連携して取り組むべき中長期的な課題であり、国内配信事業者とも協調しながら、放送コンテンツへの接触機会を最大化していくことが重要と考えます。 　こうした放送の役割を持続させるためにはビジネス基盤の再構築によるエコシステムの強化が不可欠です。生活者の環境変化に対応する企業マーケティングに貢献するため、データにもとづいたビジネス推進が重要であり、視聴データ利活用のガイドライン整備など、具体的なアクションが業界横断で推進されることを強く要望いたします。 【株式会社博報堂】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
2	○　第4章では、「信頼できるコンテンツをプロミネンス（優先表示）することは偽・誤情報の流通・拡散に対して、カウンター発信としての効果があると考えられるとされている」等、全体を通じて放送の在り方に関する検討と謳い、放送の必要性を認め、情報空間におけるその存在の重要性を提示されていることには賛同します。こうした提示があるにも関わらず、具体的な指針が示されておらず、今後、プロミネンスも含めた具体的な施策について議論が進められることを強く要望します。 【関西テレビ放送株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
3	○　取りまとめ案におおむね賛同致します。放送は国民の知る権利を保障する重要なインフラ、資産です。NHKと民放局が協力して信頼性の高い情報発	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御要望については、今後総務省において検討を進	無

	信を維持、強化できる協力体制を要望します。 【個人73】	めていく上での参考として承ります。	
4	○　放送局の社会的な役割や使命を踏まえ、インターネットも含めた情報空間全体という観点から、今後も国民の知る権利などに応えていくためにも「放送の再定義」の議論を深めていくことは、喫緊かつ重要な課題だ。 　現在は国民の情報入手・発信手段が多様化しており、放送分野のみを対象に厳格な集中排除原則を維持することは時代に即していない。経営の柔軟性を確保し、持続可能な放送サービスを維持するため、一定の緩和策が必要だろう。また柔軟な制度設計が重要だと考える。緩和策の利用は、地域の実情をよく理解したローカル局の自主自律に基づく経営判断で行われるべきだ。 　「ローカル局の地域性を表す指標」との記載があるが、ローカル局は地域において有形無形の役割を果たしている。自社制作番組比率の観点のみならず、幅広い地域社会への貢献を評価すべきだ。 　視聴者の動向変化や地域の実態に合わせ、放送制度をアップデートしていくことは必要だがこれまで地域で培われてきた放送文化を育む視点を大切にしていただきたい。基幹放送普及計画の修正は、民放の自主自律の経営の選択肢を増やす方向で検討すべきだ。 　ネット配信を過度に重視することで、放送局の経営基盤を脆弱化させる懸念もある。 　番組をネット配信するための様々な権利処理についても、ローカル局にとってはリソースの確保が難しい。配信を促進するためには、まずは「簡素で一元的な権利処理システム」の構築を進めることが必要不可欠だ。 　放送局のニュースは国民にとって真実性・信頼性の高い情報源であり、放送局の放送とネット配信が相乗的に、より広く視聴される仕組みづくりを後押ししていただきたい。 【読売テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
5	○　今回の取りまとめ案で、「放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している」との記載がある。放送局の社会的な役割や使命を踏まえ、インターネットも含めた情報空間	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	全体という観点から、今後も国民の知る権利などに応えていくためにも「放送の再定義」の議論を深めていくことは、喫緊かつ重要な課題だと考える。 【読売テレビ放送株式会社】 ○　本とりまとめ案作成における、構成員・事務局・ヒアリングを受けた各事業者様のご尽力に感謝申し上げる。 　今後、放送の定義については、P4に記載の放送の定義に関する憲法第21条に加え、第43回会合で提言のあった憲法第25条にある「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利に不可欠な放送コンテンツの提供」という観点も踏まえ、引き続き変化し続けることが想定される「国民の情報に対する接触方法」に対応した「新たな放送の定義」の整理に関する議論が進められることに期待する。 　その際は、これまでと同様に現に放送を支える放送事業者にも意見聴取の機会を設けて頂き、実情に即した議論がなされることを希望する。 【株式会社J-WAVE】		
6	○　マスメディアは、その登場以来、共通の情報基盤を形成することを通じて国民国家の統合に重要な役割を果たしてきたという歴史的背景を有している。 　一方、近年においては、新たなメディアの登場や、いわゆる「テレビ離れ」に象徴されるマスメディアの相対的影響力の低下が進行しており、これらはＳＮＳの普及と相まって、民主主義の危機と結び付けて論じられることが少なくない。このようなメディア環境の変化を踏まえると、日本が今後も成熟した民主主義国家であり続けるためには、マスメディアが担ってきた国家統合に資する役割は、依然として大きな意義を有すると考えられる。 　とりわけ、テレビ離れの進行やＳＮＳを通じた偽情報・誤情報の氾濫が指摘される中において、マスメディアには、インターネット配信コンテンツ等に見られる安易に消費され得る情報とは一線を画し、綿密な取材と専門的知見に基づく質の高いコンテンツを提供することが強く期待される。そのようなコンテンツこそが、民主主義国家の統合を下支えしてきたとい	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	う自負と責任を、マスメディア自らが改めて持つことが重要であると考える。 本取りまとめ案において示されている「媒体や担い手にとらわれない公共的役割の確保」という方向性については、その理念自体は理解できるものの、制度設計上、より慎重な検討が必要であると考える。すなわち、国家統合や民主主義の基盤を支えてきた役割は、単に「公共的な情報」が存在することによって自動的に担保されるものではなく、継続的かつ組織的な取材体制、編集責任の所在が明確な報道プロセス、誤報時の訂正や説明責任を制度的に果たし得る主体といった要素を備えたマスメディアの存在によって初めて成立してきたものである。 本取りまとめ案が示すように、今後、情報流通の担い手が多様化すること自体は避け難いとしても、放送事業者を含むマスメディアが有してきたこれらの構造的特性を、他の媒体や主体が代替可能であるかについては、十分に検証されているとは言い難い。 特に、ＳＮＳやプラットフォームを通じた情報流通が主流化する中で、偽情報・誤情報の拡散が民主主義に深刻な影響を及ぼしつつある現状を踏まえれば、情報の発信主体や編集の責任構造を軽視したまま公共性を論じることは、かえって民主主義的統合を弱体化させるおそれがあるのではないか。 このため、今後の制度検討においては、放送を含むマスメディアが担ってきた国家統合機能を、単に過去のものとして相対化するのではなく、デジタル時代においていかに制度的に再定義し、強化するかという観点を、より明確に位置付けることを強く求めたい。 【個人09】		
7	○　デジタル技術の進展に伴いAI・SNS・インターネット・スマートフォン等での情報取得が一般化し、テレビ・ラジオの公共放送の利用率は低下している。インターネット技術の利用は企業・大学・公共部門等で積極的に取り入れ経済発展に不可欠なものであり、サイバー攻撃・詐欺・犯罪対策、未成年者保護等の利活用ルール・セキュリティ・規制整備も進んでいるのが現状だと思う。社会にもたらすマイナスの影響を考慮しても、インターネット技術が広く受け入れられる流れは止められない。	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	しかし、テレビ・ラジオの伝統的メディアの価値は依然として大きく、インターネット技術にはない価値が伝統的メディアにあることは再認識する必要がある。例えば、インターネット空間はリソースが無限で無数の情報・映像・音声が流通するのに対し、テレビ・ラジオは有限なリソースを用いており限られた情報・映像・音声しか流通せず、競争による情報の質の向上が期待される。結果として、有限のテレビ・ラジオに信頼・安心感を持つ人は一定数いるだろう。規制の観点からもインターネットは世界中のあらゆる個人・団体が情報を発信でき規制が難しいのに対し、テレビ・ラジオは免許を有する個人・団体のみが発信できるため公的規制が容易で利用者保護の仕組みがより確保されている。 このように、AI時代において伝統的メディアの必要性・価値は依然として大きく、利用者保護・教育的観点から伝統的媒体により着目したメディアの在り方を考えていくべきである。 【個人01】		
8	○　第４次取りまとめ案には「公平性」をどのように制度的に担保するのかという視点が明確に示されていない点に懸念を抱いています。 放送の価値として「取材および編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信」や「民主主義への寄与」が繰り返し強調されています（p.58）。しかし、これらの価値を実質的に支えるはずの「公平性」や「編集方針の透明性」「報道の多様性」については、具体的な制度設計が示されていません。 近年、重大事故や社会的に重要な事案であっても、放送局によって報道量に大きな偏りが生じる事例が見られます。たとえば、辺野古の平和学習における学生死亡事故は、偶発的な個別事例ではなく、構造的な危険性を含む重大な問題であるにもかかわらず、主要局での報道が極めて限定的です。 このような状況は、国民の知る権利の観点からも、放送制度の根幹に関わる問題だと考えます。 本来、放送が民主主義に資するためには、 ・公平性を制度的に担保する仕組み ・公平性の完全な実現が困難である場合の、編集方針・政治的立場の透明化	放送行政に対する一つの見解として承ります。 なお、放送法において、放送番組の編集は、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとされており、同法第４条に規定する番組準則等を踏まえて、各放送事業者において判断されるべきものと考えます。	無

	・特定の政治的立場に偏った報道が集中しないよう、多様性を確保する制度的工夫 といった枠組みが不可欠です。 　しかし、今回の取りまとめ案では、これらの論点が十分に扱われていません。 　放送事業者の経営基盤強化だけでなく、国民が報道を俯瞰し、判断できるための制度的裏付けについても検討を進めていただきたいと考えます。 【個人39】		
9	○【要旨】 　国民一人一人が、情報を発信・受信し、自ら考え情報を選択することが、民主主義だと考える。幸いインターネットのおかげで、民主主義が発展していると考える。一方、本とりまとめは、環境の変化に追いついていないと失望した。放送はその役割を果たさず、放送に価値は無いと考えている。新聞・テレビによる情報の寡占は、自由・民主主義に反すると懸念してきた。テレビ放送はインターネット配信に移行し、インターネット上で自由競争すべきだ。テレビ放送を廃止し、あいた周波数帯域を通信に転用のうえ、電波オークションを実施すべきだ。総務省は、放送事業者に対する監督責任を果たさず、放送事業者を優遇してきたことを反省し、国民の視点にたった取組を推進してほしい。 【個人45】	放送行政に対する一つの見解として承ります。 　なお、周波数の割当てに関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
はじめに			
10	○　本取りまとめにおいて、議論の過程でローカル局の意見を丁寧かつ多面的に取り入れていただいたことに対し、当事者の立場として深く感謝申し上げます。現場に根差した実情や課題認識が反映されたことで、より実効性の高い議論となっている点は大変意義深いものと受け止めております。また、地域情報の確保や災害時の放送維持、さらには放送とインターネットを含めた情報空間全体での在り方を視野に入れた今回の方向性は、時代の変化を的確に捉えた妥当なものと考えます。 【株式会社秋田放送】 ○　『本検討会においては同年４月から第４次検討を開始し、近年における	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	放送を取り巻く環境の変化や、地域における放送事業者の経営状況をあらためて把握した上で、地域情報の確保、放送番組のインターネット配信に係る諸課題、さらにはインターネットを含む情報空間全体における放送の在り方について、精力的かつ多角的な議論を重ねてきた』とされている点について、本検討会の報告書の内容について、賛同いたします。 【株式会社電通】		
第１章　放送を取り巻く環境の変化			
11	○1.現状認識について 　本取りまとめ案において、民放ラジオを取り巻く収支状況の悪化やデバイス保有率の低下など、厳しい現状認識が示された点を評価いたします。 　しかし、ラジオ業界全体の実態はさらに深刻です。放送の広告収入の減少に加え、地政学的リスクに伴うサプライチェーンの混乱、電気代や放送機器・保守・修繕費など、設備維持コストが高騰を続けており、経営を圧迫しています。 　放送インフラとしての公共的役割を維持しつつ、事業の持続可能性を確保することは、もはや現行制度の延長線上では不可能な局面にあります。 【株式会社TBSラジオ】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
１．放送の価値・役割			
12	○　取りまとめ（案）の冒頭で、検討会の第１次取りまとめを引用し、「放送には、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進という価値がある」と、放送の意義・役割を再確認したことは重要だと認識しています。 　放送を取り巻く環境の変化の中、放送の公共的な役割を引き続き果たしていくために、放送事業者として、経営基盤の強化に努めたいと考えています。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】 ○　第1章において、放送が「国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与する」ものであり、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信という独自の価値を有していると改めて評価・明記されたこ	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	とに、深く賛同いたします。 【朝日放送テレビ株式会社】		
13	○　「放送の価値・役割」につきまして、取りまとめの記載に賛同いたします。 　他方で、本検討会第 42 回で宍戸構成員が「第１章「放送を取り巻く環境の変化」、第４章「デジタル空間において期待される放送の価値・役割」については、これまでの通り一辺倒の「テレビ離れ」が進んでいるとうことだけでなく、今のネット・デジタル空間の情報流通の状況に踏み込んだ記載が求められる。」と指摘したように、「放送の価値・役割」をもう少し細分化して記載し、今後の具体的な議論に資するよう取りまとめる必要があると考えます。 　これまで累次にわたり確認されておりますが、各放送事業者は、放送法が規定する番組準則(４条)に倣い、番組種別ごとに番組編集の基準を策定(5 条)し、番組審議機関を設置(6 条)し、番組の適正性を自ら確認するといった自主自律の取り組みを実施しております。この点は、SNS や動画共有プラットフォーム等における User Generated Content には無い、情報の信頼性を高める放送ならではの価値・役割です。 　また、特別な事業計画によるものを除き、基幹放送(テレビジョン放送)においては、番組調和原則(106 条)により、報道・教養・教育・娯楽等をバランスよく編成し、その編成割合を公表することが求められています。(放送法施行規則 4 条 4 項) 　加えまして、基幹放送の認定(93 条 3 項)申請に際して事業者に提出を求める事項の中には、地上テレビジョン放送等においては「ローカル放送番組(出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの 放送番組と認められるもの)」の放送時間とそのうちの自社制作番組時間を、「ニュース」、「天気予報」、「それ以外」に分けて報告することを求めています。(地上基幹放送局再免許等申請マニュアル p.59) 　これらは、利用者のニーズ、個人的な興味・関心のみを念頭にサービスを提供する動画配信サービスや情報伝送プラットフォームには無い放送な	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、放送の価値・役割については、本検討会の第１次取りまとめにおいても示しているところですが、本案の記述に関する御意見の趣旨については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	らではの価値・役割と言え、関心経済による弊害が叫ばれる今日、非常に重要な点であると考えます。 「放送の価値・役割」をおしなべて捉えるのではなく、番組調和原則に準じ公衆を包摂・形成するといった基幹放送（テレビジョン放送）特有の役割にフォーカスし、国民の情報的健康、情報空間の健全性といった今日的な課題に対処しうる重要な価値・役割であることを改めて補記することが適当と考えます。 【個人76】		
14	○　守るべき「放送」とは何でしょうか。現在の放送制度か、信頼性の高い情報発信なのか、多様な価値観という放送コンテンツか、電波による伝送という手段なのか、放送事業者そのものか。これらは不可分で機能するものですが、放送の意義・役割が守られるべきという観点からすれば、報告書のトーンは現在の放送制度や特にローカルの放送事業者を守る側面が強い様に感じられます。 公衆へ即時性のある情報提供手段が電波による放送（ラジオやテレビ）に限定された立法時と異なり、現在は多種多様な情報がインターネットから入手できます。「取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信」が守られる対象であれば、災害時の放送事業者によるニュースは対象となることに異論はありません。他方、平時においては、配信事業者もドラマやバラエティをコンテンツとして提供する中、テレビ局のそれらが殊更守られる必然性があるとは思えません。 本報告書を受け、国は施策を立案し実行していくと思いますが、災害などを例示し金科玉条的に一律「放送は守られるべき」と唱えても、「放送事業者を守る」と受け止められれば国民の広い理解は得られないのではないでしょうか。一般の国民が納得できるよう、放送として守るべき対象を明確化、限定したうえで、制度や施策を立案することを希望します。 【個人75】	放送行政に対する御意見として承ります。	無
15	○　「第１次取りまとめ」において示した放送の価値を踏襲していますが、現在の放送は国民に対して信頼性の高い情報発信を十分に行えているとは言い難く、放送を取り巻く環境の変化だけではなく、放送の内容の変化についても触れるべきではないでしょうか？また、「放送にはその価値を	放送行政に対する御意見として承ります。 なお、放送法において、放送番組の編集は、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとされており、同法第４条に規定する番組準則等を踏まえて、各放送事業者において	無

	維持するための努力が要請される」と追記されてはいかがでしょう？ 　具体的事例として、国民は第１次とりまとめでも放送の果たしてきた役割として挙げる「生命・身体の維持のための情報（災害や健康に関する情報等）」についてテレビの発信する情報を強く参考にする傾向があるが､HPVワクチン接種へのネガティブな報道が強く長く繰り返されたため、2023年における意識調査においてさえなお多くの当事者がHPVワクチン接種を危険なものと認識していることが分かります【参考１　厚労省令和５年調査結果】。こういった放送の悪影響や価値の棄損についても触れること、そして「価値を維持する」ためにこういった事例では十分な放送の再検証とその報道が為されることが必要に思います。 　また、関連する記述として、本稿のp40にも引用している通り、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 取りまとめ」においては「信頼できるコンテンツを発信すること」が放送を含む「伝統メディアに期待される役割・責務」として記載されおり、この観点からも前記の通り放送に期待される役割・責務を明確にするような記載が追記されるべきと考えます。 【参考１】厚生労働省　令和５年７月２８日 「HPVワクチンに関する調査」の結果、概要スライド4枚目（調査結果本紙15～18ページ） https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001125941.pdf 【個人50】	判断されるべきものと考えます。	
16	○　本取りまとめ案において、放送事業者における双方向性・透明性・多様性の確保について、より具体的な制度的方向性を明記し、事業者の積極的な取り組みを促す内容を追加してはいかがでしょう？ 　放送が公共的役割を果たすには、視聴者との双方向性、編集過程の透明化、多様な視点の反映が不可欠であり、これらはデジタル時代の信頼性確保の基盤となります。 　本案は放送される情報を「信頼性の高い情報」と前提づけていますが、実際には誤報や偏向報道も生じています。このような状況では例え「信頼性の高い情報」であったとしても、発信者である事業者の信頼性が十分に	放送行政に対する御意見として承ります。 　なお、放送法において、放送番組の編集は、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとされており、同法第４条に規定する番組準則等を踏まえて、各放送事業者において判断されるべきものと考えます。	無

	得られずに、情報の信頼性も棄損されてしまいます。事業者事態の信頼性を確保する必要性を明記し、事業者任せではなく、制度として方向を示すことが必要です。 　放送事業者の双方向性・透明性の確保は、視聴者の信頼維持に不可欠です。これらの重要性を明確に位置付け、具体的な取り組みを促す記述の充実を求めます。 　報告書に、放送の収益化に関して国が直接介入しない旨の注意喚起を明記してはいかがでしょう？明記してあるかもしれませんが、少なくとも目立ちませんので、明記してある場合も章や段落を分けることを勧めます。 　放送の公共性と報道の自由は、外部からの財政的圧力や政策的介入によって脆弱になります。国の関与が収益配分や広告方針に及ぶと、事実報道や多様な意見表明が萎縮する恐れがあります。独立性を保つためには、収益化は事業者の裁量に委ねる一方で透明性や競争環境の確保が重要です。 　介入を避ける旨の注意喚起と併せて、透明な収益開示、競争促進、新規参入の歓迎、独立性を担保するような記載があると更に公共的役割と報道の自由の両立が図られると考えます。 【個人50】		
17	○　放送は、その意義・役割を果たしていないと考える。放送事業者は、取材能力が低く、情報を恣意的に選択・編集し、信頼性が低く、国民の知る権利を阻害し、不当に大きな影響力をもち、一方的な価値観を押しつけ、民主主義の発達を阻害してきた。 　放送法は規律になっていない。放送法第四条一項は遵守されていない。放送法違反を放置してきた総務省の責任は重大だ。 【個人45】	放送事業者及び放送行政に対する一つの見解として承ります。 　なお、放送法において、放送番組の編集は、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとされており、同法第４条に規定する番組準則等を踏まえて、各放送事業者において判断されるべきものと考えます。	無
２．放送を取り巻く環境の変化			
18	○　若年層を中心としてインターネットの利用が拡大している状況を踏まえると、放送の役割についても視聴環境の変化を前提とした再整理が重要と考えられます。 　すなわち、特定の受信機に依存するのではなく、デバイスを問わず信頼性の高いコンテンツに接触できる環境を確保することを、放送の社会的役	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	割として位置付ける視点が有効と考えられます。 　その上で、各種プラットフォームとの連携や若年層の視聴行動に即したコンテンツ流通の在り方について、戦略的な取組の方向性を示すことが期待されます。 【個人06】		
19	○　放送の始まりはラジオが最も古いでしょう。江戸時代、明治時代はラジオが新しく生まれたメディアでした。昭和はテレビの時代でありました。平成は放送のネット配信が出現しました。放送が使われた事例はテレビ、ラジオ、ネットがあり、衛星放送やローカル・全国放送と放送環境が発展しております。 　平成の後期、令和にかけて放送環境に変化が生じたように思われます。現実とデジタル空間の融合したサイバー放送と言われる事例が見受けられます。現実空間を情報空間でAI監視して放送する交通情報や天気予報や監視カメラやGPS機能を利用した場所確認メカニズム、IoTなどは有名であります。2050年に商業利用を始めると言われているものにムーンショット計画目標１があります。これはサイバー放送の認知を妨げられるものがあります。認知の阻害は生体を侵襲することは病気の時以外に為されてはならないのですが有用性の為に許容しようとするものです。有用性を見いだせないものは生体を機械的に能力向上したものを病気の仲間と看做す考え方があります。IoTに近いものなのでありますがスイッチを生体情報にすることで機械の動作に結び付けるものが登場しています。車椅子を動かしたりバイオリズムに応じたニュースを流したり、好みの音楽を流すようなものです。脳波や心拍数を計測して他のサーバーにデータ保存したりストリーミング放送でPCで閲覧できるようなものがあります。このような生体情報をPCで閲覧できる状態にしたものを五感情報通信といいます。生体を侵襲するものでは脳にプラチナの乾山を埋め込み音を聞かせたり、ブレインテックという領域では人間の言語活動をAIで監視しておいて神経情報にAIの情報を紛れ込ませて知性を向上させるというものも現れております。将来的には機械の見たもの、聞いたものと人が融合して分身体を作ることができます。 　結果、放送環境はラジオ、テレビ、ネット放送、サイバー放送という放	放送に対する一つの見解として承ります。	無

	送を使用した事例になったと考えられます。 【個人11】		
20	○　冒頭の「上記のような価値を有する」というのは誤りだ。放送の内容に価値が無いから、それを見放す国民が増えたのだ。テレビ離れは、インターネット上のサービスとの自由競争の結果であり、よい傾向だと考える。 「民間放送事業者の売上高については、コロナ禍の影響で大きく落ち込んだ（p.8)」のは、放送事業者がコロナを過剰にあおったことが一因であり、自業自得だ。コロナ禍はパンデミックというより、放送事業者のあおりによるインフォデミック「コロナ対策禍」だ。先の戦争は新聞のあおりのせいで泥沼化したのであり、戦争の反省を活かせていない。 民間放送事業者の売上高が「回復基調にあるものの、まだそれ以前の水準には戻っていない」のは、テレビ放送に価値が無いからだ。国民の情報入手手段がインターネットに移行するのは、望ましいことだ。 【個人45】	放送の価値・役割に対する一つの見解として承ります。	無
21	○　「放送を取り巻く環境の変化」につきまして、「こういった放送を取り巻く環境の変化により、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつあり、今後もこのような動きは加速すると考えられる。」との記載に賛同いたします。 他方で、取りまとめに記載はありませんが、本検討会では、「テレビ受信機本体もしくはテレビ接続機器をネットに接続する比率」は62.7%との報告がなされ(本検討会資料33-3 p.15)、370万台のコネクテッドTVを対象としたログ調査では、2019年はコネクテッドTV内における「放送の利用時間」が75%程度だったところ、2024年には65%程度まで減少している傾向が示される(本検討会資料34-3 p.77)など、テレビ受信機が放送を視聴する専用の機器から、ネットを介したコンテンツも視聴する機器へと変容している状況や、放送を受信する機能を持たない、いわゆる「チューナーレステレビ」のみを保有する世帯が、令和５年は8.6%であったところ令和6年は10.6%と1割を超えたとの調査結果(総務省 令和6年通信利用動向調査 別紙２ p.2) も、本検討会とは別ですが示されております。 「放送」の利用が減り、「インターネット」の利用が増えているとの記載に留まらず、放送の利用時間減少の外的要因をもう少し広めに整理・列記	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、今後の議論に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	することが、今後の具体的な対応策を議論するうえにおいても重要であると考えます。 【個人76】		
22	○　取りまとめの「国民・視聴者における情報入手及び視聴の対象が放送からインターネットへと移行しつつある」との記載は、テレビ受信機保有世帯率の低下といった要因に加え、テレビ受信機の中でも生じている(本検討会資料34-3 p.77)ことを十分に認識しつつ、本項では、「１．放送の価値・役割」にて整理した価値・役割が、今後も十分に国民に浸透し得るのかといった観点で、より具体的にその動向を捉えておく必要があると考えます。 　その一端を垣間見るものといたしまして、例えば、世帯への普及が進む「コネクテッドTV(CTV)の利用者」を対象に「CTV上の視聴習慣として問題と感じることは？」と問うと「似たようなコンテンツばかりを見てしまうことで、幅広い情報に触れる機会が減っている」といった回答が40%との結果(本検討会資料34-3 p.60)を示していること。 　CTVにおける地上波放送の視聴時間をジャンル別に分解し、５年にわたりその動向を確認すると「ニュース」、「情報/ワイドショー」といった社会の基本情報を共有する番組の視聴時間は漸減傾向、対してYouTubeやVODといった個人の興味関心を中心とした動画視聴の時間割合が増加傾向（本検討会資料34-3 p.79)であることなどが示されていること。 　国民がニュース等の社会の基本情報を入手する先として「放送」がどの程度寄与しているのか、新聞通信調査会の調査(メディアに関する全国世論調査 p.21)によると、「毎日のニュース接触率」は、ネット46.5%、民放テレビ46.1%との結果で、テレビ放送は依然として影響力のあるポジションにあるものの、同調査では過去8年間、NHKおよび民放のテレビニュースへの接触率は漸減傾向であり、今回初めてネットが最多の接触先となっていること。 　このような種々の調査結果から垣間見える基幹放送(地上テレビジョン放送等)の影響力低下が進めば、「放送の価値・役割」は揺るがないとしても、その国民への影響力、社会を包摂・形成するといった力は徐々に失われていくことは必定であり、このままでは国民の情報的健康、情報空間の	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	健全性はより低下すると考えられます。 　今後の検討にあたりましては、国民の情報摂取先や情報摂取に関する意識、テレビ受信機内における基幹放送（地上テレビジョン放送等）の視聴時間の推移などのログを経年で追いながら、番組調和原則に基づき、公衆を包摂・形成する基幹放送（地上テレビジョン放送等）の役割が、国民に対しどの程度の影響力を持つ状況にあるのか等、適切な現状認識が可能となるよう、総務省においても経年で必要な調査が実施・継続されることを期待いたします。 【個人76】		
第２章　地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保			
23	○　民放ラジオは、受信機の保有世帯の減少や地方の人口減少による聴取者減などにより、経営状況が年々厳しさを増しています。安定した放送を行うための設備投資や、維持費用の捻出も困難になりつつあります。また、ラジオ単営社の赤字が増加傾向にあるなか、ＡＭ兼営のローカルテレビ局においても、ラジオ部門がどの程度経営上の負担になっているかを確認する必要があります。そのうえで、テレビと同様に「地域住民の命を守る情報発信拠点」としてのローカルラジオの在り方について、引き続き議論していくことが求められます。 【株式会社文化放送】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
24	○　ローカル局の自社制作番組は、地域情報の発信という点では非常に有益であるが、キー局発の全国ネット番組を差し替える形で放送する場合、地域間での情報格差（全国的に人気の番組が自分の地元では見られない、あるいは話題に乗り遅れてしまう）を誘発することもあるので、やみくもに自社制作比率を上げればよいというわけではなく、適切なバランスを追求すべきである。 【個人47】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
25	○　第2章にあるようにローカル局の存在意義は「地域情報の収集及び発信」であり、責務と考える。 　将来にわたって持続的にローカル局の責務を果たすために経営基盤の強化は重大な課題と認識している。 【鹿児島テレビ放送株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

１．ローカル局に期待される役割			
26	○　ご指摘の意見は、ローカル局の役割と責務を的確に捉えたものとして正しく理解・把握しており、その内容に強く賛同いたします。各地域に根ざした取材網と系列局との連携により、地域情報を社会全体へとつなぐ役割は極めて重要です。取材・調査・分析を経て編集した情報を確実に届けることは放送事業者の基本的使命であり、あわせて地域情報を「地域のため」だけでなく「地域から発信する価値ある情報」として再認識する視点にも深く共感しております。 【株式会社秋田放送】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
27	○　取りまとめ案にある通り、ローカル局が地域情報の重要な担い手であるということは弊社の考えとも一致しています。役割について以下の点を強調させていただきます。 ・地域のニュースや豊かで特性のある文化を日々取材し発信する。また、映像や情報をアーカイブとして蓄積し、地域情報を未来に継承していく役割。 ・災害時には指定地方公共機関として住民の命と財産を守る役割。 ・地域や社会で議論がある事象に対し、どちらかに偏ることなく双方の考え方を多角的に発信するとともに､多様な相互理解を促進していく役割。 ・地域の文化発信拠点としての役割。ローカル局は、地域の財産である文化や芸術の振興を支援し、それらの伝統を紡ぐとともに、地域外との交流を促進する文化拠点としての役割も担っています。例えば、昨年度に大分県立美術館で開催したイベントでは、来場者数が過去最高を更新しました。本イベントには全都道府県のみならず海外からの来場者も見られるなど、高い関心を集めました。こうした取り組みは、地域文化の発信にとどまらず、県内の観光振興や経済活性化にも大きく貢献したものと考えています。 　こうした地域の情報インフラを担う役割は、豊かな地方、ひいては豊かな日本を未来につないでいく上で、極めて重要だと考えます。個社の経営努力は前提としつつも、民間の競争原理のみに委ね、巨大資本による配信の世界が際限なく拡大していけば、アメリカで起きているように地方が切り捨てられ、社会の分断が進むことになりかねません。その結果、地方の	本案に対する賛同の御意見として承ります。 　放送の役割に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	衰退を招き、目指すべき「豊かな日本」とは逆行する事態を生むことを強く懸念します。 【株式会社テレビ大分】		
28	○　地域情報の維持・発信が放送の重要な公共的役割であることを踏まえると、その実効性を担保するための一定の評価枠組みの整備が望まれます。 　過度な規制とならないよう留意しつつ、自社制作比率や地域ニュース・災害情報等の放送枠の状況について、自主的なKPIとして設定・公表を促す仕組みや、緩やかなモニタリングの枠組みを導入することが考えられます。 　これにより、経営効率化の進展の中においても「地域性」という放送の根幹が維持されるよう、透明性の確保が図られることが期待されます。 【個人06】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
29	○　放送事業者に勝手に「民主主義の基盤としての役割」を期待しないでいただきたい。放送事業者が一方的に垂れ流す情報を基盤とするのは、民主主義でなく、放送事業者による独裁だ。また、テレビ局の取材能力、調査・分析能力は低く、恣意的な編集が目立つ。本当の「地域の情報」は、住民一人一人が発する情報であり、それが民主主義の基盤だ。幸いインターネットのおかげで、誰もが世界中に情報を発信できるようになった。私はインターネットの発展に期待している。 　特に災害時、停電してテレビを見られなくなれば、放送は役に立たない。テレビを持たない者も増えている。災害時の情報伝達手段として重視すべきは、インターネットと携帯電話（スマートフォン）だ。通信設備が被災・寸断に備えた、通信手段の多重化が重要だ。 【個人45】	放送行政に対する一つの見解として承ります。 　なお、通信手段の多重化に関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の通信行政に対する御意見として承ります。	無
30	○【意見要旨】 　インターネットにおいて、地上放送事業者や新聞を代替するメディアは現在、存在していない。ネット空間においても地上放送事業者が信頼される情報発信の担い手であることが、現実的かつあるべき姿と考える。 【意見】 　本検討会の第１次及び第２次とりまとめにあるように、ローカル局が各地域における情報発信の主な担い手として、地域情報をしっかりと発信し、	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	民主主義の基盤としての役割や地域の文化・産業の維持・発展に向けた役割を果たすことが期待されている、とされているのは的確で重要な指摘です。それは地上波からインターネットに情報入手手段がシフトしていく時代にあっても、ローカル局の使命・存在意義として変わらないと考えます。 　インターネットにおいて公正で真実に裏打ちされた地域情報を発信する地上放送事業者や新聞を代替するメディアは現在、存在していないという認識です。今後もそうしたメディアがネット由来で誕生することは想像しがたく、インターネット空間においても地上放送事業者が信頼される情報発信の担い手であることが、現実的かつ、あるべき姿と考えます。またインターネットでの発信ゆえに、地上波のエリアを越えた情報発信が行いやすくなり、「地域からエリア外、海外への情報発信」としての機能を発揮することにもなります。 【札幌テレビ放送株式会社】		
２．ローカル局の経営状況			
（１）ローカル局における経営状況			
31	○【意見要旨】 　ローカル局が公共財であるとの認識に立ち、地域情報発信機能を政府としても維持するための施策について、検討を要望する。 　ローカル局の自社制作率は低いが、エリア情報をしっかりと取材し発信することは、地域の衰退を防ぎ、活性化に資することで、権力の監視の役割も持っており、ローカル放送局の重要な存在意義。 【意見】 　ローカル局が今後もその社会的な役割を果たすためには、ビジネス継続の観点から最適な方向性が見出せることが重要です。番組制作費・人件費・設備投資などの固定費が経営に与える影響は年々厳しさを増しており、放送収入が減少していく中、インターネット配信での収入やデジタル広告費、放送外収入でこれまで通り利益を確保していくことは困難を伴います。ローカル局が公共財の１つであるとの認識に立ち、地域情報発信機能を政府としても維持するための施策について、検討をおこなっていただけるよう要望します。	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	p53の「自社制作比率のみをもって地域性を判断することは、必ずしも適当ではない」という有識者の意見や、p17の「自社制作番組比率は基本編成で計算しており、地域社会の魅力や課題を紹介する単発番組が含まれていないことから、比率を上げることだけに着目することは適当ではない」という記述は、系列ネットワークによるビジネスモデル上、的確な指摘です。ローカル局の自社制作率は低いながらも、エリアの情報をしっかりと取材し発信することは、地域の衰退を防ぎ、活性化に資することであり、そして権力の監視の役割も持っており、ローカル放送局の重要な存在意義です。 検討会において、「ローカル局の地域性を表す指標が必要ではないか」という意見がありました。しかし、ローカル局は、地元と連携したイベントなど、放送事業以外でも地域に貢献し、それらを通して地域の世論形成力を発揮している例もあります。このように、数値化しづらい事例が地域ごとに有る点を含め、地域によって産業・文化等の環境が異なることから、「地域性を表す（新しい）指標」については、その必要性も含め、慎重に検討を要すべきではないかと考えます。 【札幌テレビ放送株式会社】		
（２）民間放送事業者における経営基盤の確保に関する取組			
32	○　本検討会では、ローカル局は資産効率の低さや高い流動比率を背景に、既存資産の有効活用やM&A・資本業務提携を通じて放送外収入の強化が可能であるとの指摘がありました。また、コンテンツ制作力の向上や海外展開を進めるためには、人材確保に向けた積極的な情報開示の必要性も示されております。一方で、放送免許事業者によるM&Aや資本提携については、財務基盤が強固で、かつ経済規模の大きい地域に立地する放送局同士であれば相乗効果が期待できるものの、経営基盤の弱い事業者同士が統合した場合、規模の拡大だけでは競争力の向上には直結せず、十分な成果を得られない可能性があります。したがって、単なる統合ありきではなく、補完関係や成長戦略を伴った連携であるかが重要であると考えます。 【株式会社秋田放送】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
33	○　ローカル局の営業利益の長期的な減少及び赤字社数の増加という現状に鑑みると、課題認識にとどまらず、より具体的な支援の方向性を示すことが重要であると考えます。	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	特に、放送設備の共同利用や経営統合の円滑化に向けては、マスメディア集中排除原則等の柔軟な運用といった制度面での対応に加え、老朽化したインフラの共同化に対する補助や税制上の措置等の財政的インセンティブを組み合わせて検討することが有効と考えられます。 これらを通じて、地域情報の担い手を維持するための実効性ある方策及び中長期的なロードマップの提示が期待されます。 【個人06】		
３．自社における放送番組の制作状況、地域情報の発信に関する取組			
（１）ローカル局における自社制作番組比率の状況			
34	○　ローカル局における自社制作番組の拡大は重要である一方、人員や制作コストとのトレードオフがあり、十分な広告収入の確保も容易ではありません。さらに、自社制作比率だけで評価するのではなく、番組の質や視聴率、収益構造、地域との関係性など多面的に捉えるべきであるという点に賛同します。 【株式会社秋田放送】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
（２）民間放送事業者における地域情報の発信に関する取組			
35	○X…栃木テレビの取組が紹介されていますが、選挙ドットコムとコラボして話題を集めた静岡朝日テレビの取組も評価されてしかるべき。 【個人38】	本案では、本検討会において御発表いただいた放送事業者の取組を紹介しておりますが、他の放送事業者においても地域情報の発信等に関する様々な取組が行われているものと承知しております。	無
第３章　放送番組のインターネット配信の在り方			
１．テレビ番組のインターネット配信の実施状況			
36	○　地域から情報を発信する上で、インターネット配信は重要な手段の一つと認識しています。放送番組コンテンツを主とした地域情報の発信を加速させるにあたって、著作権などの権利を処理しやすい環境が整えられることを希望します。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
37	○　ローカル局に配信可能な自社制作番組が少ない一方で、ローカルコンテンツこそ、県外・海外に配信すべき日本の多様性を示すコンテンツとも言え、ローカル局の自社制作を促進する仕組み・助成などを検討・拡充することを要望します。	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	自民党の知的財産戦略調査会は４月６日に、アニメや漫画などのコンテンツ産業の成長を後押しするため､海外展開の支援などを現状の約4倍に当たる1,000億円規模に増額するよう政府に求める緊急決議案をまとめました。これは日本のコンテンツ産業支援策として意義あることですが、ローカル局が制作する地域情報も海外展開を拡大すべきコンテンツと位置付けられるべきと考えます。そしてその拡大の手段はインターネットが主舞台となります。 インターネット配信を拡充するにあたって、著作権法など、放送法以外の法令との整合性が重要であり、そうした課題についての省庁間の連携、必要な法整備の精緻な検討が早期に進むことを要望します。 【札幌テレビ放送株式会社】		
38	○　インターネット配信が拡大することは歓迎する。むしろ、インターネット配信に全面的に移行し、テレビ放送を廃止すべきだ。公共の電波を寡占してきた放送業界が異常なのである。テレビ放送をインターネット配信に移行して、放送事業者とインターネット上のサービスやユーチューバーなどとの自由競争を行うことが健全な姿だ。ＮＨＫ受信料制度はおかしな制度であり、納得して見たい者だけが配信料を払うサービスに移行すべきだ。放送事業者に本当に価値があれば自由競争に勝ち残れるし、敗れるのであればその程度のもだっただけだ。 災害時の情報伝達手段として、通信設備を強化すべきだ。例えば、地上の通信設備が被災したときに備えて、携帯電話向け衛星通信システムのサービスを拡大すべきだ。しかし、地上波テレビがあるため、衛星通信に使える周波数帯が限られる。テレビ放送を廃止し、周波数帯を通信に転用して、電波を有効活用すべきだ。 【個人45】	放送事業者及び放送行政に対する一つの見解として承ります。 なお、周波数の割当てに関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
39	○　放送のネット配信について、現況を基に収益と課題の視点から述べられていますが､「放送の価値」である「信頼性の高い情報発信､「知る権利」の保障､「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する 相互理解の促進」の視点から、ネット配信の意義を、節を分けて、しっかりと明示してはいかがでしょう？ 例えば、基本情報の共有や知る権利の保障といった観点からは放送内容	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	のアーカイブ化は閲覧性検索性を高める上で大きな意義を持ちますし、「信頼性の高い情報」の散逸は社会的損失であろうと考えます。ただ収益のため、経営のためでは国民理解を得るには不足ですし、収益・経営面で問題が無いのであればネット配信をやらなくてよいという事業者の誤った判断も惹起しかねません。また、「ニュース」のように収益面での寄与は期待しがたい一方で、情報共有等の観点ではネット配信を行う意義の大きい番組もあり、この視点からも「放送の価値」視点でのネット配信への言及は必要に思います。 【個人50】		
（１）ローカル局におけるインターネット配信の実施状況			
40	○　ローカル局におけるインターネット配信の拡大に当たっては、権利処理に係る実務負担及びコストが大きな制約となっていると考えられます。 　このため、関係府省との連携の下、著作権制度の在り方について必要な検討を行うとともに、包括的な権利処理スキーム（集中管理や標準契約モデル等）の整備を進めることが有効と考えられます。 　特に、過去のアーカイブ資産の有効活用や、同時・見逃し配信の円滑化に資する制度環境の整備が期待されます。 【個人06】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
（２）株式会社TVerの取組			
41	○Z…TVer ID登録者限定でのTVerによるリアルタイム視聴率を導入してもいいのではないか。 【個人38】	配信事業者に対する御意見として承ります。	無
42	○　radikoプレミアムが浸透しつつある今、TVerプレミアム(仮称)を導入したらいかがでしょうか。 　私案ですが、月額税抜き500円で、CMナシ、３倍速再生可能、見逃し配信期間拡大(無料会員だとだいたい放送終了後１週間の配信までだが、プレミアム会員ならさらにもう１週間配信)、マイリスト登録できるテレビ番組の上限値拡張をやってくれれば良いのではないでしょうか。 【個人41】	配信事業者に対する御意見として承ります。	無
43	○　TVerは、とても便利なサービスでしばしば利用させていただいているが、定期的に同時配信されるのがゴールデンタイムの番組中心になってい	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	ること、いわゆる「ふたかぶせ」がまだまだ多いことが課題であると考えられる。 　総務省の管轄を超えてしまうが、著作権や肖像権の円滑な処理（同時配信及び放送終了後１週間以内の見逃し配信を放送と同一の扱いにすること等）が可能になるよう、文化庁ほか関係省庁に働きかけてほしい。 【個人47】		
（５）テレビ番組のインターネット配信に係る課題			
44	○　「（５）テレビ番組のインターネット配信に係る課題」におきまして、放送事業者における「権利処理の課題」についての記載がないことに違和感を覚えます。 　放送事業者との意見交換結果(本検討会資料37-1　p.7)や、NHK発表資料(本検討会資料40-1　p.36)において、権利処理の課題が述べられております。 　また、象徴的な話としていわゆる夏の甲子園や政見放送が「放送」では視聴可能だが「NHKプラス」では視聴できない(本検討会第36回議事要旨p.12、第42回議事要旨p.13 奥構成員)との指摘もありました。 　本取りまとめと直接関係はいたしませんが､「日本放送協会令和８年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」では、必須的配信業務における「フタかぶせ」の解消に努めることや､「令和７年総務省告示第272号」にて配信を猶予されている番組の配信開始に向けたスケジュールを速やかに策定することを求めています。 　NHKは、全ての放送番組の配信を猶予されているNHK BSは、「プロスポーツや海外番組の配信に係る権利が取得できない。あるいは取得できても高額である」ことや、そのことを踏まえ「配信可能な番組を中心とした編成に変えると視聴者の満足度が低下する懸念(公共放送WG資料15-2　p.36)」を示しています。 　単に「放送と一緒に同時配信の許諾が得られないのであれば放送もしない」との結論とすれば良いだけとも考えられますが、このNHKの主張は、甲子園の事例を踏まえれば、単にインターネット配信における権利処理が難しいという以上に、放送がネットを中心とした情報空間・時代の要請に応じるほどに、かえって放送そのものの視聴者満足等の低下を招きかねない	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	という重要な示唆であると考えます。 　このような現状をふまえ、本検討会取りまとめにおきましても、「テレビ番組のインターネット配信に係る課題」の本項におきまして、今後の検討に向け、第4次における議論に留まらず「権利処理の課題」を適切に整理・記載すべきと考えます。 【個人76】		
45	○　「（５）テレビ番組のインターネット配信に係る課題」におきまして、放送事業者における「権利処理の課題」についての記載がないことに違和感を覚えます。 　送事業者との意見交換結果(本検討会資料37-1 p.7)や、NHK発表資料(本検討会資料40-1 p.36)において、権利処理の課題が述べられております。 　また、象徴的な話としていわゆる夏の甲子園や政見放送が「放送」では視聴可能だが「NHKプラス」では視聴できない(本検討会第36回議事要旨p.12、第42回議事要旨p.13 奥構成員)との指摘もありました。 　ご案内の通り、放送同時配信等の普及に向け、令和3年著作権法改正により許諾推定規定が導入されました。 　番組制作にあたり、著作物（脚本・写真・映像等）の著作権、映像実演(俳優の演技等)の著作隣接権に関する放送の許諾を得る際、権利者が「別段の意思表示」をしていなければ「放送」に加え「同時配信等」での利用も許諾したものと推定し、同時配信等に係る権利処理を円滑化する規定です。(放送コンテンツの制作・流通の促進に関するWG 資料10-2 p.41) 　この点、「別段の意思表示がなければ許諾したと推定する」とは、裏を返せば、権利者が「”放送”はよいが、”見逃し”あるいは”同時配信”は許諾しない」と言えば、同時配信は出来ないこととなります。 　なお、「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するGL」では、「同時配信等にあたっては、放送とは別に正当な対価が支払われることが権利者から望まれている(p.2)」こと、「放送のみの場合と、放送と同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払う(p.3)」こと、「別段の意思表示は、同時配信等を拒否する意思表示のほか、同時配信等を行う際の条件を伝えること(p.4)」と整理されています。 　放送の同時配信”等”は、TVerのように放送事業者とは別の主体が、広	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	告の差し替えも含め放送とは別サービスとして実施している場合や、一定期間繰り返し視聴が可能な「見逃し配信」といった「放送」とは別の利便を提供するものなど、放送とは別物と捉えられる点があり、上述したようなGLにおける整理は権利者の側から見て適当であると考えます。 　他方で、「NHK地上契約」は、「地上放送」と「配信」を一体として2か月2200円の受信料を頂戴する、視聴者から見れば”ひとつの放送サービス”ですが(NHK受信料の窓口)、視聴者の利用手段が「放送」か「同時配信」か、伝送手段が異なるだけで、視聴可能な番組に差が生じている現状は、放送事業者の権利者に対する真摯な協議のみで解決可能な事項であるのか、検討の余地があると考えます。 　なお、著作権法上はNHKプラスと同じ通信であり、放送事業者が得る放送の許諾とは別に同時配信の許諾を得る必要があるIPマルチキャスト(地域限定特定入力型自動公衆送信)においては、フタ無しで視聴が可能というチグハグな状況も生じています。 　「地上デジ IP再放送 審査GL(p.10)」によれば、「⑩再放送にともなう著作権や著作隣接権などの関連する権利処理は、当該 有線テレビジョン放送事業者が行うこと。」とされており、IPマルチキャスト事業者が配信に係る許諾を個別に権利者より得ていると考えられます。 　「放送」と「同時配信」の権利処理における対価額の多寡、あるいはそれぞれの料率の高低、許諾する/しないは、現状の制度に則り、放送事業者と権利者間の協議のもと行われるべきことですが、放送法上の、あるいは著作権法上の「放送」、「通信」いずれに当てはまるかという純然たる差異が、真摯な交渉を尽くしても、”非合理な不許諾”を生む一因として存在しているようにも思われます。 　「見逃し配信」は一定の期間内であれば何度も見返すことが可能という点で、従前の”放送とは別の利便”を提供しており、放送とは別の許諾・別の対価を権利者が求めることは当然と考えられ、またそれにより許諾の可否が放送と見逃しでは変わり得ると考えられ、よって「見逃し配信」も含めて「放送」と定義することも難しいと考えられますが、「同時配信」については諸外国の多くが「放送事業者の行う同時配信」を「放送」と位置付けているように(文化庁 放送番組のインターネット同時配信等に係る権		

	利処理の円滑化に関するWT 第1回 参考資料10-1)、日本においても、放送事業者の行う放送同時配信を、放送法上も著作権法上も放送とする検討など、放送のインターネットを用いた提供の促進に向けた議論が必要であると考えます。 　みだりに「放送」の定義・範囲を広げることで、権利者の正当な権利・利益が狭められることはあってはなりませんし、放送での視聴に加え、同時配信による視聴増に対し適切な対価を権利者に支払うことは必須ですが、同一の主体が、同一の提供料金の中で、同じ番組を、放送あるいは同時配信で届ける上におきましては、伝送路あるいはデバイスの違いによって権利許諾の可否が異なる可能性を生じさせ得ることは是正されるべきと考えます。 　取りまとめにて、テレビ番組のインターネット配信に係る課題として、このような権利処理関連の課題が引き続き存在していることを記載し、今後の検討に生かすべきと考えます。 【個人76】		
46	○　本検討会資料36-2では、「同時配信が普及すれば、基幹放送に課されている「あまねく(努力)義務」の補完として、当該同時配信も含めることはあり得るか。(ネット同時配信の普及に応じた放送制度のアップデート)」といった検討の方向性(案)が示されました。 　「同時配信が普及すれば」との前置きや「普及に応じ」放送制度のアップデート、放送概念の議論を行うとの取り進め方は、本検討会構成員や放送事業者に対するアンケート等におきまして、権利処理に対する課題がこれまで縷々述べられてきたことを踏まえますと、必ずしも適切な進め方・論点の提示ではなかったと思われます。 　放送事業者は、「あまねく(努力)義務」の責務を全うするためにテレビ番組のインターネット配信を促進したいというよりは、取りまとめの記載にありますように、国民の視聴スタイルの多様化に応じ、スマートフォンやチューナーレスTVといった様々な機器で、放送(同時配信)の価値・役割に触れてもらえる接点を設けたい、あるいは追っかけ配信、見逃し配信といった通信ならではの利便も提供できるようになることを目指していると考えられます。	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	そこに至るために、放送事業者から、権利処理の円滑化や配信設備の導入に係る課題がこれまで縷々述べられてきた(本検討会資料37-1 p.7、放送コンテンツの制作・流通の促進に関するWG資料2－2 p.24、本検討会資料2-1 p2,4)のだと思われます。 なお、放送の同時配信に関する視聴者ニーズがあることは、諸所の調査で明らかにされている（本検討会資料34-4 p.23、民放online「ローカル局の同時配信へのニーズはキー局以上にある可能性も」）ところです。 取りまとめの「ローカル局においてはその権利を有する自社制作番組が少ないという課題。(中略)インターネット配信を着実に拡大していくためには、必要なコストとの関係も踏まえつつ、自社制作番組の拡大も併せて期待される。」との指摘に異論はございませんが､これはバラエティ番組等、事前収録の完パケ番組に対し言えることであると考えます。 放送免許が単一の県域に留まるローカル局においては、24時間の編成のうち自社編成の大半を占めるのは夕方帯の情報番組やストレートニュースであり、視聴スタイルが多様化した現在においては、これらの番組全体を同時配信(あるいは見逃し配信)で、免許県域内(あるいは県外)の視聴者に向けて届ける仕組み・環境がまずは必要であると考えます。 【個人76】		
47	○　この章において、テレビ番組のインターネット配信については、主に地上波放送局を中心に論じられているが、衛星放送においてもこの問題は重要な問題である。衛星放送は、現状、直接受信のためにはパラボラアンテナの設置が必要であることやケーブルテレビでの受信のためにはセットトップボックスが必要であることから、固定受信に限定されることとなり、視聴者の受信環境の多様化や変化に対応できていない状況である。こうしたことを克服するために、配信の方式にとらわれず容易に配信事業に取り組むことが可能となるような制度整備を希望する。 【一般社団法人衛星放送協会】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
２．ラジオ番組のインターネット配信の実施状況			
48	○　民放ラジオの経営環境の厳しさについては、本取りまとめ案においても強く認識されていますが、現状はますます厳しさを増しており、喫緊の課題である経営基盤強化に資するよう、放送制度も迅速かつ柔軟に見直して	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	いくことが必要です。民放連や我々送事業者の切実な要望を受け止め、ＡＭ、ＦＭを問わず、radikoを放送の補完・代替手段の一つとして認めていただきたい。 　また、図表３－18「ラジオ中継局のradiko等による代替に関する日本民間放送連盟の要望」では、視聴継続措置の努力義務について触れられています。令和7年9月には「望ましいガイドライン」が策定され、視聴継続措置の努力義務の対象となるのは「中継局」であると明記されています。2028年の再免許申請で、現在のFM補完局を親局とするFM変換を申請する際の、現AM親局の廃止に関する考え方について、特例措置終了後、速やかに公表して頂くことを要望いたします。 【北海道放送株式会社】		
（２）ＡＭ局の運用休止に係る特例措置			
49	○　第３次取りまとめでは、ＡＭ放送の見直しにあたり、radikoなどインターネット配信もカバー手段として考慮し、要件を緩和する方針が示されております。これを受け、2024年12月の基本方針改定により、ＦＭでの補完が難しい地域ではネット配信による代替も認められるようになりました。一方で、ラジオ受信機の保有率は低下し、単営社の約半数が赤字となるなど、環境は厳しさを増しています。こうした実態を踏まえれば、聴取手段の多様化を前提に、AM・FMといった従来の放送方式にとらわれず、インターネット配信を含めた柔軟な代替手段を認めることが不可欠であると考えます。 したがって、ラジオ中継局の代替については、個別条件に過度に拘束されることなく、実情に応じた無条件での代替を可能とする制度設計を強く求めます。 【株式会社秋田放送】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 　なお、インターネット配信による代替に関する御意見については、現時点では、ＦＭ転換やＡＭ局廃止の検証に関する特例措置において、ＦＭ局等の放送によるカバーが地理的・地形的特性、経済合理性等の観点から特例適用局がカバーする一部の地域で困難な場合には、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することが可能とされているものの、それ以外においてインターネット配信による代替が認められたものではないと承知しております。	無
50	○2.FM転換およびAM局廃止に係る制度整備の加速化 　経営基盤強化の観点から、FM転換およびAM局廃止の手続きを可能な限り加速・簡素化することを強く要望します。各事業者が経営判断に基づき、過度な負担なく合理的にFM転換を選択できるよう、審査基準の明確化と手続きの迅速化を求めます。 　特に、二重投資を回避し、捻出された資源をコンテンツ制作やデジタル対応へ投資できる環境整備が急務です。	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	【株式会社TBSラジオ】		
51	○3.radikoの制度的位置付けの明確化と放送の代替容認 　radikoを「放送を補完するサービス」という従前の位置付けをさらに進め、中継局廃止時等における「放送の代替手段」として制度的に認めるよう要望します。 　すでにradikoは、若年層を中心とした新規リスナー獲得の窓口であり、詳細なログデータに基づくデジタル広告ビジネスの参入など、ラジオ事業の収益基盤を支える不可欠なインフラとなっています。 　「ユーザーの受容性」や「災害時の対応」については、スマートフォンの普及率や災害時における情報収集行動の変化に鑑みれば、radikoは十分にその役割を担い得ると考えます。 　これらを理由に、radikoを放送ネットワークの一部として公式にカウントするなどの柔軟な法令整備を求めます。 【株式会社TBSラジオ】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
52	○4.2028年再免許を見据えたスケジュール感の提示 　多くの民放ラジオ事業者が次なる経営判断を下すためには、2028年の免許申請に向けた予見可能性の確保が不可欠です。 　遅くとも免許申請の1年前（2027年初頭）までには、以下の事項を含む具体的な制度設計を完了させることを強く要望いたします。 ① AM局廃止に関する判断基準の策定 ② radikoを放送の補完・代替手段として容認するための法令上の整理 　民放ラジオは、地域文化の担い手であり、災害時のラストワンマイルを担う公共財です。この社会的使命を次世代に引き継ぐためには、規制の枠組みを抜本的に見直し、デジタル・ネットとの融合を前提とした「新しい放送制度」への速やかな移行ができるよう重ねて要望します。 【株式会社TBSラジオ】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
53	○　社会基盤のバックアップ温存として、AMの廃止に反対する。 　低レベルの技術で聴取できるAMは、複雑なFM・デジタル波を使えない企業・地域の生命線だ。 　広範囲をカバーするAM基地局が経済的な理由で維持できないとしても、小規模のAMラジオ送信は、いつでも行える様に確保しておくべきだ。	本案において、ＡＭ局については「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置の実施状況等も踏まえつつ、ユーザーの受容性や災害時の対応等の条件面を具体的に検討することが適当」としており、総務省において具体的に検討を進めていくことが適当であると考えています。	無

	基地局を増やし範囲をFMと同程度に縮小するなどで、対応できるはずではないのか。 【個人16】		
（３）ＦＭ事業者からの要望			
54	○　P.36-38に第41回会合で行った弊社プレゼン資料の多くを引用頂き、感謝申し上げます。ただし、「廃止に踏み切る前に地元の理解を十分得る目的ならば、中継局を（６か月以内）休止することは、電波法上問題ないと明らかにして頂きたい」という弊社要望の引用がありません。本要望につきましては、検討会で構成員から「電波法第76条第４項における、＜正当な理由がない＞の解釈が明確になっていれば、対応がしやすいという趣旨の要望について、総務省におかれても、可能な範囲で工夫ができるか御検討いただけるといい」とのご発言を頂いたこともあり、検討会として、総務省に明確化を求めて頂けますと幸いです。何卒、宜しくお願い致します。 P.38に「構成員からは、ＡＭ局が中継局を廃止する際には、まずＦＭ転換が想定され、引き続き放送ネットワークによってエリアがカバーされるが、ＦＭ局が中継局を廃止する場合には、代替手段としてradiko等のインターネット配信が想定され、通信ネットワークを用いることとなることから、必ずしも同様には扱えないのではないかといった指摘もあった。」という記載があります。しかしながら、P.55には、「ＡＭ事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」という記載があります。つまり、AM事業者は、「引き続き放送ネットワークによってエリアがカバーされる」地点ではなく、『中継局廃止で放送ネットワークによってカバーされなくなる地点』について、radikoを「代替的視聴手段」として認めるよう要望しているのであり、FM事業者の要望と何ら変わることはありません。この点につきまして、ご理解を賜りますことをお願い致します。 【株式会社エフエム東京】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、電波法（昭和25年法律第131号）第76条第４項第１号においては、総務大臣が免許を取り消すことができる事由として、「正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき」と規定されており、６か月未満の中継局の休止は当該規定に抵触しないものと承知しております。	無
55	○　ラジオ事業者全体の売り上げが下がる一方、中継局の維持、設備の更新費用については、昨今の人件費や材料費の高騰により負担が年々増加傾向	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	にあります。中継局の多い事業者においてはその中継局の規模、放送区域の人口割合に関わらず、費用はほぼ大小関わらず同一にかかってくる傾向にあり、小さい規模ほど中継局維持が経営的負担になってきております。 「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置」同様に、FM事業者においても中継局廃止においてradiko等のラジオ番組のインターネット配信を放送の補完・代替手段として認める制度整備を要望いたします。 【株式会社ベイエフエム】		
56	○　「ラジオ番組のインターネット配信の在り方」（P55他）については、AM局が先行し、中継局の廃止に向けた運用休止の取組みや、地方公共団体や住民等に対するアンケート調査の実施等が行われています。これはＡＭラジオ事業者の経営状況がＦＭより厳しい訳では決してなく、経営規模が小さくラジオ専業社が多いFM事業者も同様に中継局の維持に係る負担への強い危機感を持っています。 今後の検討に当たっては、FM事業者をAM事業者と同等に扱っていただきたいと思います。また、得られた各種アンケート調査等の知見をFM局の検討においても援用できる等の検討をお願いいたします。 【個人46】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
57	○　中継局の維持に係る負担感の増加に深く共感いたします。 2回目の「AM局の運用休止に関する特例措置」の結果等を踏まえた上で、既存FM局の既存中継局廃止についても、「AMのFM転換の際のradiko等代替」と同様との措置となることを要望いたします。 【株式会社FM802】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
58	○　FM聴取困難地域を「radiko」に頼る方針を示しているが、これも問題だ。 radikoは海外からの聴取をIPでブロックしており、折角インターネット聴取としているのに、聴ける範囲が国内限定となっている。 アプリによる囲い込みをやめ、他国の主要メディアで行っている様に、特定のアプリに頼らないストリーミング放送とすべきだ。 【個人16】	本案において、「仮にＦＭ事業者が中継局の廃止を検討する場合については、ＡＭ事業者が運用休止に当たって地方公共団体や住民等に対してアンケート調査を行っていること等も参考にしつつ、まずは、放送区域内の地方公共団体や住民等の廃止に係る反応を把握する取組を行うことが適当」としており、本案ではradikoに代替する方針は示しておりません。	無
第４章　インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方			
１．デジタル空間において期待される放送の価値・役割			

（１）デジタル空間の健全性の確保への寄与			
59	○　情報空間が拡大する中、インフォメーション・ヘルスの確保における放送の役割は重要であり、そのための環境整備が進むことを望みます。 　特に「プロミネンス制度」は、地域に根ざした信頼性の高いローカルコンテンツがデジタル空間で埋没することを防ぐために不可欠です。地域の安心・安全に資する情報が、CTV等のプラットフォーム上で確実に視聴者に届く環境を確保するため、官民連携による実効性のある自主ルールの策定や実証を加速することを求めます。 　また、放送ネットワークの強靭化とあわせ、ネット配信を含む「情報の重層化」により、大規模災害時でも確実な情報伝達が維持される環境の整備を求めます。 【中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
60	○　SNSを中心にアテンションエコノミーが拡大し真偽不明の情報が氾濫する中、地方局が出所を明らかにした上で責任を持って地域情報を発信するという役割は今後、ますます重要になっていくと考えています。 【株式会社テレビ大分】	ローカル局の役割に対する御意見として承ります。	無
61	○　フィルターバブルやエコーチェンバーと呼ばれる現象は、ネット空間での情報に依存するユーザーが増えていく中で問題がさらに顕在化、拡大すると予測しており、偽情報・誤情報の拡散に歯止めが効かなくなる時代が来るのではないかと危惧をしています。ネット空間でも信頼される情報の発信を行う主体は、地上波放送局や新聞などの従来メディアが主な担い手であると考えます。ネット空間において信頼される情報源に容易にアクセスできることを実現するプロミネンス制度の検討と導入は非常に重要であり、早期に検討をすすめ、具現化すべきと考えます。 【札幌テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
62	○　「（１）デジタル空間の健全性の確保への寄与」の記載について賛同いたします。放送がデジタル空間の健全性確保に寄与できる点として大きく二つあると考えます。 　一つ目は、放送法が規定する番組準則（４条）に倣い、番組種別ごとに番組編集の基準を策定(5条)し、番組審議機関を設置(6条)し、番組の適正性を自ら確認するといった自主自律の取り組みを経て、信頼性の高い情報を	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	送り届けること。この点は、SNSや動画共有プラットフォーム等におけるUser Generated Contentには無い価値・役割です。 二つ目は、特別な事業計画によるものを除き、基幹放送(テレビジョン放送)においては、番組調和原則(106条)により、報道・教養・教育・娯楽等をバランスよく編成し、その編成割合を公表することが求められています。(放送法施行規則4条4項) これらは、利用者のニーズ、個人的な興味・関心のみを念頭にサービスを提供する動画配信サービスや情報伝送プラットフォームには無い放送ならではの価値・役割と言え、関心経済による弊害が叫ばれる今日、非常に重要な点であると考えます。 情報流通諸課題検討会におけるプロミネンスについての問い「どのような情報源・情報の内容を信頼できる情報と位置付けるべきか、また、当該情報の表示をどのように優先すべきか」へのひとつの解としては、上述のように、信頼を確保する制度的な仕組み、また地域を含む多様な情報を届ける制度的な仕組みを備えている基幹放送(地上テレビジョン放送)あるいはその同時配信を、チューナーレスTVやコネクテッドTVのホーム画面(情報伝送プラットフォーム)において優先表示することが考えられます。 利用者がコネクテッドTVのホーム画面を訪れた際に、基幹放送(地上テレビジョン放送)各局が、いま放送(あるいは同時配信)している内容がサムネイルや番組名を通じて分かる形で表示(※)され、利用者の興味関心に関わらず、世の中の出来事が目に留まりやすくなることが重要であると考えます。 ※参考表示イメージ：イギリスのAndroid TVにおける表示https://www.everyonetv.co.uk/news/press-release/android-tv-homescreen-update 【個人76】		
63	○　第4章インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方1(1)デジタル空間の健全性の確保への寄与「前述のようなフィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題も顕在化する中で、放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス(情報的健康)の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していることを示している。」について意見があります。フェイクニュースについて放送する側は対策を取る必要があると考えま	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお、放送法において、放送番組の編集は、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとされており、同法第４条に規定する番組準則等を踏まえて、各放送事業者において判断されるべきものと考えます。	無

	す。なぜなら、生成AIによって作成されたフェイクニュースを真実か嘘かどうか判断することは極めて難しい状況にあるからです。フェイクニュースが蔓延している状況下で真実の情報を得られることの価値は高まりつつあります。 　放送する側が具体的に、以下の1及び2のような対策を取ることで、放送の価値を高めることに繋がると予想します。 1. フェイクニュースをフェイクであると放送する必要があります。現在の情報空間において、嘘が嘘だということが分かること及び真の情報を得られる放送は顧客の需要に繋がると予想します。 2. 「生成AIを用いることでフェイクニュースの作成が可能だという情報」及び「生成AIを用いて作成されたフェイクニュースがSNSに蔓延しているという情報」を放送する必要があります。前提として、生成AIがフェイクニュースを容易に作成可能にするツールだということを知らなければ、人々がフェイクニュースを信じる恐れがあります。その状況を回避するためには、人々が生成AIというツールの危険性及び生成AIというツールを用いて起こした事件や被害への理解を促すような放送をすることが極めて重要です。 　生成AIというツールの危険性とはどのようなものなのかを一部以下に示します。 ・生成AIは海外版データセット及び数多の著作物を盗んで学習し、作られたものであり、学習したものを原本の状態で出力する可能性がある。権利侵害を引き起こす可能性が極めて高いツールである。 ・とある脳波測定を用いた研究において、生成AIを用いることが人々の判断能力を低下させたことが判明した。 ・生成AIは詐欺に使われており、被害が増えている。 ・生成AIの動力源であるデータセンターを稼働させるためには水が必要であるため、水不足を引き起こした地域が海外にある。 　これらのような事実を放送することがフェイクニュースが蔓延る情報空間において、放送の価値を高めることにさらに繋がると考えられます。 【個人78】		
64	○　「偽・誤情報等の流通・拡散」「フェイクニュース」「権利侵害や社会的	放送に対する一つの見解として承ります。	無

	混乱」は、インターネット上より、新聞・テレビのほうが問題だ。新聞・テレビは、取材能力の低い少数の事業者が一方的に情報を垂れ流すものだ。「エコーチェンバー」は、少数の事業者が結託したテレビ・新聞のほうが深刻だ。「伝統メディア」という表現は、良いもののように見えて不適切だ。「オールドメディア」と表現すべきだ。もし新聞・テレビを「伝統」というなら、それは悪しき伝統だ。 インターネットは、新聞・テレビによる偽・誤情報を訂正し、新聞・テレビが隠そうとする多種多様な情報を伝える。新聞・テレビは誤りを訂正しようとしないが、インターネット上の集合知により誤りが訂正される傾向にある。新聞・テレビが情報を寡占してきたことが不健康なのであり、インターネットの発展が「インフォメーション・ヘルス（情報的健康）」に資すると考える。 私は、放送に価値を感じないし期待していない。 【個人45】	なお、放送法では訂正放送に関する規定があり、放送事業者が仮に真実でない事項の放送をした場合、同規定を踏まえて、訂正又は取消の放送を実施しているものと承知しております。	
65	○　第4章にて『インフォメーション・ヘルス』についての記述がある。成程確かに視聴者側が嘘を嘘だと見抜けるだけの力を持つのは重要だ。生成AIをはじめとした嘘が真実のように拡散される現代ではなおのことだ。では、なぜ発信者側は「業界団体による自主規制型行動規範を活用しつつ」の対応となるのか？数字欲しさに嘘を振りまく連中に自主規制も行動規範もない。「数字が取れれば勝ち、騙された奴らはバカの情報弱者」だ。受信者側のリテラシーも確かに重要だが、それ以前に発信者側が嘘を真として垂れ流さないための制度が必要だ。 【個人79】	インフォメーション・ヘルス（情報的健康）に対する一つの見解として承ります。	無
66	○　取りまとめ第4次案の第4章1.「デジタル空間において期待される放送の価値・役割」の内容について、p.40の「伝統メディアに期待される役割・責務として、（中略）信頼できるコンテンツを発信すること」及び「放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している」に賛成します。 そのうえで、さらに踏み込んで、放送業界は信頼性の確保のために偽・誤情報のリスクが非常に高いツールをコンテンツ制作に使わない方針を設	本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、生成AIに関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	定し、明記していただきたいです。具体的にはいわゆる生成AIと呼称される技術・サービスが該当します。 　生成AIは学習元のデータの意味を人間のように理解・判断しているのではなく、文字や色味のデータの並びを確率で再構成しているだけであり、正確性が一切担保されません。また、学習元のデータは海賊版利用あるいは無断利用されているなど権利侵害の問題が世界中で明らかになり裁判で開発企業が賠償や和解金の支払いをすることとなっています。よって、生成AIサービスの利用はコンプライアンスに大きく反することになり、コンテンツの受信者の信用を損ないます。 【個人81】		
67	○　「信頼できるコンテンツを発信すること」が放送に期待される役割・責務であることを改めて明記し、更に「放送にはその価値を維持するための努力が要請される」と追記して、放送した内容が誤っていた場合に国民に十分に訂正と正しい情報が届くように方針を明記してはいかがでしょう？ 　「利用者が多種多様な情報を受信できずに自律的かつ適切な判断を下すことが困難となる結果、社会経済の混乱等がもたらされる可能性」が指摘されているが､例えばHPVワクチンについて新聞やテレビを中心に大々的に「危険性」が報じられたためにワクチンの接種が停止されてその後長く接種奨励が為されず【参考２】､本稿で取り扱っているテレビや新聞などのメディアから発生・拡散した情報によっても国民等において自律的かつ適切な判断を下すことが難しくなり社会に大きな不利益が生じることがある。更に、2015年の名古屋市での大規模調査「名古屋スタディ」によりワクチンの危険性が否定され､2016年にはWHOからの「ＨＰＶワクチンの安全性に関する声明」によってワクチンの安全性と日本の対応の異常さが指摘されるが、テレビや新聞などのメディアのワクチンの安全性に関する報道の量は危険性を報じたものに比べて非常に少なく【参考３】､2023年時点になってもワクチンの安全性の情報が多くの当事者に届かずに接種をためらっており【参考４】､テレビや新聞などのメディアにより流布した（結果的にせよ）誤っていた情報が十分に訂正されていないことが分かります。	放送の価値・役割に対する一つの見解として承ります。 　なお、放送法では訂正放送に関する規定があり、放送事業者が仮に真実でない事項の放送をした場合、同規定を踏まえて、訂正又は取消の放送を実施しているものと承知しております。	無

	【参考２】厚生労働省健康課長：正林督章さんのインタビュー記事（インタビュー当時、環境省審議官） 「HPVワクチン　厚労省はいつ積極的勧奨を再開するのですか？」令和元年７月２６日公開 https://www.buzzfeed.com/jp/naokoiwanaga/shoubayashi-3 【参考３】山口浩教授（駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部）記事 「新聞はHPVワクチンをどう報じたか」令和３年９月１７日公開 https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/b232a5d8d37a2e1ebe6897564b7f2db6b50f927d 【参考４】厚生労働省　令和５年７月２８日 「HPVワクチンに関する調査」の結果、概要スライド4枚目（調査結果本紙15～18ページ） https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001125941.pdf 【個人50】		
68	○　報告書には放送への「期待」だけでなく、偽・誤情報や有害情報【参考１】への対応についての公平性を担保するよう、事業者の自主的な取組を促すような記述を併記してはいかがでしょう？ 　取組として、具体的には対応方針の公表や判定手続きの透明化、外部意見の反映を求める表現を想定しています。貴省も公式に述べる通り偽・誤情報や有害情報の判定は容易でない場合も多く【参考１】、恣意的運用が正当な部分のある情報や市民意見の排除につながり、表現の自由に加えて市民の「知る権利」が侵される懸念があります。期待のみの記載では放送が常に十分に対応しているとの誤認を招くため、具体的な努力を促す記述が必要ではないでしょうか？ 　基準や手続きが不明確だと誤った削除や排除が生じやすく、表現の自由と公共性の均衡が損なわれる可能性があります。透明性と外部からの監視・救済手続きが信頼確保に資します。また、このような状況であれば、偽・誤情報の判定が容易ではない場合であっても、表現の自由と公共性の均衡	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	を損なうことなく、偽・誤情報である強い疑いを放送によって提示することが可能となり、却って国民の知る権利や民主主義が守られることになりえます。 【参考１】「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会　中間取りまとめ」令和7年9月17日、特に偽・誤情報の判定が容易ではない場合があることについては同パブリックコメント結果p36に記載の意見 （４）に対する貴省のご回答より。また、有害情報は現状では定義も困難であることが本中間とりまとめには記載されていることから、判定にはより一層の困難があると承知している。 【個人50】		
69	○　生成AIの台頭によるディープフェイクやデマの氾濫から、放送の価値を見直す流れが出てきていると思います。 実生活でも、ネットは嘘ばかりだから信じないという声も聞こえてくるようになりました。 信頼出来る報道機関によるニュースや情報伝達は、ネットの隆盛期よりもさらに需要と価値が高まっています。 しかし、最近のテレビ番組では、生成によるイラストや画像を使用し、せっかくネットと差異化出来ていたのが、ネット上の有象無象の記事と変わらない程度になってしまいました。 信頼出来る報道機関としての在り方を見直していただきたいと思います。 また、新聞協会が出した声明（https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260420_16248.html）のように、報道機関が身を粉にして集めた情報を無断でかすめとり、利用していく生成ＡＩは本国ではいまだに野放しのままです。 テレビ番組の内容を生成で改変した動画も出てきています。 放送業界においても、以上の意識改革と無断利用の対策を考えていただきたいと思います。 【個人74】	放送事業者に対する御意見として承ります。	無
70	○　資料への指摘は以下の通りである。 40ページの生成AIやメタバース等の権利侵害による混乱を招くという部	生成AIに対する規制については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に対する御意見とし	無

	分だが、現状普及している生成AIは成り立ちから権利侵害をしており、メタバースと共に括るには不適切と思われる。 　また、エコーチェンバーやフィルターバブルの懸念は最もであるが、それはインターネット上のみならずテレビやラジオなどの放送番組にも同様に存在する問題である。番組制作に携わる人間がインターネットを使っている以上、特別な問題であるかのような表現には疑問を覚える。 　若者のテレビ離れとあるが、テレビ離れの理由について深く調べる必要を感じる。私自身は20代前半だが、テレビのような限られた用途の高級品を購入するくらいならば、スマホやパソコンなどマルチに使用できるものに頼るのは必然であると考える。好きな内容が放送されているわけでもない上にどこも同じような報道ばかり、関心のある分野はネットで探して見ているため、そもそもテレビが若者に寄り添っていないだけではないだろうか。番組内容が若者が関心のある分野と乖離しているように感じる。私個人としては、楽しめるコンテンツを楽しみつづけるために、コンテンツを守れるような内容の番組が少ないことに失望している。 　参考資料には生成AI活用を地方支援と捉えているものもあるが、数々の問題を無視しており賛同できるものではない。本当に必要なことは、持続可能な社会であり、搾取的な構造、大規模な資源の消費、ディープフェイクなどの拡散を助長するものを地方の問題解決に使用するのは本末転倒である。その場しのぎでしかないものであるのは自明であり、必要なのは問題の周知と問題解決に向けての研究や法整備といったものである。活用できる段階ではない。 　放送についての改善点としては以下の問題に対処する必要を感じる。 　昨今の放送番組での生成AI活用は権利、環境、フェイク問題に満足に触れず活用ばかりであり、触れたとしても浅い部分である。番組で活用してしまっている時点で視聴者が不信感を抱くのは当然と思われる。chatGPTなどは権利問題も顕著であり、利用しているだけでうんざりしている視聴者がSNSでは多く目立つのに対し、番組側は視聴者の反応には寄り添っているようには見受けられない。問題意識を持てば持つほど、そのような放送内容をするものへの反感は増えるばかりである。法整備が整っていない今、	て承ります。	

	報道をしないということは放送局の怠慢と捉えられても仕方ないと感じる。 　そして、未管理著作物裁定制度も始まり、こちらへの意識の低さも問題と思われる。ニッポン放送のような声明を出している放送局は少なく、制度そのものも穴が多くデメリットが上回るような代物にも関わらず問題提起をしないのは疑問である。 【個人56】		
71	○　第4章にて、現在の真偽不明かつ注目度の高い情報のみがアルゴリズムによって取得しやすく、真偽の裏付けを取れる信頼度の高い情報発信元が激しく損なわれている現状に対して、生成AIの法規制がないまま誰でも偽情報が流されている状態に対して41ページで触れられたプロミネンス制度のように、他国の状態を踏まえれば生成AIのラビリング義務などの法規制が最優先である 　国民が安心して情報を取得するのに未管理著作物裁定制度はテレビ放送も適応内であり、こちらのような無駄な制度に人員をさかなくてはならない事態も問題である 例https://www.1242.com/lf/copyright/ ニッポン放送の番組HP 【個人55】	生成AIに対する規制については、本案の意見募集の対象としておりませんが、一つの見解として承ります。	無
72	○　P40にて生成AIによる権利侵害に触れていますが、それを知っているのならいい加減、罰則付きの規制法をつくってください。権利侵害が問題になっているとわかっていて推進する意味が分かりません。 【個人66】	生成AIに対する規制については、本案の意見募集の対象としておりませんが、一つの見解として承ります。	無
73	○　現状の主要な生成AIが引き起こす無許諾学習問題や著作権・人権侵害の問題、偽情報の問題を以前から不安に感じている者です。40ページの「第4章 インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方」において「生成AIやメタバース等の新しい技術やサービスの進展・普及により、偽・誤情報等が流通・拡散することによって、権利侵害や社会的混乱が発生する等、実空間に影響を及ぼす課題が発生していることが指摘されている。」と、現状の生成AIの危険性について触れていただきありがとうございます。既存メディアとしての放送には、取りまとめ(案)にあるように、より正確で根拠の確かな情報を発信してい	生成AIに対する規制については、本案の意見募集の対象としておりませんが、一つの見解として承ります。	無

	ただけることを期待しています。ですので、できれば現在のハルシネーションや無許諾学習、権利侵害の問題を抱えた生成AIは放送するものに利用してほしくはありません。どうしても利用する場合は、画像や動画には生成AIを利用したことがわかるようマークを入れるように指導していただきたいと思います。希望する視聴者が生成AIを利用したものを避けられるようにしていただきたいです。 【個人84】		
74	○　「安心かつ安全で信頼できる情報空間としてのデジタル空間の実現」は現状では不可能です。 　そもそも、コンテンツやデジタル空間を作成している人間自体が信用のない存在になっているからです。 　日本人に向けての発信ではなく、明らかに海外からの移住者や個人的な思想を持った人が制作をしているコンテンツが相当数を占めていると感じています。 　また、生成AIの利用は生成AIのなりたち、利用されているデータの人権・著作権・肖像権、様々な部分で大きく問題があり既に海外では禁止、使用する事により民間の怒りを買っている状況です。 　そもそも、この生成AIというツールが信用ならない物であるので、このツールを利用する事が「安心かつ安全で信頼できる情報空間としてのデジタル空間の実現」という事柄から大いに離れている、それどころか真逆です。 　人への尊厳を守らず、尊敬もしない方針を最初から見直すべきだと思います。 【個人68】	生成AIに対する規制については、本案の意見募集の対象としておりませんが、一つの見解として承ります。	無
（２）放送番組への接触機会の確保の在り方			
75	○　地上波放送の制作コストだけでも体力的に大きな負担になっているローカル局が配信コンテンツを充実させるためには、事業者の要請に応じ、公費支援を含む新たな支援枠組みの設計を強く要望します。 【株式会社福岡放送】	御要望については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
76	○　放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代おいてこそ、その役割に対する期待が増していることを示している、との取りまとめ案について、同様の認識で	本案に対する賛同の御意見として承ります。 　御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	す。デジタル空間において信頼できる放送コンテンツを視聴者にとって容易に見つけられる環境が整備されるよう、プロミネンス制度の検討が進むことを望みます。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】		
77	○　コネクテッドTV（CTV）等のプラットフォーム市場は、巨大な資本力を持つ一部のグローバル事業者による寡占状態にあり、公正な競争環境が担保されているとは言えません。 　こうした中、放送コンテンツへの接触機会を確保し、ローカル局の良質なコンテンツが埋没してしまうという懸念があるため、プロミネンス（優先表示）制度等、実効性あるルールの早期実現に向けた議論を深めることを求めます。 【朝日放送テレビ株式会社】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
78	○　「信頼できるコンテンツ」をどのように選ぶのか、懸念する。何者かが勝手に「信頼できるコンテンツ」を選ぶのは、独裁であり民主主義の否定だと懸念する。テレビ放送はコンテンツとして信頼できない。新聞・テレビによる偽・誤情報の流通・拡散を、インターネット上の集合知が訂正する傾向にある。 　「どのような情報源･情報の内容を信頼できる情報と位置付けるべきか、また、当該情報の表示をどのように優先すべきかといった点について、各プラットフォーム事業者に共通する一律の具体的な基準を示すことには、現時点で課題がある」のはそうだと思う。国民一人一人が多種多様な情報を発信・受信し自ら考え情報を選択するのが民主主義であり、一方的に優先すべき情報を提示するのは独裁の懸念がある。 【個人45】	放送行政に対する一つの見解として承ります。 後段の御意見については、本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
79	○　４１ページ目からの第４章 インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方について、生成ＡＩによる偽・嘘情報等が流通・拡散する事によって生じる権利侵害や社会的混乱の発生等の実空間に影響を及ぼす課題が発生していることが指摘されている、との記載がありますが、「伝統メディア（放送・新聞等）に期待される役割・責務として「デジタル空間で流通する情報の収集・分析を含む取材に裏付けられ、偽・誤情報等の検証報道・記事や偽・誤情報等の拡散を未然に防ぐコンテンツを含む	生成AIに対する規制については、本案の意見募集の対象としておりませんが、一つの見解として承ります。	無

	信頼できるコンテンツを発信すること」を含めて整理を進めているのであれば、放送業界における生成ＡＩの不使用を推奨していただきたいです。現状は情報の受け手である視聴者が自ら偽・ご情報等の検証を行わざるを得ない状態です。放送業の将来像と制度を整えるには、情報の受け手を守る為に放送業に関わる企業に対して罰則付きの法規制を早急に整備すべきだと考えます。 　それぞれの情報が正しい情報なのかという裏付けを取らずに安易に生成ＡＩ等に頼ることは情報制度の低品質化や放送業界企業への信用低下に繋がり、放送業そのものの首を絞める事に繋がりかねません。 　発信者側こそ情報の背景や発言の内容に重々気を配り、低品質化・信用低下等を防ぐ為に積極的に法整備を訴えていくべきと考えます。 【個人65】		
２．放送インフラの整備・維持の在り方			
80	○　第4章にあるように、現在、中継局の共同利用等、放送ネットワークの効率化に向けた取り組みが進行中であるが、今後は放送インフラの仕様の共通化、放送機材の共有化など、ローカル放送を維持するための効率化を更に進める必要がある。 　将来にわたってローカル局からの情報発信を維持することが「広域大規模災害を想定して放送サービス」の確保に欠かせない。 　「放送インフラの整備・維持」については、多くの離島を抱えた鹿児島エリアにとって、中継局の維持は大きな経営負担になっている。テレビは県民、就中通信環境に恵まれない離島の住民にとっては社会的に欠かせない公共インフラである。テレビという公共インフラを維持していくために、鹿児島民放局のテレビルート（離島エリア）への公的支援を求めたい。 【鹿児島テレビ放送株式会社】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
81	○　地上（テレビ）放送事業者にはあまねく義務（民放は努力義務）が課せられています。現在では、携帯電話事業者のサービス（スマホ）が人口の99%以上をカバーしており、インターネット経由で多種多様な情報を得ることができます。電波による放送のみが即時性のある情報提供が可能な時代とは異なり、スマホを通じて多様な情報を入手可能となっています。放送事業者自身もインターネット経由で情報提供していること、衛星放送の	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	多様な番組が全国をカバーしていることも併せて考えれば、自ら多大な投資をしてサテ局やミニサテ局を建設・維持することが必然ではないと考えます。公共放送であり受信料を徴収し運営するNHKに対する義務は維持されるべきでしょうが、経営が厳しいとされる民間放送事業者へのあまねく（努力）義務は廃止し、放送事業者の判断に委ねて良いと考えます。 公共的なサービスである電気、水道、ガスには同様のあまねく提供義務はかかっていません。過疎化が進む地域では、バス等の公共交通機関ですら経営状況を理由に（代替性が必ずしも確保されないまま）撤退することも増えています。主要な公共的なサービスの提供も難しく日常的な生活基盤が保証されない辺地にまで、放送のみにあまねく義務を課し続けることは疑問です。なお、提供義務を課すのであれば、国または当該地方自治体が一定の補助をするなども併せて検討すべきと考えます。 放送事業者にあまねく義務を課し続けても、受信側（視聴者）側が対応できない可能性についての検証が不十分と考えます。衛星放送WG第8回(2024.5.18)のNHKテクノロジーズ調査資料によれば、辺地の自主共聴設備は全国で8600施設あるとされ設備更新も危ぶまれていますが、受信者は有料のケーブルテレビへの移行すら否定的との結果が報告されています。ブロードバンド代替等、新たな仕組みを設ける施策が打ち出されてきましたが、肝心の視聴者が受け入れられない施策は、事業者に負担を強いるだけで効果が乏しい懸念があります。 停電時でも携帯電話の基地局がダウンしても、電池で受信機が稼働するAMラジオは災害時の最後の情報伝達手段と考えていますが､NEXCO西日本は昨年秋にトンネル内の再放送設備を休止し、インターネットでの情報収集に切り替えるよう発表しました。送出側の放送事業者に義務を課しても、国全体として整合性のある施策にしなければ災害時の効果は薄くなります。国土交通省や地方自治体とも連携し、国全体として整合性のある政策を望みます。 【個人75】		
82	○　「放送ネットワークインフラに係るコスト」が負担になるのは、コストに見合う価値が放送に無いからだ。放送ネットワークインフラにコストをかけるのではなく、放送をインターネット配信に移行し、テレビ放送を廃	放送の価値・役割に対する一つの見解として承ります。 なお、周波数の割当てに関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に	無

	止すべきだ。あいた周波数帯域を通信に転用のうえ、電波オークションを実施すれば、電波を有効活用できる。 【個人45】	対する御意見として承ります。	
83	○　記載の通り「放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)」の第二十条六にて、民放地上波のあまねく努力義務の円滑な実施に対し、NHKが必要な協力を”しなければならない”とされ、「共同利用型モデル」が機能し始めたことは、NHK・民放の二元体制による放送の役割を引き続き維持するうえで、大変重要な制度整備であったと考えます。 「共同利用型モデル」は、現在のところ、ミニサテ等の末端の中継局維持が目的ですが、親局・大規模局による世帯カバー率が、NHK・民放ともに95%程度(本検討会資料2-4 p.48、BB代替作業チーム資料3-4 p.2)と高い効率性を誇る日本においては、引き続き電波を軸とした放送制度を維持しつつ、今後は、視聴スタイルの多様化に対応した「NHK ONE」のような放送と同等の価値を提供する配信サービスが民放においても生まれ(TVerの発展形)、放送と配信の別なく、またNHKと民放の両方を利用者が簡便に使用できる環境を整えることが、「放送インフラの整備・維持の在り方」として重要と考えます。 その際、当該改正に際し新たに設けられた、第二十条の三11「協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、他の放送事業者その他の事業者が実施する必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。この場合においては、これらの事業者が地方向けに実施する当該業務が地域固有の需要を満たすために重要な役割を果たすことに特に配慮しなければならない。」との規律も大変重要な制度整備であったと考えます。 上述のような放送と通信の連携、民放とNHKが連携した視聴環境を目指した一事例として、本検討会資料34-4　にて、「放送通信機能の検証」、「ローカル放送局コンテンツへのアクセス性向上の検証」、民放(TVer)とNHK(NHKプラス)を一体的に表示するいわゆる「仮想プラットフォーム」等の実証結果が示され、被験者より、利便性に対する高い評価や、報道・地域情報を含む多様な番組への接触機会増加に繋がるとの評価が得られています。	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	本検討会では、林構成員より「NHKと民放が連携してグローバルプラットフォームに並び立つ基盤を形成維持することも大事」との指摘や、それを受けNHK松村経営企画局長より「民放との協調関係の中で、例えば共同利用や、還元目的積立金のうちメディア産業全体のために100億円拠出していく」といったやり取りがありました(本検討会第40回議事要旨)。 このやり取りは「実写コンテンツ展開力強化官民協議会」における海外に向けたNHKと民放の連携を意図しているところですが、今後、国内における「放送インフラの整備・維持の在り方」の一方策として、放送法二十条の三11に言う放送同時配信等のNHK・民放間の必要な協力が進むことも期待いたします。 【個人76】		
84	○　「共同利用型モデル」では、中継局共同整備に加え、ブロードバンド等代替などの新たな伝送技術の開発・導入促進が謳われております。 NHK放送技術研究所では、ここ数年にわたり、伝送路によらない放送コンテンツの提供を目指し「放送通信統合型コンテンツ提供基盤」の研究・開発が進められております。(https://www.nhk.or.jp/strl/open2025/tenji/6/index.html) 放送におきましては、利用者はリモコンの「＋－チャンネルボタン」を押せば、NHKも民放も地続きのひとつのサービスとして各チャンネルを行き来することができ、またそれが視聴者を融通しあうことに繋がっていましたが、配信の世界では、リニア(見逃し含む)を主とした「NHK ONE」、「TVer」、あるいはアーカイブを主とした「NHKオンデマンド」等といったように世界が分断されてしまっています。 このように「放送」と「配信」が分断した世界観、「リニア(見逃し)」と「アーカイブ」が分断した世界観のままでは、コネクテッドTVやスマートフォンの中での競争は覚束ないものと考えます。 イギリスでは、BBCやITV、チャンネル4,5といった公共サービス放送事業者(Public Service Broadcaster)が出資するEveryone TV社が運営母体となり、PSBの地上波の同時配信を１箇所に集約した仮想プラットフォーム「Freely（フリーリー)」が存在します。各局のリニア配信を集約することに特化し、各局が提供するアーカイブは各局のアプリに遷移して利用する	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	建付けとなっています。 Freelyは、日本のHybrid castに相当する欧州の放送通信連携仕様HbbTVの拡張仕様であるOpAppで作成されており、Android OSで動作するアプリとは異なり、対応受信機に予めインストールされ、視聴者が放送サービスを利用する間は随時呼び出されるように動作し、番組表や番組の詳細情報(ミニガイド)の表示なども可能で、対応受信機の普及も進んでいます。 また、Freely(放送サービス)に関するUI/UXを、受信機メーカーが予め設計するのではなく、放送局側がイニシアティブを持って設計・変更可能なもので、受信機メーカーを横断して統一的な表示・動作を実現しています。 HbbTV＋OpAppによる放送サービスのUI/UX設計の良さは、受信機が採用するOS事業者の影響を受けないことにあり、欧州のこのような方向性を日本においても踏襲することが有用であると考えられます。(参考1:Commercial requirements for a new OpApp specification / 参考2：NHK技研R&D 2025年 冬号「コネクテッドTVを巡る放送規格等の国内・海外動向」/参考3：放送コンテンツ制作・流通WG資料13-4 飯塚構成員資料) 「放送インフラの整備・維持の在り方」については、放送と通信を連携した、NHK・民放を横断した新たなテレビサービスの開発に向けて、放送制度・概念の議論と平行し積極的な議論が進むことを期待いたします。 【個人76】		
85	○　記載の通り「放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)」の第二十条６にて、民放地上波のあまねく努力義務の円滑な実施に対し、NHKが必要な協力を”しなければならない”とされ、「共同利用型モデル」が機能し始めたことは、NHK・民放の二元体制による放送の役割を引き続き維持するうえで、大変重要な制度整備であったと考えます。 また、当該改正に際し新たに設けられた、第二十条の三11「協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、他の放送事業者その他の事業者が実施する必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。(以下、略)」との規律も大変重要な制度整備であったと考えます。 これら令和6年の放送法改正は、NHK・民放の二元体制維持に関し、NHK受信料が果たす役割が大きくなってきたことの表れであると考えます。	放送事業者及び放送行政に対する御意見として承ります。	無

	第221回国会､衆参両院における｢放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(令和8年度NHK予算)」の審議の附帯決議として「政府及び協会は、放送を受信する視聴者の減少を見据え、受信料制度の在り方を含め、協会の運営を持続可能なものとするための基本的な考え方を早期に提示すること。」とされました。 有り体に申せば「テレビ受信機を持っていれば支払い義務が生じる」という従来のNHK受信料の在り方は、"チューナーレスのみ”保有世帯が１割を超え(令和6年通信利用動向調査 別紙2p.2)、テレビ受信機非保有世帯が29歳以下世帯では７割以下、総世帯でも９割(本検討会資料33-3 p.10)となる中で、持続可能性に疑義が生じていることは明らかであると考えられます。 また、放送同時配信等の必須業務化に際し整理された「スマホを持っているだけでは、NHK ONEアプリを入れただけでは、支払い義務は生じない」という在り方に倣えば､｢"テレビ放送チューナー付き“のコネクテッドTVを持っているだけで受信料支払い義務が生じるのは平仄が取れていない」といった疑義を挟む余地を生じさせてしまうほどに、CTVの中での主従逆転、放送利用時間が減ってきている現状にあります。(本検討会資料34-3 p.76) NHK受信料が放送全体を支えるものとなりつつあることを鑑みれば､附帯決議に記載の「協会の運営を持続可能なものとするため」というだけでなく､｢NHK受信料」を､｢民放を含む放送全体を持続可能なものとする広義の意味の受信料」へと昇華させ、全国民から徴収する理解を得ていくための所要の方策を議論する必要性も感じるところです。 放送と配信の二軸によるNHKと民放の二元体制･新たな放送サービスの持続的な在り方について､｢放送インフラの整備・維持の在り方」を起点に、今後、発展的な議論がなされることを期待いたします。 【個人76】		
86	○　取りまとめの「第３次取りまとめにおいては、小規模中継局等のブロードバンド等による代替等について提言を行い、これを踏まえた電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律第27号）により、地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律の整備等がなされている。」と	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	の記載に関連し、「地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのGL(以下、「中継局廃止GL」)」が整備されております。 中継局廃止GLでは、中継局を廃止するにあたっての代替的視聴手段として、有線一般放送(いわゆる「ケーブルテレビ」や「IPマルチキャスト方式」)のほか、「IPユニキャスト方式の地域限定同時配信」が想定されております。 代替的視聴手段として列記される有線一般放送は、放送法上は「放送」とされますが、IPユニキャスト方式の地域限定同時配信は「通信(地域限定特定入力型自動公衆送信)」と区分されます(本検討会資料26-5 p.6)。 また、IPマルチ・IPユニ共に著作権法上は地域限定特定入力型自動公衆に該当し、「利用者・権利者間で配信に関し別段の合意がされている場合もあるため、サービス実体に即した利用者・権利者間の合意が必要となる」との整理(小規模中継局等のBB等による代替に関する作業チーム資料19-2 p.4) がなされております。 上記の整理の通り、いわゆるケーブルテレビとIPマルチキャストの間にも著作権法上の区分に差異がある状況となっておりますが、現在、提案募集中である「辺地共聴施設の高度化支援事業」におきましては、補助対象事業としてケーブルテレビやIPマルチキャスト方式が想定されているところです(地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業実施マニュアル p.5)。 IPマルチキャスト方式で代替する場合には、配信に関し適切な権利処理がなされることで「基幹放送に準ずる品質・機能を有し、視聴者にとって受容可能なもの(中継局廃止GL p.6)」となり適当ですが、IPユニキャスト方式の地域限定同時配信については、遅延や録画等これまでの放送品質・サービスと相当するとは必ずしも言えないところがあり、当該支援事業の補助対象として想定されていないのは妥当であると考えます。 「放送インフラの整備・維持の在り方」を検討する上では、J-BNのみならず総務省も適切に関与し上述のような制度的な差異の解消を検討することや、品質の差異を小さくすべく、例えば、ルーラルエリアにおいては5GSAスライスで同時配信用の帯域・一定のネットワーク品質を確保しながらIPユニキャストにて代替するなど、新たな伝送技術の開発・導入が進むこ		

	とを期待いたします。 【個人76】		
（１）中継局の共同利用等の取組			
87	○　還元目的積立金600億円を原資として、①J-BNによる全国約480局のミニサテ共同利用事業、②放送ネットワークインフラの整備基金を設立し、放送事業者の中継局共同整備に助成する事業等を内容とする「共同利用型モデル」について、②の小規模局については、FM事業者なども共建しており電源設備や局舎設備などを共用している背景からFM事業者等のラジオ事業者も含めた制度整備を要望いたします。 【株式会社ベイエフエム】	還元目的積立金に関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
88	○　令和７年12月に、株式会社日本ブロードキャストネットワークによるミニサテライト局の共同利用事業及び放送事業者の中継局共同整備を助成する事業を内容とする「共同利用型モデル」について、中継局共同利用推進全国協議会総会において基本合意がなされ、放送ネットワークの効率化に向けた取組みが開始されているものと承知しています。 　将来に亘って放送ネットワーク維持を実現するための方策として、小規模中継局等のブロードバンド等による代替が一手段として考えられることから、当社も放送事業者とともに、ブロードバンド等による代替について積極的に検討・協議に関わっていく考えです。 　なお、ブロードバンド等による代替においては、安全・信頼性や、優良な視聴体験の確保を図りつつ、これらを最も効率的に実現できる方策を検討していくことが重要と考えます。 【ＮＴＴ東日本株式会社、ＮＴＴ西日本株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
（２）衛星放送の在り方			
89	○　「衛星放送WG」の取りまとめを受けて、総務省において制度整備を進めていただいた事項については、意義のあることだと考えている。ただ、協会が、長年にわたって要望している「インフラコストの低減」については、その効果を実感できるような施策が行われていない現状である。とりまとめにもあるように「インフラコストの低減」についても、「個々の事業者では対応が困難な課題」が多いため、可能な限り早期に「関係事業者・団体・総務省が問題意識を共有し、協力・連携して着実に取り組んでいく」座組	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	の立ち上げを期待する。取り組むべき課題については、総務省が、本年2月に行った「今後のBS及び東経110度CSに係る衛星放送のインフラのあり方等に関する意見募集」において示された関係事業者からの具体的な要望をもとに検討を進めることが可能だと考える。 2026年中に示される「次期共同衛星」の免許の審査基準については、「次期共同衛星」がインフラコスト低減のための基本であるので、低減に寄与するような審査基準を設けることを改めて要望する。 BS４K放送については、第2次取りまとめで、４Kコンテンツ流通の「太い幹」と位置付けていることから、行政として、今後も、その普及促進に取り組むことを希望する。ただ、キー局系BS放送事業者が、相次いで「BS4K放送」からの撤退を表明し４K放送のチャンネル数が減少することになる。このことは、「BS４K放送」市場の縮小にとどまらず「衛星放送」市場全体の縮小につながることが危惧されるだけに、空き帯域となるBS右旋の４K中継器周波数について早期に活用策を示すべきであると考える。周波数活用にあたって、新規事業者の参入や衛星における帯域再編が行われることとなり、衛星放送の受信環境に変化が起こることになるが、衛星放送市場の維持・拡大のため、衛星放送のインフラ提供事業者において、受信環境整備のための施策を行うことを求める制度整備を希望する。 衛星放送について、地上波放送の難視聴対策や地上波放送ネットワーク維持のための手段としての活用及び広域大規模災害時の情報伝達手段としても位置付けられていることから、ケーブルテレビに対して、総務省予算で強靭化のための措置が行われていることにかんがみ、衛星放送ネットワークの維持についても行政による対応措置の創設を希望する。 【一般社団法人衛星放送協会】		
90	○　衛星放送ワーキンググループにおいて、有意義な検討が行われ、今後実行に移されることに期待している。新たなテーマとして、CASに関しての検討が必要と考えられる。現在、A-CAS・B-CASが併用されており、放送事業者は、２重CASで多大な負担を強いられている。HEVC・M-peg2両方に対応しているA-CASに統一すべきである。早急な議論の場が必要であると考える。 【OCO株式会社】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
91	○　「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまと	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	め（第4次）（案）」については、以下の点から賛同いたします ・第4章 2 (2) 衛星放送の在り方、2 (3) 広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保について、衛星放送ワーキング第二次取りまとめでの「衛星放送は、特に離島を多く抱える地域や中山間地域、受信障害地域といった地域における放送の受信環境の維持・確保の上で、有効な手段となり得るもの」などのご指摘や、災害検討チームでの取り纏めでの「発災時に地上波・ケーブルテレビの被災状況を踏まえた衛星放送の既存の仕組みの活用などについても検討すべき」など記載の通りであること。 当社も衛星放送としての貢献の在り方について引き続き検討を進めて参ります。 なお、地上デジタル放送の衛星代替について、検討の加速と本格化を改めて要望いたします。 【スカパーJSAT株式会社】	御要望については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	
92	○　衛星放送は視聴者数が堅調に伸び参入希望事業者も多かったことから、BSや110度CSの基幹放送は、都度高機能などの参入要件が課され国が審査・選別する制度が採られてきました。しかし、実際に差別化できるほどの高機能は実現しておらず、２Kのアップコンが大宗のBS４Ｋ放送事業者が撤退との報道もされる中、一般の視聴者の衛星放送市場への認識は、BS２Ｋの総合放送とその他の多チャンネル放送というのが実態かと思います。 　有料多チャンネル放送の視聴者数は減少の一途で、事業者の経営が厳しいとされています。他方で、現在市場に出回っているテレビ受信機の多くは衛星放送を含む３波共用チューナーが内蔵されており、日本全国で国民が等しく放送を受信できる環境が整備されていることは、通信アプリ等を利用するサービスに比して恵まれた環境にあるともいえます。この特性を踏まえて新規参入を希望する事業者がどの程度あるのかは不明ですが、審査基準策定から免許まで数年もかかり、参入に膨大な資料が必要とされる現状は参入希望者の大きな負担となるほか、免許までの間に事業環境も変わる不確実性もあります。他方、配信という手段は、煩わしい免許手続きもなく時期の不透明性もありません。 　衛星放送がBS・CSと区別されるのは日本だけと揶揄されてきましたが、	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	配信サービスが大きく伸長し、衛星放送事業者の経営も厳しくなり、市場そのものの将来が不透明な現在、規制緩和を断行し抜本的な制度改正をすべきではないでしょうか。例えば、衛星放送はCS124/128の事業者も含め110度衛星に集約し、視聴者に判りやすい市場とする。また、ＮＨＫとキー局系のBS放送は基幹放送として規律をかけるが、他は全て一般放送として総務省の許認可も不要な制度に改める。視聴ニーズに合わせた柔軟な編成や、入退出が自由で参入しやすく魅力的な多チャンネル放送市場へと再構築する。既に免許制度上もコンテンツと放送設備は分離されており、コンテンツ制作・編成機能だけを有する事業者の新規参入も可能となることで、新しいアイディアを持った多様な事業者が市場を再活性化することが期待できると考えます。放送にとって最低限必要な要件については、プラットフォーマーであるスカパーに義務を負わせることで担保できると考えます。 【個人75】		
93	○　BS放送の有料コンテンツを高画質でブロードバンドでも配信してる業界が、なぜいつまでもBS21chとBS23chに居座っているのかわからない。BS21chとBS23chの中間周波数はLTEの1.5GHz帯と被っており、それがゆえに活用しづらいのである。 　携帯電話の周波数がひっ迫しているのは、放送業者にも一因がある。BS放送で周波数を占用しておきながら、インターネットでも高画質の動画コンテンツを遠慮なしに配信しまくったら、携帯電話用の周波数がいくらあっても足りない。BS4Kから正式に撤退を表明した事業者が複数いるのであるから、この際、今BS21chとBS23chを使用している事業者にはBS4k跡地にお引越しいただき、BS21chとBS23chは使用しないでいただきたい。BS衛星打ち上げでコスト削減が求められている今、携帯電話に迷惑をかけてまでBS21chとBS23chを搭載した衛星を打ち上げる意義はない。 【個人24】	今後の放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
94	○　難視聴地域対策にBS左旋を利用することを検討して欲しい。民放5社ですら採算が取れないとBS4Kから撤退を表明したのであるから、新たなプレーヤーが生まれる土壌がない。であれば、現在の衛星を有効活用すべきである。小規模中継局等のブロードバンド等による代替もよいが、経済合理性がない局が７割以上あるとなると、ブロードバンド等による代替は簡単	御要望については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	ではない。検討してみたら難視聴地域にBSアンテナと受信機を配った方が安い、という結果になることも十分ありえるであろう。 【個人32】		
95	○　意見募集期間の前後にかけて、民放ＢＳ放送局が４Ｋ放送から撤退し、４Ｋコンテンツを ＷＯＷＯＷを介したインターネット配信へ移行することが発表された。 　今回挫折したのは、データ放送やＥＰＧなど、画質以外にも利便性が向上した地上デジタル放送普及とは異なり、画質でしか違いを打ち出すことができなかった点にある。 　今後新たな放送規格を開発するにあたっては、画質のみならず、利便性向上にも意を払った方がよいと思う。 【個人47】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
（３）広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保			
96	○　放送ネットワークとインターネット配信を組み合わせた「情報伝達手段の重層化」の重要性の提言に対し、必要な検討を行うことには賛同します。 　一方で、災害時等における放送波の信頼性と冗長性の維持は、“情報伝達の重層化”を維持する観点で欠かせないものであり、厳しい経営環境下においても、放送事業者がインフラの強靭化（設備の耐震・耐水化等）やアップデートを継続できるよう、税制優遇や補助金等の強力な公的支援策を引き続き講じることを強く要望します。 【朝日放送テレビ株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御要望については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
97	○　地元コミュニティ放送局に従事する者です。 　資料48ページ「図表4-6広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の 充実・強化検討チーム 取りまとめの概要」の「臨時災害放送局の活用促進」について賛同します。 　臨時災害放送局はコミュニティ放送局と技術的諸元が同一にも関わらず、無線従事者資格の要件が厳しく、迅速な開設・運営の重大な支障となっています。 　現に令和6年能登半島地震では、発災から臨時災害放送局が開設されるまで1年半もの時間を要してしまいました。 　この一つの原因は、臨時災害放送局の操作に必要な無線従事者（第二級	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御要望については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	陸上無線技術士以上）の確保が困難であったことは「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム　取りまとめ」でも明らかになっています。 https://www.soumu.go.jp/main_content/001030259.pdf 非常災害時はコミュニティ放送局の放送設備を臨時災害放送局として使用（地方公共団体等から運用を委託）することが想定されます。 コミュニティ放送局と諸元が変わらない臨時災害放送局の操作は、現に選任されている無線従事者（第二級陸上特殊無線技士以上）で操作可能となるよう要件緩和を切望します。 【個人29】		
98	○　災害時における情報の確実な到達は極めて重要であり、放送設備の損壊等のリスクも踏まえた多重的な情報伝達手段の確保が求められます。 このため､放送波を補完するインターネット配信の位置付けの明確化や、通信事業者との間での平時からの相互バックアップ体制（プロトコルの共通化や優先接続の在り方等）について、制度的な整理を進めることが重要と考えられます。 非常時においても確実に情報が届くレジリエンスの高い情報流通基盤の構築が期待されます。 【個人06】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
３．視聴データの利活用			
99	○　視聴データの利活用について､「業界全体での利活用に資するよう、引き続き関係者間で検討を行う」との方向性に賛同します。 検討にあたっては、プライバシー保護に配慮しつつも、過度な規制とならず、適正かつ積極的に利活用が促進される枠組みの早期構築を期待します。 【朝日放送テレビ株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御要望については、本案において、視聴データの利活用について､「各社の取組や視聴者側の理解、放送に期待される価値・役割を踏まえつつ、業界全体での視聴データの利活用にも資するよう、引き続き、関係者間において検討を行うことが適当である」としており、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
100	○　視聴データの利活用は放送事業者の収益基盤強化に資する一方で、視聴者の理解と信頼の確保が前提となります。 このため、データ取得及び利用に関する説明責任の明確化に加え、視聴者が容易かつ直感的にデータ提供の停止（オプトアウト）を選択できる仕	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	組みの在り方や、第三者による検証の枠組みについて検討を進めることが望まれます。 　プライバシー保護とデータ利活用の両立に向けた具体的なルール整備が期待されます。 【個人06】		
第５章　今後の方向性			
101	○　ローカル局が担ってきた地域取材や災害時の情報発信といった公共的役割を今後の制度設計の中で明示的に位置づけるとともに、ローカル局がその役割を果たすべく、行政においても様々な施策を検討すべきと考える。 【東海テレビ放送株式会社】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	
102	○　若年層を中心としたテレビ離れや広告市場のインターネットシフトは、ローカル局において特に深刻であり、今後も経営環境は一層厳しくなることが想定されます。地域内外への情報発信の担い手の役割をローカル局が果たし続けるには、経営基盤強化のための選択肢を事前に準備しておくことも重要であるとの取りまとめは、ローカル局の実情を踏まえた現実的な提言として評価できます。 【株式会社高知放送】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
103	○　ローカル局は日頃からニュースやドキュメンタリー、情報ワイド番組を制作してさまざまな情報を発信することにより地域経済の活性化、地方文化の継承に努めています。また、地震や豪雨などの災害や事件事故が発生した場合にはいち早く正確な情報を伝え、地域住民の安全の確保に大きな役割を果たしています。 　このようにローカル局は公共性や報道機関としての使命を持つ一方で民間事業者である以上、経営基盤の強化は必要不可欠な事です。 　公共性と事業性のバランスが保たれるようローカル局の意見も十分聞いて頂くよう要望します。 【山口放送株式会社】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
104	○●はじめに 　放送事業者の経営状況がますます厳しくなる中で、本取りまとめの「第５章 今後の方向性」で、インターネット配信のさらなる活用やマスメディ	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、インターネット配信拡充等に関する部分については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	ア集中排除原則の一部緩和に踏み込んだことは、これまで１世紀に渡り培われてきたわが国の放送番組の制作環境を今後も維持しつつ、ますますの放送文化発展に資する提言と捉えることができて、一人の視聴者としても全面的に賛同するものである。ただし、我が国の放送の将来性にまだまだ不安定な部分があり、今後検討が必要な課題として次の項目を記していく。 １　インターネット配信拡充に向けての課題 現状の放送番組のインターネット配信は、十分には放送を代替する水準となっていないことが、主に二つの点から断言せざるを得ない。 (1)配信対象番組の一層の拡大 一点目は配信対象のテレビ番組がまだまだ限られることだ。民放ではTVerでの見逃し配信番組もサービス開始時点に比べれば格段に増えたとはいえ、生放送の番組はインターネット上に配信されないものがほとんどだ。TVerでの同時配信も民放5系列の一部時間帯に限られ、YouTube等の別サービスで同時配信を行っているローカル局も存在しているが、radikoやらじる★らじるでのラジオ番組配信がほぼすべての番組に渡るのに比べるとテレビ番組の配信は圧倒的に少ないのが現状だ。また、衛星放送の番組こそ地上波よりもモバイル環境での視聴環境の必要性が高いと考えられるが、NHK ONEでの衛星放送番組の配信は「猶予」のままで、具体的なスケジュールが未だに示されていないほか、民放の衛星放送番組の同時配信もごく一部に留まっている。 (2)放送波との遅延時間 二点目としてradikoやTVer等の配信サービスの遅延時間が放送波よりもまだまだ大きい。インターネット上で同時配信している番組を放送波と比較すると、放送局公式のYouTubeチャンネルでは最小で15秒程度の遅延で収まっているのに対し、radikoやTVerといった独自サービスでは約30秒と遅延時間が長くなる傾向にある。緊急地震速報の遅延対策については既に検討されているようではあるが、津波や火山活動など国民の生命・財産を守るために一分一秒を争う事態は他にも想定されている。せめてradikoやTVerでもYouTubeと同程度の約15秒の遅延時間に収まるように技術的な対応が必要ではないかと考えられる。 ２　中継局の整備・維持の観点からの既存技術を活用した解決策		

	また、今回の取りまとめではあまり触れられなかった既存技術の活用についても、中継局の整備・維持の観点から二点補足したい。 (1)ワンセグ 1点目としてテレビ放送のワンセグについては対応機器も減少し、ワンセグ向けデータ放送の廃止する放送事業者も増加している。テレビ放送のインターネット同時配信が今後も進展するのであれば、単にテレビ番組を放送するという手段以外にもワンセグを活用すべきと思われる。例えば南海放送のようにワンセグでラジオ番組を同時に放送するといった別の手法も、ラジオ中継局の再編と併せて検討すべきではないか。例えば、テレビとラジオで異なる事業者でも、ワンセグでラジオを同時放送できるような選択肢があってもよい。 (2)マルチ編成 また、テレビ放送のマルチ編成(マルチチャンネル編成)も、さらに活用されるように国や放送業界全体を挙げて推進していくべきだと考える。 マルチ編成は、中継局の設備を追加するコストも不要で放送サービスを拡充することができて、限られた貴重な電波帯域を最大限活用できる手段にもかかわらず、デジタル放送が始まってからの約20年は使用される場面が極めて限定的だった。近年ようやくBSやローカル局のプロ野球中継などで利用される機会が増えてきたようにも感じるが、マルチ編成を全く行わないテレビ事業者も未だ多くあるのが現状だ。とりわけ宮崎県のような放送区域内の地上波テレビ事業者の数が著しく少ない地域では、マルチ編成を積極的に活用して、国内の情報格差解消に取り組んでほしい。 ◎おわりに 放送事業者の負担を軽減しながら放送体制を維持していくことは、決して既存の放送事業者だけを利する施策ではなく、放送文化の発展、我が国全体での情報格差解消、国土の強靭化にも資することになり、多方面に良い影響を与えると考えられる。今後も第5次以降の取りまとめに向けて、幅広く活発な議論が継続されることを期待する。 【個人72】		
１．地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保			
（１）マスメディア集中排除原則			

105	○　同一放送対象地域内における複数のテレビ局の兼営・支配を認めることは、多様性や地域性の棄損を最小限にとどめ視聴者の多様な番組の視聴機会を確保しながら、経営の効率化につながる選択肢をも広げる施策であるため、同規制緩和に賛同する。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン】 ○　民放ローカル局は、人口減少、地域の過疎化の進行、若年層を中心としたテレビ離れ等により経営環境は年ごとに厳しさを増しております。とりわけ、弊社のような人口１００万人余りで民放４局が並立する県域放送局はより厳しさの度合いが大きいといえます。このため、弊社はかねてより将来の経営の選択肢として「１局２波」の可能性を示してきました。今回の取りまとめで、マスメディア集中排除原則を緩和し「地上テレビについても、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当」とし、「１局２波」への道を開いたことを歓迎します。今後、総務省の方で、基幹放送普及計画の改定を含む制度整備を進めていただくことを期待します。 【石川テレビ放送株式会社】 ○　『テレビについても同一放送対象地域内において複数局の兼営・支配を可能とすることにより、組織や拠点の共通化によるコスト削減が可能となり、効率化によって得られたリソースをコンテンツ製作や地域における新たなビジネス展開に割り振ることも期待されるほか、仮に柔軟な番組編成が可能となれば、より魅力あるコンテンツ製作につながる可能性もあると考えられる。以上を踏まえ、ローカル局の経営基盤を強化する観点から、今後は経営の選択肢の拡大のため、地上テレビ放送についても、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当である。』とされている点について、（ローカル局の経営状況を踏まえ、引き続き地上テレビ放送サービスを享受できるよう、）放送事業者の経営の選択肢を増やす方向として、本制度を設けることに賛同いたします。 【株式会社電通】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
106	○　取りまとめ案には、「地上波テレビでも同一放送対象地域内の複数局の	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	兼営・支配を認めることが適当」とあります。弊社はローカル局の経営基盤を強化する観点から経営の選択肢が増えることには賛同します。 　新たな制度を活用するかどうかは、個社の経営判断に委ねられるべきと考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】 ○　取りまとめ案には、「地上波テレビでも同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当」とあります。弊社はローカル局の経営基盤を強化する観点から経営の選択肢が増えることには賛同します。新たな制度を活用するかどうかは、個社の経営判断に委ねられるべきと考えます。 【札幌テレビ放送株式会社】 ○　取りまとめ案には、「地上テレビ放送についても、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当」とあります。弊社はローカル局の経営基盤を強化する観点から経営の選択肢が増えることには賛同します。新たな制度を活用するかどうかは、個社の経営判断に委ねられるべきと考えます。 【株式会社福島中央テレビ】 ○　取りまとめ案において、「地上波テレビ放送についても、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当である」と示されている点について、弊社は、人口減少や広告市場の縮小などに直面するローカルテレビ局の経営基盤強化に向けた選択肢が広がるという観点から、基本的な方向性として賛同いたします。 　一方で、こうした制度を活用するかどうかやその方法については、各地域における視聴者ニーズ、経済環境、事業規模、経営及び財務状況等が局ごとに大きく異なることから、最終的には個社の経営判断に委ねられるべきと考えます。 【株式会社長崎国際テレビ】	なお、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域の事情や経営判断にかかわらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。	

	○　地上波テレビにおける同一放送対象地域内での複数局兼営・支配を認める方向性に賛同します。ローカル局を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、経営基盤強化のための選択肢が増えることは、地域放送の持続可能性を高める上で極めて重要です。ただし、新制度の活用については、あくまで各社の経営判断に委ねられるべきであると考えます。 【株式会社福岡放送】 ○　ローカル局を取り巻く厳しい環境に鑑み、経営基盤の強化につながり得る選択肢を拡大する規制緩和に賛同します。「地上テレビ放送についても、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当」とした提言に異存ありません。なお、改定された制度を活用するかどうかは、自主自律の経営判断に委ねられるものと理解します。 　当社としては、系列内での全国レベルやブロック単位での協業・連携を通じた経営基盤の強化を志向しているところです。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】 ○　ローカル局の経営基盤強化のための選択肢拡大ということについては意義があり、賛同します。しかし、今回のマスメディア集中排除原則の緩和によって多元性・多様性・地域性が確保できるのかどうかを慎重に検討すべきであると考えます。また、当該緩和は経営の選択肢であり、地域によって異なるローカル局の経営への強制とならないよう配慮されるべきと考えます。 【関西テレビ放送株式会社】		
107	○　“地域内外への情報発信の担い手の役割をローカル局が引き続き果たし続けるためには、必要に応じて経営基盤の強化に繋がるような対応が取れるよう、なるべく多くの選択肢を事前に準備しておくことも重要”との認識のもと、マスメディア集中排除原則の例外としてラジオの４局特例を参考に、同一放送対象地域内の複数テレビ局の兼営・支配を認めるとの提言は、将来の選択肢のひとつとして理解できるものです。 　“その場合においても、多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要がある”と併記されていますが、これは多くの民放事業者の意見と共通し	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 　なお、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域の事情や経営判断にかかわらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。	無

	ており、きわめて重要かつ的確な認識です。 本件が制度的に可能となったとしても、地域の実情をよく理解し地域社会に貢献してきた地元テレビ局同士が合意のうえで、これを選択することが大原則です。意に反した再編・統合を強要されることがあってはなりません。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 ○　同一放送対象地域内における複数テレビ局の兼営・支配を認める提言については、将来の経営の選択肢を広げるものとして理解いたします。 一方で、再編・統合が地域の実情を反映せずに進められることがないよう、地元テレビ局同士の合意を原則として検討されるべきです。 同一放送対象地域の複数局の兼営・支配に関しては、取りまとめ案にある「多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要がある」との記述が極めて重要であると認識しています。効率化が優先されるあまり、独自の視点や論調、地域に根ざした多様な情報発信が損なわれることがないよう配慮が求められます。 特に、地域の防災・減災に果たすローカル局の役割は極めて重要です。仮に同一放送対象地域の兼営・支配が実現した場合でも、地域住民の生命・財産にかかわる緊急時に、当該局は、それぞれ自主・自律を旨とし、地域住民が必要とするきめ細かな情報の発信を心掛けるべきです。兼営・支配によって、地域が必要とする防災・減災情報の充実度や多様性が損なわれることがあってはならないと考えます。 【中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ】 ○　同一放送対象地域内におけるマスメディア集中排除原則の緩和に向けた提言については、経営の選択肢として理解いたします。民放が持続可能で健全な経営状態を維持するためには経営の選択肢が多い方が望ましく、将来に向けて各社が最適な選択を行えるよう、本制度を整えておくことには一定の合理性があると考えます。 また、本制度の緩和にあたっては、「多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要がある」と併記されている点は、きわめて重要かつ的確な認識		

	です。 　一方、本制度の運用においては、地元の放送事業者同士が、「地域の情報インフラとして最善の体制は何か」を自律的に検討し、合意のうえで選択することが大原則であり、地域の放送事業者の意に反する再編・統合が他律的な要因によって強要され視聴者の存在が置き去りにされるようなことは、決してあってはなりません。 【株式会社毎日放送】 ○　同一放送対象地域内の複数テレビ局の兼営・支配を認める方向性については、地域情報発信の担い手であるローカル局が将来にわたって経営基盤を維持するための「経営の選択肢のひとつ」として理解できるものです。 　制度化にあたっては、地域の実情を理解する地元局同士の合意が大原則であり、意に反した再編・統合が強要されてはならないと考えます。 【朝日放送テレビ株式会社】 ○　テレビについて「同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当」という提言は、民放ローカル局の厳しい経営状況を踏まえて将来の選択肢の一つとして用意するという意味で、理解でき容認し得るものです。「組織や拠点の共通化によるコスト削減が可能となり」などと複数局の兼営・支配によるメリットが強調されていますが、報道ネットワークとの関係・広告営業の競合状況などにかかわる経営上のメリットや効果を勘案して検討していく必要があると考えています。 　「多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要がある」と併記されていることは、多くの民放事業者の制度緩和に対する疑問・懸念を踏まえた妥当なものです。同一放送対象地域における議決権保有比率に関する制限も含めて、各地域において民放事業者が経営の独立性を確保していくことは、今後とも重要な意義があると考えております。 【株式会社TBSテレビ】 ○　放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から、地上テレビについても「同一放送対象地域内において複数局の兼営・支配を可能」とするマスメ		

	ディア集中排除原則の緩和は、一般論として望ましいと考えています。 ただし、ローカル局の中には「地域性を損なうおそれがある」「地域メディアの役割を果たせなくなるおそれがある」といった意見もあり、効率化について懐疑的な意見もあります。 取りまとめ（案）で「多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要がある」と指摘していますが、これは重要な認識です。 仮に制度整備が進められた際にも、視聴者の視点に立ち、この選択肢を取るかどうかはあくまでも個社の経営判断であり、強制力を伴うものであってはならないと考えています。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】 ○　本取りまとめ案において、地上テレビ放送事業者の「経営の選択肢の拡大のため、（中略）同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認める」方向性を示したことは、将来においても放送サービスを維持・確保するための規制緩和と理解しています。 23年以降、認定放送持株会社制度の地域制限の撤廃や、複数の放送対象地域における放送番組の同一化を可能にするなど法制度改正が行われました。放送事業者が信頼性の高い情報を提供し、国民・視聴者の「知る権利」に応えて社会的役割を果たしていくためにも、経営基盤強化の観点から既存制度を柔軟に見直すことは適切です。 但し、本案の方策が法制度改正により実現可能となった場合でも、その具体的な活用については、地上放送事業者自らの経営判断に拠ると考えます。地域情報の適切な発信と同時に、経営の効率化や経済合理性の向上を両立させることは放送事業者の重大な経営戦略です。行政が制度の活用を強制したり、経営戦略に介入したりすることがないよう求めます。 【株式会社テレビ東京】 ○　地上テレビ放送において、同一放送対象地域内での複数局の兼営・支配を認める方針については、ローカル局の経営基盤強化のための「選択肢の拡大」という観点から理解いたします。制度の運用にあたっては、地域における言論の多様性・多元性の確保に十分に配慮した慎重な検討を望みま		

	す。 【中京テレビ放送株式会社】 ○　第４次取りまとめ案は、地上テレビ放送について「同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当」だと提言した。ローカル局の経営基盤を強化するため、経営の選択肢を広げていく方向性に異存はない。他方、放送法が求める「多元性・多様性・地域性」が損なわれないよう慎重な制度設計を求める。 【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】 ○　同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることは、経営の選択肢を増やす事に繋がるものと考えます。但し、その効果は、放送事業者、放送業界全体、視聴者、それぞれの立場でも変わると考えます。放送の公共性（多元性・多様性・地域性）を毀損せずに、地域の情報（報道・災害）を将来に渡って維持するためにも、経営の努力目標の明確化、或いは、免許の条件を新設するなど、引き続き丁寧な議論を重ねていく事が肝要と存じます。メディアの環境変化が加速しているなか、ローカル局の在り方にも何かしらの大きな変化は必要と考えますが、現実にはキー局とローカル局には系列関係があります。総じてどれ程の実効性や有効性があるのか、また、経営の収支改善にどの程度の効果を生み出せるのか等、具体的なイメージの解像度を上げつつ、議論を進めるべきと考えます。 【北海道放送株式会社】 ○　「同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当である」。という点について、ローカル局の経営の選択肢が増えることは否定するものではありません。ただし、利用するか否かについては個社の経営判断に帰すると考えます。 「1局2波」という考え方が示されていますが、そのもとで放送の多様性がどこまで担保されるのかについて、懸念を抱いています。私たちローカル局は、長年にわたり地域内の他局と切磋琢磨しながら、それぞれの視点と責任において、地域のニュースや文化、伝統行事を丁寧に伝え続けてき		

	たという自負があります。しかしながら、「1局2波」の導入によって、こうした多様性が損なわれるおそれがあることから、制度設計および判断にあたっては、慎重な検討を強く求めます。 　また、「1局2波」がローカル局の経営効率化につながるとの見方についても、本当にその効果が期待できるのか、具体的かつ詳細なシミュレーションに基づく検証が不可欠であると考えます。 【株式会社テレビ大分】 ○　取りまとめ案には、「同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当」とありますが、あくまで経営の選択肢を増やすためであり、新たな制度を活用するかどうかは、個社の経営判断に委ねられるべきものであることを前提としていただくよう要望いたします。 【山形放送株式会社】 ○　同一放送対象地域内における複数局の兼営・支配については、将来の経営上の選択肢として整理しつつ、地域の実情や放送事業者の判断が尊重される形で制度設計を行うことが重要である。 【東海テレビ放送株式会社】		
108	○　「視聴者のテレビ離れや民間放送事業者の主たる収益源である広告費の減少など放送を取り巻く環境の変化によって、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつあり、今後もこのような動きは加速すると考えられる」との現状認識の下、地上テレビ放送について、多元性・多様性・地域性の確保に留意しつつ、ローカル局の経営の選択肢の拡大のため、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることは、適当であると考える。 　他方、近年の規制緩和や制度変更は、地上放送の経営の選択肢の拡大の観点から進められているものが中心である感が否めない。上述の現状認識は、地上放送のみならず衛星放送についてもあてはまるものであることから、衛星放送の経営の選択肢の拡大に資する規制緩和や制度変更についても併せて検討を進めることが必要であると考える。 【日本BS放送株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 衛星放送に関する御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

109	○【意見要旨】 　今後設置が想定される新たな検討の場でも、経営環境が厳しさを増すローカル局が社会的責任と使命を果たし続けられるよう、更なる検討・議論を行っていただくことを要望。 【意見】 　本検討会の過去3回の取りまとめでは、民放に関する資本規制の緩和やNHK・民放による放送設備の共同利用、視聴環境の多様化など、放送業界全体が大きな変革期を迎えている中で、実効性のある重要な論点が提起され、順次制度設計が実施されてきました。今後設置が想定される新たな検討の場においても、放送事業者が時代に即した役割を果たしていけるよう、特に経営環境が厳しさを増すローカル局が社会的責任と使命を果たし続けられるよう、経営の継続が地域住民を守る課題であるとの認識に立ち、更なる検討・議論を行っていただくことを要望します。 【札幌テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
110	○　本規制緩和について、関東・近畿広域圏等の巨大市場に適用する場合には、放送が果たすべき「多元性・多様性の確保」の観点から、実体経済を踏まえた慎重な審査が必要と考えます。 　一方で、一部構成員の意見（脚注等）にあるような、「広域圏の事業者は相対的に経営体力があるため緩和の適用対象から一律に除外する」といった例外規定を設けることについては、慎重に検討すべきであると考えます。 【朝日放送テレビ株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
111	○　「ローカル局に期待される役割について」でお示しした通り、ローカル局は災害時には指定公共機関としての責務を負うなど、地域情報インフラとして高い公益性を有しています。一方で、人口規模の小さい放送エリアを担う局にとって、地域情報の一層の発信拡大は必ずしも費用対効果が見合うものではなく、競争原理のみに委ねた場合、地域情報の提供が次第に希薄化していくことは避けられません。こうした中で、質の高い地域情報を住民が持続的に享受できる環境を維持していくためには、個社の経営努力に加え、公共的機能も鑑みて地域メディアを支える支援の枠組みが重要であると考えます。	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	その際には、自社制作比率のみならず、取材記者や編集デスクの配置状況、有事対応体制の整備状況など、総合的かつ外形的に確認可能な指標を基に支援内容を算定する形式も検討できるのではないでしょうか。 【株式会社テレビ大分】		
112	○　放送局は長年にわたり、国民の「知る権利」に応え、情報取得手段として大きく寄与してきた。その間、情報の独占・寡占を防ぐというマスメディア集中排除原則の理念は、一定の役割を果たしてきたが、現在はインターネットやＳＮＳの普及により国民の情報入手・発信手段が多様化しており、放送分野のみを対象に厳格な集中排除原則を維持することは時代に即していないと考える。 経営の柔軟性を確保し、持続可能な放送サービスを維持するため、一定の緩和策が必要だろう。 また地域に根ざした情報の発信、災害時の迅速な報道、地域文化の継承・発信といった公共的役割を維持することが不可欠であり、地域社会に密着した報道と文化的価値の共有を確保しながら、柔軟な制度設計が重要だと考える。 緩和策の利用は、地域の実情をよく理解したローカル局の自主自律に基づく経営判断で行われるべきだ。 【読売テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域の事情や経営判断にかかわらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。	無
113	○　第5章でローカル局の経営基盤の強化が提唱され、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当とされている。「1局2波」の考え方が示されたことは、ローカル局にとっても経営の選択肢が増えるとして理解できるが、チャンネル数を維持できても結果として「多様な地域情報を発信する機会（番組）」が減り、国民の知る権利を毀損する懸念がある。 【鹿児島テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
114	○　ローカル局の経営基盤強化の観点から、テレビについても同一放送対象地域内での複数局の兼営・支配を可能とする方向性が示されたことは、ローカル局の選択肢を拡大するものとして理解できます。人口規模が小さく、広告市場も限られる地域においては、設備・拠点・間接部門の共通化等によるコスト削減が、コンテンツ制作や新規事業への投資余力を確保する上で有効となる可能性があります。	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	一方、３局地区において２局が兼営・支配の状況となった場合、残る１局が広告取引等の条件面で不利な立場となるおそれがあり、その結果、地域内における情報発信の視点の多様性が損なわれることも懸念されます。制度設計や運用に当たっては、非兼営・支配局への影響も十分に考慮し、地域の実情を丁寧に踏まえた検討が必要であると考えます。 【株式会社高知放送】		
115	○　本取りまとめ案では地方局が「地域内外への情報発信の担い手の役割を果たし続けるためには、必要に応じて経営基盤の強化に繋がるような対応をとれるよう、なるべく多くの選択肢を事前に準備しておくことも重要である。」と指摘し、選択肢の拡大のため「同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当」との考え方が示されました。経営の選択肢を広げることについては同意しますが、いわゆる“同一地域テレビ1社2波”についてはマスメディア集中排除原則の理念である放送の「多元性・多様性・地域性」を棄損し、情報量の減少や画一化などによって結果的に一層のテレビ離れを加速させることが懸念されます。経済合理性についても、1社2波によって設備面や人員面の負担が1波分にはなることはなく、効果は限定的と考えます。 　地方局は同じ地域の中でも系列や局ごとに企業文化が異なり、報道、制作、営業の各分野で違いがみられます。異なる企業文化を持つ局がそれぞれ地域メディアとしての役割を果たしていくことで、地域の民主主義を育み、地域社会の発展に貢献してきました。地域の放送局の減少は地域社会から多様性を奪い、地域の情報発信力を削ぐことにつながりかねない危うさを孕んでいると考えます。また、「1社２波」によって「統合」しても「合一」できるかどうかは疑問が残ります。醸成された企業文化が異なれば、地域社会との向き合い方、信頼関係の築き方も当然変わってきます。経営統合した金融機関からは企業文化の相違によって社内統制や法令・社会規範遵守に対する意識の平準化に20年から30年の長い時間を要したと聞いています。 　弊社はこれまでに築いてきた地域社会との信頼関係をさらに深化させ、地域づくりに参画していくことが経営基盤強化につながると考えています。「1社2波」は地域社会との信頼関係の再構築が必要となるほか、「多元	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 　本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域の事情や経営判断にかかわらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。また、具体的な在り方や適用の要否については、地域の実情や経済合理性を踏まえて検討されるべきものと考えます。	無

	性、多様性、地域性の確保」を危うくし、地域社会の衰退につながりかねないことから地方局の経営基盤強化にならないと考えます。 【青森放送株式会社】		
116	○　近年のマス排規制の緩和に伴い、放送業界全体のコンプライアンスを確保する観点から、同原則の運用に関する「分かりやすいガイドラインの策定」と、事前の「相談窓口の設置」を総務省に要望します。 【朝日放送テレビ株式会社】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
117	○　同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることについては、取りまとめ案にも記載の通り放送の多元性、多様性の確保への懸念があることから原則的には反対である。 仮に認める場合には、例えば、対象地域の市場規模推移や過去の経営状況等により経営の継続が困難と明確に判断される場合に限るなど、必要性や緊急性が認められる地域や事業者に限る設計が必要と考える。 また、キー局や準キー局といった広域圏の事業者については、市場支配力の強化に繋がりかねないことから、対象に入れることは避けるべきではないかとの取りまとめ案記載意見は妥当なものと考える。 【名古屋テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
118	○　「多元性・多様性・地域性のうち、特に多様性が特に重要であり、３つの要素を並列に考える必要はない」の部分は消去されてはいかがでしょう？ 多様性が多源性・地域性に比べて特に重要であると、一部構成員の意見と明記してあるとはいえ、本稿に記載されるとその意見が特に重要なものであると受け手には思われることが懸念される。多元性や地域性も、放送が期待される役割である質の高い情報を広く国民に発信して伝えることを鑑みると、多様性と同様に多源性や地域性も尊重されるべきである。それでもなお元記載を守るなら、なぜ「多様性」が他に比べて重要であるかを註などで分かるように明記されてはいかがでしょう？ 【個人50】	本案の記述に関する御意見の趣旨については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
119	○　1局2波を本格導入するなら、まずは宮城県と広島県から始めてほしい。TVerのリアルタイム配信があるとはいえ、悲願のテレビ東京系列がリアルタイムで放送されるチャンスが来た。TVerでは権利の都合上お見せできな	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお、本案における同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を可能とする制度的検討については放送事業者におけ	無

	い部分もあるだけに、地上波の存在感は有る。 【個人08】	る経営の選択肢を増やすことを目的として行っており、具体的な在り方や適用の要否については、地域の実情や経済合理性を踏まえて検討されるべきものと考えます。	
120	○　「テレビについても同一放送対象地域内において複数局の兼営・支配を可能とする」ことを提言されていますが、ほとんどの地方局が、加盟する系列のキー局持株会社や、加盟系列と親密な大手新聞社（全国紙）を主要株主としている現状では、同一放送対象地域で競合する局同士の経営統合は困難を極めることが予想されると考えます。 同一放送対象地域を広域化（例えば九州7県は全域、または南北2地域に区割り）し、加盟系列を同じくする局同士の経営統合を促すほうが現実的かと思います。 【個人02】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお､本案における同一放送対象地域内の複数局の兼営･支配を可能とする制度的検討については、放送事業者における経営の選択肢を増やすことを目的として行っており、具体的な在り方や適用の要否については、地域の実情や経済合理性を踏まえて検討されるべきものと考えます。	無
121	○　テレビ放送の１社２局化について。 僕は、この案はやや賛成ですが、地方民放テレビ局はどうしてでも今まで通り１社に１局体制を維持しようとうちの局ではやってほしい番組をキー局に要望や自社制作番組の強化でどこの局にも負けない放送局作りが地方局の醍醐味だと今も思います。それが１社２局にするには無理があると考えてます。どちらかと言うと前に複数県で同じ番組を流しつつ一部の時間帯は県別でそれぞれ違う番組を流す方が良いと思います。 【個人53】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお､本案における同一放送対象地域内の複数局の兼営･支配を可能とする制度的検討については、放送事業者における経営の選択肢を増やすことを目的として行っており、具体的な在り方や適用の要否については、地域の実情や経済合理性を踏まえて検討されるべきものと考えます。	無
122	○　放送事業者の経営が難しくなってきているため、経営の選択肢として１局２波という話がでています。 これから経済が上向いていく、人口が増えていくというフェーズであればそれもいいでしょうが、これから人口が減っていき、過疎化の進行、人口の特定都市への集中が予想される中では真逆の政策ではないでしょうか。 むしろ、２局１波、３局１波を推進するフェーズに来ていると思います。 人口が減っていくことが確実、テレビを見る人が減っていくのも確実というフェーズにおいて、放送事業者は、放送を通して営業利益を出すのではなく、放送コンテンツでどう勝負していくか、あるいは、不動産などのサイドビジネスでどう荒波を渡っていくのかということを真剣に考えてい	今後の放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	ます。 　そうなると、ネット配信ではなく、あくまでも「放送」をすることの意味は、放送をしていること自身が、いわば放送会社としての広告塔、旗艦店のような役割であると考えます。 　そうであるとするのであれば、設備などのコスト負担で苦しいのであれば、１局で１波出す必要はなく、複数局で１波出していれば十分のように思います。それで、テレビ局としての存在感を示せるのではないでしょうか。 　極論、例えば、１波の中で、曜日ごとに放送するテレビ局を固定するというようなことを、まずは関東圏で実証実験としてやってもいいのかもしれません。月曜は日テレが放送。火曜はテレ朝が放送といった具合に（５局１波）。 　そして、空いた放送の波１つを使って、５社で協力して、報道情報や災害情報など、娯楽やスポーツではなく、公共性の高い番組を流すようにするといいと思います。 　繰り返しますが、これからは放送自体ではなく、配信とサイドビジネスでかせぐ時代です。 　餅屋だからといって、ずっと餅屋だけに固執していたら、餅屋はつぶれます。餅を食べたい人もいるので、１局２波ではなく、なんとか実のある生き残り策の検討をお願いします。 【個人64】		
123	○第５章　今後の方向性について ５局複数波の制度の改正を契機に同一県内の既存局同士の再編だけではなく従来の１局に複数の系列クロスネットを持つ地方局にＡ系列のチャンネルとＢ系列のチャンネルの２波又は３又は４波体制にして時差又は遅れネット状態を解消したり既存の地方局に本来存在しなかった系列局のチャンネルを新設するなどテレビの視聴機会を増やし各地方のチャンネル数と視聴格差の是正を求めます 一例としてクロスネット局の場合 　福井放送は日本テレビ系列メインのチャンネルにテレビ朝日系列のチャンネルの新設	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	テレビ大分は日本テレビ系列メインのチャンネルにフジテレビ系列のチャンネルの新設 テレビ宮崎はフジテレビ系列メインのチャンネルに日本テレビ系列とテレビ朝日系列の２つチャンネルをそれぞれ新設 民放テレビ１局の地域の場合 四国放送は日本テレビ系列メインのチャンネルにテレビ朝日系列とＴＢＳ系列とフジテレビ系列の３つのチャンネルをそれぞれ新設 サガテレビはフジテレビ系列メインのチャンネルに日本テレビ系列とテレビ朝日系列とＴＢＳ系列の３つのチャンネルをそれぞれ新設 民放テレビ２局の地域の場合 山梨放送は日本テレビ系列メインのチャンネルにフジテレビ系列のチャンネルの新設 テレビ山梨はＴＢＳ系列メインにテレビ朝日系列のチャンネルの新設 福井テレビはフジテレビ系列メインのチャンネルにＴＢＳ系列のチャンネルの新設 民放テレビ３局の地域の場合 青森テレビとテレビ山口はＴＢＳ系列メインのチャンネルにフジテレビ系列のチャンネルの新設 秋田テレビはフジテレビ系列メインのチャンネルにＴＢＳ系列のチャンネルの新設 北日本放送と日本海テレビと高知放送は日本テレビ系列メインのチャンネルにテレビ朝日系列のチャンネルの新設 沖縄テレビはフジテレビ系列メインのチャンネルに日本テレビ系列のチャンネルを新設 大都市圏の場合 東北放送と新潟放送と静岡放送と中国放送と熊本放送はＴＢＳ系列メインのチャンネルにテレビ東京系列のチャンネルを新設 テレビ愛知とテレビ大阪はテレビ東京系列メインで広域局にして新たに県域の独立局のチャンネルを新設 等が想定されます 【個人67】		

124	○第５章の件について 　民放ＦＭラジオ局の経営の存続のために民放テレビ局と同様に広域化や地域ブロック別による再編を求めます 【個人67】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
125	○意見1　集中排除原則の緩和について 意見の要旨 　同一放送対象地域内でのテレビ複数局の兼営・支配を認める方向性について、定量的な「地域性指標」の事前法制化がないままの緩和は、放送法第91条が目指す「多元性・多様性・地域性」の確保を形骸化させるおそれがあります。指標と事後検証の仕組みの確立を、緩和の絶対的な前提条件とすることを提案します。 意見の理由 　ローカル局の営業利益が10年で約57%減少している現状は深刻であり、経営基盤の強化が急務であることは理解します。しかし、所有集中が地域ジャーナリズムに与える構造的影響について、海外の実証研究は警告を発しています。 　米国では1996年電気通信法による規制緩和以降、ラジオ局の所有者数が39%、テレビ局の所有者数が33%減少したとの実証データが報告されています。所有集中が進行すると、ニュースルームの統合、記者数の削減、番組のシンジケーション（同一コンテンツの複数チャンネルでの使い回し）が常態化し､｢視点の多様性｣が物理的に消滅する傾向が確認されています。 　さらに重要な教訓があります。2021年の米国最高裁判決（FCC v. Prometheus Radio Project）では、FCCが実証データを欠く「まばらな記録」のまま規制緩和を決定したことについて、行政裁量の範囲内として追認されました。つまり、客観的指標やデータ収集義務を伴わない規制緩和は、一度実施されれば事後検証も規制の再強化も事実上不可能になるということです。 　日本のラジオ4局特例についても､緩和後に番組の多様性や地域情報の量がどう変化したかの影響評価は行われていません。先例の検証もなくテレビに同様の緩和を拡大することは、制度設計として慰重さを欠くのではな	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	いでしょうか。 具体的提案 　カナダCRTCやオーストラリアACMAの制度設計に倣い、「地域特化型ニュースの週当たり最低放送時間」「地域エリアを重視したポイント制」「経営統合後の最低24ヶ月間の地域取材拠点維持義務」といった客観的かつ定量的な指標を、緩和の前提条件として事前に法制化することを提案します。 　特にACMAのポイント制は参考になります。同制度では、地域密着型のニュースに2倍のポイントを付与し、経営統合を行う局には通常以上のポイントを義務付けています。「経営統合によるコスト削減の果実を得る以上、地域社会へのジャーナリズムの還元量を通常時よりも増やさなければならない」という透明性の高いトレードオフの制度化です。 参照資料：FCC v. Prometheus Radio Project, 592 U.S. (2021)；Ofcom Localness Guidelines;CRTC Broadcasting Decision 2024-104;ACMA Local and regional TV content requirements 【個人25】		
126	○　また、「マスメディア集中排除原則」の緩和には、断固反対する。 　現在でもマスメディア集中排除原則に違反したまま放送を続けているFM局が散見されるが、いずれも極右思想に偏った内容を放送しており(外国人差別、戦争扇動、核武装論、原発論、天皇制など)、放送法等にも抵触している(選挙当日の投票誘導、左派政党へのデマ・脅迫など)。 　現時点でもこの様な局の取締が充分されていないのに、規制を緩和するなどありえない。 　原則に従っていない局がどの様な放送(特に自主制作番組)を行っているのか、きちんと検証・規制するのが先だ。 【個人16】	放送行政に対する一つの見解として承ります 　なお、「マスメディア集中排除原則に違反したまま放送を続けているFM局」については、承知しておりません。 　また、放送法において、放送番組の編集は、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとされており、同法第４条に規定する番組準則等を踏まえて、各放送事業者において判断されるべきものと考えます。 　本案における同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を可能とする制度的検討については、放送事業者における経営の選択肢を増やすことを目的として行っており、具体的な在り方や適用の要否については、地域の実情や経済合理性を踏まえて検討されるべきものと考えます。	無
127	○　同一放送地域におけるテレビ局の兼営・支配の在り方について、いわゆ	マスメディア集中排除原則に関する御意見については、	無

	る「１局２波」を解禁した場合、地域内での多元性は低下するかもしれないが、視聴者の視点で考えれば、従前と変わりない形で４大テレビネットワークの番組を見ることができ、情報の多様性が確保されるから、昨今の放送局の経営状況に鑑み、ひとつの選択肢として設けるべきである。 　他方で、基幹放送普及計画が全国の各地域で４系統の放送があまねく受信できることを目標としている点は、情報の多様性の観点から重要であるので、理念として維持すべきである。 　なお、これに関連して、一部のニュース系列ではネットワーク協定に他のニュース系列への加入を禁止する条項（いわゆる排他協定）が含まれているとされているところ、かかる協定は放送法第１１０条にいう「特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定」に該当するのか。 【個人47】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 　基幹放送普及計画に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 　なお、ネットワーク協定に関する御意見について、放送法第110条は、特定の者からのみ番組供給を受けること、すなわち、他の者からは番組供給を受けてはならないことを義務付ける協定を締結してはならないことを規定しているものですが、放送事業者自らの判断により特定の者からのみ放送番組の供給を受けることは禁止していないものと承知しております。	
128	○　規制緩和自体は歓迎するが、規制緩和するなら特権を無くすべきだ。新聞の再販制度や軽減税率、放送免許や電波の寡占と格安の使用料といった特権は無くすべきだ。テレビ放送をインターネット配信に移行することで、「多元性・多様性・地域性の確保」は容易になる。あいた周波数帯域は、電波オークションを実施すべきだ。 【個人45】	放送行政に対する一つの見解として承ります。 　なお、周波数の割当てに関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
129	○　また、「ローカル局の地域性を表す指標が必要ではないか」という意見があるなかで、その一つとして考えられる自社制作番組比率について、「コストはトレードオフの関係にあり、…、同比率のみをもって地域性を判断することは、必ずしも適当ではない」との意見について賛同いたします。地域への貢献度は番組内容を含め総合的に判断されるもので、慎重な検討を要望いたします。 【山形放送株式会社】 ○　ローカル局に「地域性を表す指標が必要」とする意見もありますが、「自社制作番組比率のみをもって地域性を判断することは、必ずしも適当ではない」とする意見に賛同します。数値化できない価値を考慮するなど、慎重な検討が必要かと考えます。	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	ローカル局は、地域スポーツや地域社会の魅力・課題をテーマにした単発番組の放送、事業イベントによるリアルなコミュニケーション等を通じて、地域に親しまれるメディアとして存在しています。災害時においては地域住民の命を守るために正確な情報を迅速に届ける使命があります。このようにローカル局は、タイムテーブルだけでは計ることのできない多くの役割を地域で担っています。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】 ○　P53「(自社制作番組）同比率のみをもって地域性を判断することは、必ずしも適当ではない」という意見、及びP17の「自社制作番組比率は基本編成で計算しており、地域社会の魅力や課題を紹介する単発番組が含まれていないことから、比率を上げることだけに着目することは適当ではない」という記述は同意見です。 【株式会社福島中央テレビ】 ○　地域性を示す指標として自社制作番組比率は一定の目安にはなるものの、その拡大には人員確保や制作費の増加が伴い、経営への負担が大きくなる点は見過ごせません。地域性の向上を図るあまり、結果として経営基盤を損なってしまっては、継続的な地域情報の発信という本来の役割そのものが揺らぎかねません。したがって、自社制作番組比率のみで地域性を評価するのではなく、他の要素も含めて総合的に判断すべきであるという意見に賛同します。 【株式会社秋田放送】		
130	○　p53の「(自社制作）比率のみをもって地域性を判断することは、必ずしも適当ではない」という有識者の意見や、p17の「自社制作番組比率は基本編成で計算しており、地域社会の魅力や課題を紹介する単発番組が含まれていないことから、比率を上げることだけに着目することは適当ではな（い)」という記述は、弊社が把握しているローカル局の状況とも一致しており、実情を反映したものと受け止めています。 検討会において、「ローカル局の地域性を表す指標が必要ではないか」という意見がありました。しかし、ローカル局は、地元と連携したイベント	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	など、放送事業以外でも地域に貢献し、それらを通して地域の世論形成力を発揮している例もあります。このように、数値化しづらい事例が地域ごとに有る点を含め、地域によって産業・文化等の環境が異なることから、「地域性を表す（新しい）指標」については、その必要性も含め、慎重に検討を要すべきではないかと考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】 ○　一方で、緩和の条件として検討されている「地域性」等の指標導入については、その必要性も含め慎重な検討を要すると考えます。地域性とは、番組の放送時間や本数といった定量的なデータのみに集約されるものではありません。地域社会との長年にわたる多層的な関わりや、文化活動への寄与、災害時等の信頼関係など、数値化になじまない定性的な要素がその本質を形作っています。一律の指標化は地域放送が持つ本来の豊かさを損なう懸念もあり、事業者の自主自律と地域からの評価に委ねるべきと考えます。 【中京テレビ放送株式会社】		
131	○　「ローカル局の地域性を表す指標」との記載があるが、ローカル局は地域において有形無形の役割を果たしている。 　自社制作番組比率の観点のみならず、地域情報の発信、災害時だけではなく平時からの地域の安心・安全の確保に向けた取り組み、地域イベント、スポーツイベント、文化の維持・発展・創出、地域の賑わい創出など、幅広い地域社会への貢献を評価すべきだ。 【読売テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
132	○　地域性をどのように担保・評価するかという点について、自社制作番組比率は一つの指標となり得ますが、ローカル局においては人材や制作費の面で経営基盤に過度な負担となるおそれもあり、自社制作番組比率のみで判断することは適当ではないと考えます。放送に加え、インターネット配信やSNS等を含めた総合的な情報発信の取組、地域行事や災害時の対応、自治体との連携なども含めた評価の仕組みが望ましいと考えます。 【株式会社高知放送】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
133	○　「地域性」の評価については、取りまとめ案にある「自社制作比率のみ	今後総務省において検討を進めていく上での参考として	無

	で地域性を判断することは適当ではない」との見解やp17の「自社制作番組比率は基本編成で計算しており、地域社会の魅力や課題を紹介する単発番組が含まれていないことから、比率を上げることだけに着目することは適当ではな（い）」との指摘は、ローカル局の実態に即したものと考えます。弊社においても、レギュラー番組以外に単発の特別番組や地域イベント等を通じて地域貢献を果たしており、これらは一律の数値では測りきれないものです。 「地域性を表す指標」の検討については、地域ごとに経済、文化等を取り巻く事情は同一のものはなく、放送外事業の貢献など数値化しづらい対象も多く、事実上、数値化は困難と考えます。仮に指標ができたとしても、画一性は免れず、かえって、その指標が地域から多様化を奪う結果につながるおそれがあることから、指標の導入の必要性は低いのではないかと考えます。 【株式会社福岡放送】	承ります。	
134	○　ローカル局においては、定時・帯番組のみならず、災害報道、地域行事や文化の紹介、行政・福祉・教育に関する番組など、編成上は単発扱いとなる番組であっても地域性・公共性の高い番組をさまざまな形で数多く制作・放送しているのが実態です。こうした取り組みは、自社制作番組比率の数値には必ずしも十分に反映されていません。このため、自社制作番組比率という単一の指標で地域性やローカル局の役割を評価することは困難であると考えます。 【株式会社長崎国際テレビ】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
135	○意見2　地域性の評価指標の不在について 意見の要旨 複数局支配を認める条件として「地域性を表す指標」が必要とされながら、その具体的内容が示されていない現状は、指標なき規制緩和という構造的欠陥を生じさせます。自社制作番組比率に代わる多層的な指標設計を提案します。 意見の理由 取りまとめ案では、自社制作番組比率が候補指標として挙げられつつ	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	も、「比率のみをもって地域性を判断することは必ずしも適当ではない」とされています。これは正しい認識です。自社制作比率にはバラエティや娯楽番組も含まれ、民主主義の基盤である地域報道の質を担保する指標としては不十分です。 問題は、代替指標が示されないまま「今後の検討」に委ねられている点です。指標が存在しないまま規制緩和だけが先行すれば、コスト削減の圧力がそのまま全国ネット番組への置き換えに直結する構造的欠陥を抱えることになります。 海外の規制当局は、この問題に対して明確な回答を持っています。英国Ofcomはラジオに対し、平日の日中に少なくとも1時間に1回のローカルニュース放送を義務付け、全国向けニュースの使い回しは地域性の要件を満たさないと厳格に規定しています。カナダCRTCは、経営難の局に対してローカル番組の総量義務を週18時間から16時間に削減することは認めましたが、「週5時間30分の地域反映型ニュース」の絶対量については一切の妥協を許していません。 オーストラリアACMAは、地域密着型ニュースに2倍のポイントを付与する傾斜配分を導入し、総ポイントの50%以上を狭域ニュースで満たすことを義務化しています。この仕組みは、放送局に対して「ローカル取材網を維持するほうがコンプライアンス上も経済合理性にかなう」という行動変容を促すインセンティブ設計として機能しています。 具体的提案 自社制作番組比率に代わる指標として、以下の要素を統合的なライセンス要件として法制化することを提案します。第一に、地域住民・地方議会・地域課題を直接反映したニュースの絶対放送時間。第二に、経営統合を行う事業者に対する通常以上の地域報道ポイントの加重基準。第三に、経営統合後の一定期間（最低24ヶ月）における取材拠点（支局）の維持義務です。 これらの指標と事後検証の仕組みがないままの規制緩和は、地域性の確保という法益の放棄に等しいのではないでしょうか。		

	参照資料：Ofcom Statement: Local news and information on analogue commercial radio；CRTC Broadcasting Decision 2024-104；ACMA Local and regional TV content, Broadcasting Services Act 【個人25】		
（２）基幹放送普及計画			
136	○　「全国各地域における放送系の数の拡大を目指していた制定当初からの環境変化を踏まえ、現状の実態に即した修正を行うことが適当」、「今後とも現状及び課題に即したアップデートを行っていくことが適当」との指摘に賛同する。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン】 ○　「基幹放送普及計画における当該規定についても、全国各地域における放送系の数の拡大を目指していた制定当初からの環境変化を踏まえ、現状の実態に即した修正を行うことが適当である」という記述は同意見です。 【株式会社福島中央テレビ】 ○　「全国各地域における放送系の数の拡大を目指していた制定当初からの環境変化を踏まえ、現状の実態に即した修正を行うことが適当」としていることについては、当時と環境が大きく変化しているため弊社も見直しが適当と考えます。 【株式会社テレビ大分】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
137	○　基幹放送普及計画における具体的な修正内容が示されておらず、具体的な意見を述べることはできませんが、情報空間や放送に係る環境が大きく変化していることを鑑みると、アップデートを検討していくことには賛同します。 　しかし、情報空間全体としての放送の位置づけに係る議論が収れんされていないことや、第4章では「放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していることを示している」としている等、基幹放送普及計画の修正を検討する前に、情報空間全体における放送の在り方や位置づけを議論した上で検討すべきと考えます。	本案に対する賛同の御意見として承ります。 御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	また、当該修正によって、当該地域の多元性・多様性・地域性の確保の妨げとなる等、放送事業者の統合等を強いるものとならないよう、極めて丁寧な検討が必要です。 【関西テレビ放送株式会社】		
138	○　放送系の数の拡大を目指していた当時からの環境変化は極めて大きく、基幹放送普及計画の「現状の実態に即した修正」は、当然行われるべきものと考えます。ただし、「同一放送対象地域内におけるテレビの複数局支配を容認する」ことと、基幹放送普及計画に掲げられている指針（全国の各地域で4系統の放送があまねく受信できること）の「現状の実態に即した修正」とが、どのような関係にあるのかが理解できるよう、分かりやすい記述（修正）をお願いします。 【日本テレビ放送網株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御意見を踏まえ、p.54の記載を以下のとおり修文させていただきます。 ＝＝＝ 【元案】 （１）のとおり、同一放送対象地域内におけるテレビの複数局支配を容認するのであれば、基幹放送普及計画における当該規定についても、全国各地域における放送系の数の拡大を目指していた制定当初からの環境変化を踏まえ、現状の実態に即した修正を行うことが適当である。 【修正後】 この指針については、全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、（１）の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当である。 ＝＝＝	有
139	○　「複数局支配の容認」と「各地域で4系統の放送が視聴可能であるとする指針」の修正が、どのような関係性（あるいは優先順位）にあるのか、既存の放送秩序と矛盾が生じないよう、具体的かつ分かりやすい記述への修正をお願いします。 5年ごとの免許更新サイクルを待たずとも、放送を取り巻く環境は激変しています。ラジオ・テレビを問わず、現場が直面する課題に対し、行政においては日頃から民間放送連盟や事業者との対話を密にし、免許期間中であっても柔軟な制度改正や運用が行えるよう、機動的な対応を要望します。	御意見を踏まえ、p.54の記載を以下のとおり修文させていただきます。 ＝＝＝ 【元案】 （１）のとおり、同一放送対象地域内におけるテレビの複数局支配を容認するのであれば、基幹放送普及計画における当該規定についても、全国各地域における放送系の数の拡大を目指していた制定当初からの環境変化を踏まえ、	有

	【株式会社福岡放送】	現状の実態に即した修正を行うことが適当である。 【修正後】 この指針については、全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、（１）の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当である。 ＝＝＝ また、御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	
140	○　現状の環境変化を踏まえ、基幹放送普及計画の見直し自体は必要であると考えます。しかしながら、その修正は単なる制度変更にとどまるものではなく、実際の地域の放送実態や視聴者の動向、放送局の経営状況などを十分に踏まえたものであるべきです。とりわけ、同一地域における複数局支配の容認といった重要な見直しについては、その必要性や影響、地域性や多様性の確保にどのように配慮するのかといった点について、丁寧かつ具体的な説明が求められます。したがって、現状に即した修正を進めるにあたっては、その根拠や考え方を明確に示し、関係者や視聴者に対して十分な理解が得られるようにすることが重要であると考えます。 【株式会社秋田放送】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
141	○　取材に裏打ちされた正確な情報を国民に届けることが放送局の役割だ。 視聴者の動向変化や地域の実態に合わせ、放送制度をアップデートしていくことは必要だが地域情報の確保、ローカル局の地域文化への貢献、安心・安全に資する取り組みなどを尊重した上で、これまで地域で培われてきた放送文化を育む視点を大切にしていただきたい。 基幹放送普及計画の修正は、民放の自主自律の経営の選択肢を増やす方向で検討すべきだ。 【読売テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
142	○　基幹放送普及計画の指針修正の検討においては、同一放送対象地域内に	今後総務省において検討を進めていく上での参考として	無

	おける兼営・支配に関する制度整理との関係性や、地域ごとの事情が分かる形で考え方を示し、該当する放送事業者の意見も丁寧にくみとるべきである。 【東海テレビ放送株式会社】	承ります。	
143	○　全国の各地域で４系統の民放テレビ放送があまねく受信できるとの指針に対し、“制定当初からの環境変化を踏まえ、現状に即した修正を行うことが適当”とする提言は、放送政策の大きな転換だと受け止めています。 　現時点では、▽同一放送対象地域内の複数テレビ局の兼営・支配の容認と指針の修正がなぜリンクするのか、▽具体的にどのように修正するのか――などが明確でないため、具体像が判明した段階で、あらためて意見を述べることとします。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 ○　全国各地域で4系統の民放テレビ放送があまねく受信できるとの指針に対して「制定当初からの環境変化を踏まえ、現状に即した修正を行うことが適当」という提言は、テレビの複数局支配を容認することに伴ったものということですが、具体的な内容が明らかになった段階で意見を述べたいと考えています。 【株式会社TBSテレビ】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
144	○　全国の各地域で４系統の民放テレビ放送があまねく受信できるとの指針に対し、「制定当初からの環境変化を踏まえ、現状に即した修正を行うことが適当」とする提言は、放送政策の大きな転換だと受け止めています。 　一方で現時点では、マスメディア集中排除原則の緩和と基幹放送普及計画の修正の整合性がそもそも不明であり、具体的にどのように修正するのかが明確ではありません。そのため、詳細な具体像が判明した段階で、あらためて意見を述べることといたします。 　しかし、今後どのような形で進むにせよ、基幹放送普及計画で定められた「多元性」「多様性」「地域性」のという三原則は維持されるべきです。 【株式会社毎日放送】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
145	○　基幹放送普及計画に関し、「全国各地域における放送系の数の拡大を目指していた制定当初からの環境変化を踏まえ、現状の実態に即した修正を	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、地域性を表す指標に関する御意見については、今	無

	行うことが適当」との方向性に賛同いたします。 　その上で「地域性を表す指標」の必要性につきまして、取りまとめ「(1)マスメディア集中排除原則」の最後の段落で示されているような議論(p.53)があったことを踏まえつつ、地上基幹放送（テレビジョン放送）については、「地域性を表す指標」の適時の公開など情報共有の在り方について確認すべきと考えます。 　現状、「地域性を表す指標」に活用可能なものとして、基幹放送の認定(93条3項)に係る情報が考えられます。 　再免許申請等の際に事業者に提出を求める事項の中で「ローカル放送番組(出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの)」の放送時間(自社以外が制作したものを含む)を、「ニュース」、「天気予報」、「それ以外」に分けて報告することを求めています。(参照：地上基幹放送局再免許等申請マニュアル p.59) 　他方で、人口が減少する局面におきまして、地域の情報が引き続き多様に存在するというよりは減っていく可能性も考えられるなか、地域番組の編成時間数や全体に占める割合といった目標値を定めるといった時間数的な多寡というよりは、ローカルテレビ局が自身の存立するその地域の情報を自社あるいは地域の新聞社や他のローカルテレビ局等と協力し、適切に伝えていること自体に非常に大きな意味があると考えます。 　「地域性を表す指標」が、ローカルテレビ局等の存在意義を示すことに繋がり、またこの存在・役割を持続可能なものとする上において、今後、何からの政策的な検討あるいは支援等を行う場合においても、このような指標は議論の前提として有効に機能するのではないかと考えます。 　なお、放送番組種別(報道・教養・教育・娯楽等)毎の時間数の公表については、毎年４月から各６箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第３週の期間に放送した放送番組を対象とすることとされておりますが(放送法施行規則４条４項)、「地域性を表す指標」については、事業者の作業負担等も勘案し、これまで通り、再免許申請時に報告を求めることや、あるいは議論を要する際など時宜を得て個別に集計・公表の協力を仰ぐ等の運用が考えられるのではないでしょうか。 【個人76】	後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	

146	○　基幹放送普及計画の修正について。 　基幹放送の区分やその放送対象地域のことで、中波（ＡＭ）局の超短波（ＦＭ）局に転換する場合は、ある県の放送対象地域がＡＭ局が隣接県と合わせて２県でＦＭ局は１県別々の地域はどのように対応するのかを地域内の放送事業者で検討するようにしていただきたいです。 【個人53】	放送事業者に対する御意見として承ります。	無
２．テレビ番組のインターネット配信の在り方			
147	○　テレビ番組のインターネット配信の在り方として「特にローカル局については・・配信できる自社制作番組の拡大に資する取組みを進めることが適当」と記載されていますが、インターネット配信の在り方や自社製作番組の拡大との関係について、ローカル局の事業やビジネスモデルの実態を踏まえて進めていく必要があります。「自社制作番組と配信の拡大」という発想のみに固執せず、民放ローカル事業者にとってビジネスとして成立するものを幅広く後押ししていく、という観点が重要であると考えております。 【株式会社TBSテレビ】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
148	○　テレビ番組のインターネット配信と、ローカル局の自社制作番組の拡大に資する取組への期待が簡潔に記載されています。こうした指摘は重要ですが、民放テレビ社の事業環境は一律ではなく、それぞれの経営判断のもとでインターネット配信をめぐる諸課題と向き合っています。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 ○　取りまとめ（案）の指摘は重要だと考えますが、特にローカル局において、自社制作番組の拡大は、人員や製作に係るコストとトレードオフの関係であり、経営基盤を棄損するおそれもあります。 　インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に資する取組はあくまでも個社の経営判断で進めるべきだと考えます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
149	○　テレビ番組のインターネット配信の推進に当たっては、放送事業者ごとの制作体制や権利処理等の実情を踏まえ、過度な負担とならないよう配慮することが重要である。	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	【東海テレビ放送株式会社】		
150	○　放送コンテンツのインターネット配信を促進するためには、権利処理に係る膨大な事務負担とコストの削減が不可欠です。 人的・資本的リソースの厳しいローカル局が円滑に配信に取り組めるよう、「簡素で一元的な権利処理システム」の構築に向けた環境整備や公的支援を強く要望いたします。 【中京テレビ放送株式会社】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
151	○　ローカル局にとってネット配信収入は地上波放送収入の代替とはなり得ておらず、ネット配信を過度に重視することで、放送局の経営基盤を脆弱化させる懸念もある。 　また地上波で放送した番組をネット配信するための様々な権利処理についても、ローカル局にとってはリソースの確保が難しい。 　配信を促進するためには、まずは「簡素で一元的な権利処理システム」の構築を進めることが必要不可欠だ。 【読売テレビ放送株式会社】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
152	○　テレビ番組のインターネット配信は、ローカル局にとって地域外への情報発信や収益源の多様化につながる重要な手段であり、拡充に取り組む必要性を強く認識しています。ローカル局が取組を進めやすくなるよう、制度面・実務面での支援を期待します。 【株式会社高知放送】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
153	○【意見要旨】 　ローカル局コンテンツはエリア外、海外にも配信すべきコンテンツ。ローカル局が広く配信できるよう、自社制作を促進できる仕組みの整備・助成制度などの整備・拡充が望ましい。また配信における権利処理を円滑かつ低廉化する仕組みが不可欠。 【意見】 　ローカル局コンテンツこそエリア外、海外に配信すべき日本のコンテンツ戦略の重要課題と言えます。その手段としてインターネットを通じローカル局コンテンツを広く配信できるよう、経営基盤を強化し自社制作を促進できる仕組みの整備・助成制度などを政府の戦略として整備・拡充され	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	ることが望ましいと考えます。 　放送全体の将来的なインフラの在り方の更なる検討には、同時配信、ネット配信における権利処理を円滑かつ低廉化する仕組みが不可欠です。 【札幌テレビ放送株式会社】		
154	○　人口減少下、ローカル局制作の有益情報を全国、そして海外の視聴者へも届ける手段として、インターネット配信の役割は極めて重要であり、自社制作番組の拡大に資する取組を進めるという方向性について賛同いたします。 　しかし、民放各社の経営環境は一律ではなく、各社が主体的に諸課題と向き合っています。特にローカル局の配信・海外展開においては、制作コストや権利処理の負担に加え、グローバルプラットフォームとの交渉における「取引環境の非対称性」や「視聴データの取得制限」といった、一企業の自助努力では解決困難な構造的ハードルに直面しています。行政におかれましては、こうした個社では解決できない課題に対し、公正な環境で事業を展開できるよう、国が前面に立ったルール形成と環境整備を強く求めます。 【株式会社毎日放送】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、ローカル局の配信・海外展開に関する部分については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
155	○　テレビ番組のインターネット配信や、ローカル局による自社制作番組の拡大を促す取組への期待が示されている点は、ローカル局発信のコンテンツがより多くの人に届く機会となるため同意いたします。一方で、魅力あるローカルコンテンツをいかに広域かつ持続的に発信・拡散していくかという点は、ローカル局にとって極めて重要な課題であると認識しています。 　ただし、各局の事業環境やリソースは一律ではなく、それぞれの経営判断に基づき配信コストや権利処理といった諸課題に向き合っているのが実態です。こうした取組を真に実効性あるものにするためには、配信を希望する事業者が円滑に権利処理を行える環境の整備や、技術的・財政的な支援を継続的に行うことが不可欠です。あわせて、コンテンツ制作力の底上げや発信力の強化に資する補助事業については、手続きの簡素化やメニューの可視化を一層進めるとともに、採択案件の評価を広く公表するなど、各局が創意工夫を凝らし、自立的なコンテンツ展開に結びつけやすい形で	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	の情報発信を希望します。 【中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ】		
156	○　この項においては、主としてローカル局を念頭に置いた記載となっているが、衛星放送事業者にとっても、視聴者減少に伴う受信料収入の減少も進んでおり、経営状況はローカル局同様に厳しいものである。このため、固定受信に縛られる衛星放送の事業活性化のために視聴形態の変化に対応し、衛星放送のアイボール拡大に資するような配信事業拡大に寄与する制度整備を希望する。 【一般社団法人衛星放送協会】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
157	○　ローカル局の番組配信は、離れた場所からふるさとの情報を得ることができる貴重な手段である。現状はバラエティ番組やロケ番組が中心だが、ローカルニュースや天気予報も配信してほしい。 【個人47】	放送事業者に対する御意見として承ります。	無
158	○　放送のネット配信について、現況を基に収益と課題の視点から述べられていますが、「放送の価値」である「信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する 相互理解の促進」の視点から、ネット配信の意義を、節を分けて、しっかりと明示してはいかがでしょう？ 例えば、基本情報の共有や知る権利の保障といった観点からは放送内容のアーカイブ化は閲覧性検索性を高める上で大きな意義を持ちますし、「信頼性の高い情報」の散逸は社会的損失であろうと考えます。ただ収益のため、経営のためでは国民理解を得るには不足ですし、収益・経営面で問題が無いのであればネット配信をやらなくてよいという事業者の誤った判断も惹起しかねません。また、「ニュース」のように収益面での寄与は期待しがたい一方で、情報共有等の観点ではネット配信を行う意義の大きい番組もあり、この視点からも「放送の価値」視点でのネット配信への言及は必要に思います。 【個人50】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
159	○　取りまとめの「放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社制作番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、インターネット配信に関する部分については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	待される。」との記載に賛同いたします。 　他方で、視聴スタイルが多様化した現在においては、放送対象地域内の視聴者に向けた配信や、それを行う環境の整備も重要であると考えます。 　取りまとめでは「(TVerにおいて)ローカル局が制作した放送番組についてはアーカイブ配信が提供されており、レギュラー配信番組数が増加傾向にある(p.25)」との記載がありますが、図表3-4によれば、これは広域の放送局によるバラエティ番組等(事前収録の完パケ番組)が大半であると推察されます。 　放送免許が単一の県域に留まるローカル局においては、24時間の編成のうち自社編成の大半を占めるのは夕方帯の情報番組やストレートニュースであると推察されますが、視聴スタイルが多様化した現在においては、これらの番組全体を同時配信(あるいは見逃し配信でも)で、免許県域内(あるいは県外にも)の視聴者に向けて届ける仕組みが必要であると考えます。 　取りまとめでは、ローカル局がYouTubeや自社HP等で個別に実施している事例の紹介もありましたが、そのような取り組みに留まらず、視聴者が、例えばTVerのような国民の認知度が高く集客力もあり、かつ普段使いされるサービスの中で、ローカル局の同時配信と在京・在阪局等の同時配信とを、放送を視聴しているかのように一体的に利用できる環境を整備することが何より必要であると考えます。radikoのような先駆的な好事例を参考にすべきです。 　なお、TVer等、普段使いされる環境でローカル局の配信番組に触れられることは、ローカル局の配信番組の平時の利用を促進する目的だけでなく、有事の際、ローカル局の放送編成時間に限りがある場合においても、配信を通じ、被災エリアの視聴者に向け、避難所の情報などきめ細かな情報を、放送編成とは別に届ける上においても有用であると考えます。 　「放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)」にて新たに設けられた、第二十条の三11では、「NHKは、民間放送事業者等が実施する必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。特に、地方向けに実施する当該業務が地域固有の需要を満たすために重要な役割を果たすことに特に配慮しなければならない。」とされました。		

	放送法第二十条の三11も踏まえ、TVer等とNHKが協力し、多くの視聴者が訪れるローカル局を含む全ての放送事業者の定常的な同時配信等の場・環境が今後整備されることを期待いたします。 【個人76】		
160	○　「テレビ番組のインターネット配信の在り方」については、放送に係る広告収入の頭打ちを補填する「新たな収入源」としての位置づけのほか、「２．放送を取り巻く環境の変化」を踏まえれば、「１．放送の価値・役割」を持続可能なものとする上で、またネットの情報空間に放送の価値・役割を届けていく上で重要であると考えます。 この点に関連する構成員の発言として、「人口が減少していく中で、地上波・衛星波・ネット同時配信あるいは見逃し配信等を含め、放送事業者がどういう経営の選択肢があり、公衆とつながっていき、自らの経営的な基盤を実現していくのかといった総合的な視点が、放送インフラの整備・維持の在り方に必要(本検討会第42回議事要旨　p.5　宍戸構成員)」との指摘や、「放送の再定義論、骨太の議論をしていかなければならない。放送を社会的な役割によって再定義していくべき(本検討会第42回議事要旨 p.7 林構成員)」との指摘、「配信に対してどのように向き合うのかという、林先生がおっしゃった骨太の議論をせずに約20年経つが、本当にそれで良いのかということ。これは裏返すと、放送の定義とその裏にある放送のミッション・役割をどう整理するのかに尽きる(本検討会第42回議事要旨 p.11 奥構成員)」といった指摘もあったところです。 本検討会「第３次取りまとめ (p.10 (3)放送概念が将来的に向かっていくと考えられる方向)」では、では、「情報の伝送手段が多様化し、放送の技術的な特性は相対化している。多様化した情報の伝送手段の間において整合的な制度や対等な経営環境が必ずしも実現していない現状がある。放送制度やその中の放送概念は、諸外国の動向も参考にしつつ、放送の将来像を見据えながら見直すべきものから見直していく必要。社会基盤として維持する意義のある放送の社会的な役割を基礎として、多様な伝送手段によりその役割がより良く果たされるように再構成される方向に向かっていくと考えることは可能。」との記載がありました。 第3次取りまとめや、第4次検討における構成員の累次の指摘等を踏まえ	本案の記述に関する御意見の趣旨については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	ると、本項「２．テレビ番組のインターネット配信の在り方」における記載は不十分であると考えます。 　第4次における議論を反映した記載とすることや、この点に関する引き続きの検討の必要性について、その方向性を示すよう取りまとめの修正を要望いたします。 【個人76】		
161	○　「テレビ番組のインターネット配信の在り方」については、「１．放送の価値・役割」を持続可能なものとする上においても重要であり、また、著作権処理の円滑化の観点からも新たな放送制度あるいは概念について検討が必要と考えます。 　放送制度・概念については、本検討会資料26-5 にて現状の整理が示されております。 　「放送と通信の区分」として、放送は「①有限希少な電波を利用しているか」、「②社会的影響力が大きいか」、「③公衆（不特定多数）に対しての送信か」、「④（公衆に）直接受信させることを送信者が意図しているか」。 　「IPマルチキャストとIPユニキャストの分類」として、IPマルチは「⑤公衆に向け同時かつ一斉に送信」、IPユニは「⑥受信者からの要求に応じて送信」と説明されております。 　上記、放送と通信の区分等の要件を、例えば、放送と同等の価値を提供すると謳う「IPユニキャストで提供されるNHKプラスが放送足り得るか」という観点で当てはめて考えますと、 【放送と通信の区分】 ①「電波利用の有無」は、放送法に言う放送（２条１項）は「電気通信の送信」であり電波を用いること自体は直接の要件ではない。 ②「社会的影響力」は、番組調和原則（106条）に準じ、娯楽・報道・教育・教養、地域情報など多様な情報を届け、公衆を包摂・形成する役割を担う基幹放送の同時配信であるＮＨＫプラスの影響力は今後伸ばしていくべきもの。 ③「公衆（不特定多数）に対しての送信」とは、「受信者が任意に受信の意思表示をすれば、放送事業者側は原則的には拒否することができず契約が成立するという意味で、受信者の特定性はない」との整理（通信衛星を利	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するGL)。あるいは「送信者と受信者の紐帯関係を基礎とした放送概念の識別基準はすでに今日的意味を失っている(本検討会資料28-6 p.2林構成員「『放送』概念についての覚え書き」)」との指摘も。 ④「(公衆に)直接受信される」の「直接」とは「送信者と受信者の間の第三者が介在しない形態」であり、また「放送事業者が伝送路の一部を電気通信事業者から調達するとしても、当該電気通信事業者は、単に媒介しているに過ぎず、第三者に該当しない」と整理(4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会報告書 p.21)。 【IPマルチとIPユニの分類】 ⑤「(公衆に向け)同時かつ一斉に送信」は、放送法上放送と分類されるIPマルチであっても、「受信者の要求に応じて各家庭の受信設備まで届く放送番組数が増減する(4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会報告書 p.37)」との技術的特性を踏まえれば、IPユニの技術的特徴とされる「⑥受信者からの要求に応じて送信」と同じであり差はない。 以上の整理を踏まえますと、放送と通信の区分等において、IPユニキャストで提供されるNHKプラスの”同時配信”が、現状の放送制度・概念において放送足り得ない点としては「社会的影響力が小さい」ことのみと考えられます。 上述のように、現状の制度においても放送と通信の区分はあいまいとなっています。諸外国の複数の国が、見逃しやアーカイブを除き、同時配信を放送法上、著作権法上の放送と位置付けている(文化庁 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するWT 第1回 参考資料10-1)、ことも踏まえ、日本においても、同時配信については、放送法と著作権法の位置づけを一致させることが可能なのか検討するべきと考えます。 他方で、放送の定義を、仮に、その役割に依拠して捉えなおす場合は、基幹放送・一般放送それぞれに求められる役割の違いを踏まえると、放送のＩＰユニキャストによる同時配信をすべからく放送と見做すことは難しいと考えられ、あまねく受信(92条)、災害放送(108条)の責務を負う基幹放		

	送の中でも、情報空間の今日的課題に有効と考えられる番組調和原則(106条)に準じ公衆を包摂・形成するといった役割を持つ基幹放送・地上テレビジョン放送の同時配信を、権利処理の円滑化の観点から、放送法上の放送と見做せるかについて検討の余地があると考えます。 検討に際しては、放送法上「配信」とされていた同時配信が「放送」とされることで生じうる権利処理関係の実務的な調整や、送信する内容に依拠した類型となっていない著作権法と役割に依拠した類型となっている放送法との平仄をどのように合わるかといった制度的な課題が生じると考えられます。 また、放送事業者自身の検討事項として当該同時配信に対しradikoのような放送免許域に準じた視聴エリア制限を設けるかといった、在京局・地方局間のネットワーク費用問題に絡む課題や、将来的には再放送を中心としたケーブルテレビ事業者の経営への影響(本検討会資料1-3 p.36) といったビジネス的な課題が生じると考えられます。 上述の課題等をふまえつつ、地上テレビジョン放送等の同時配信が、権利処理の円滑化の観点から、放送の役割に照らしてという事ではなく、単に放送法上また著作権法上の放送と見做せるか、検討が進むことを期待いたします。 なお当該検討は、多様な視聴スタイルに対応した放送サービスの普及のみならず、配信(地域限定特定入力型自動公衆送信)とされるIPユニキャストによるミニサテ等の代替といった多様な伝送手段による放送の維持にも資すると考えます。 【個人76】		
３．ラジオ番組のインターネット配信の在り方			
162	○　「ラジオ放送については、radiko等によってインターネット同時配信が既に実現している状況にある」と記載いただいたことは、意義あるものと受け止めております。さらに、「インターネット配信を含む情報伝達手段の重層化の重要性が示されている」との記載にも賛同いたします。今後、ユーザーの受容性や災害時対応等の条件面を具体的に検討する際には、全面的に協力してまいります。 【株式会社radiko】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	○　『ＡＭ事業者については、厳しい経営状況に鑑み、ＡＭ局の運用休止に係る特例措置の実施状況等も踏まえつつ、必要な制度整備の検討を着実に進めることが適当である。また、ＡＭ局のインターネット配信によるラジオ放送の補完・代替については、ＡＭ局の運用休止に係る特例措置の実施状況等も踏まえつつ、ユーザーの受容性や災害時の対応等の条件面を具体的に検討することが適当である。 　一方、ＦＭ事業者については、ＡＭ事業者のような中継局の廃止に向けた運用休止に係る取組は行われておらず、その影響について把握できる状況にはなっていないと考えられる。そのため、仮にＦＭ事業者が中継局の廃止を検討する場合については、ＡＭ事業者が運用休止に当たって地方公共団体や住民等に対してアンケート調査を行っていること等も参考にしつつ、まずは、放送区域内の地方公共団体や住民等の廃止に係る反応を把握する取組を行うことが適当である。』とされている点について、生活者が引き続きラジオ放送サービスを享受できる環境の維持が重要であることから、本方向性について賛同いたします。 【株式会社電通】		
163	○　民放ラジオの経営環境の厳しさについては、本取りまとめ案においても収支状況やラジオ受信機の保有減少を含めて強く認識されていますが、現状はますます厳しさを増しており、喫緊の課題である経営基盤強化に資するよう、放送制度も迅速かつ柔軟に見直していくことが必要です。 　具体的には、民放ラジオ各社の予見可能性を高め、また経営の選択肢を拡大するため、①ＦＭ転換およびＡＭ局廃止に必要な制度整備をできる限り加速するとともに、②ＡＭ、ＦＭを問わず、radikoを放送の補完・代替手段として認め、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段として追加するよう、あらためて強く要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 ○　民放ラジオの経営環境は、本とりまとめ案の認識以上に厳しさを増しており、持続可能な放送体制を維持するためには、放送制度の迅速かつ柔軟な対応が不可欠です。ラジオ受信機の保有率低下などをはじめとした、昨	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	今のラジオ経営環境悪化は明白であり、経営基盤の強化は一刻の猶予も許されない喫緊の課題です。 　つきましては、民放ラジオ放送事業者が将来を確実に見通し、経営の選択肢を広げられるよう、以下の2点を改めて強く要望します。 ①FM転換およびAM局廃止に向けた制度整備を最大限加速させること。 ②radikoを放送の補完・代替手段として正式に認可し、中継局廃止の際の代替インフラとして許可するなどの柔軟な制度改正を迅速に行うこと。 【株式会社CBCラジオ】 ○　民放ラジオの経営環境の厳しさについては、本取りまとめ案においても、収支状況やラジオ受信機保有の減少を踏まえ、強く認識されています。特にローカルラジオ局においてその厳しさは一層増しており、喫緊の課題である経営基盤の強化に資するとともに持続可能な放送を維持するために、放送制度の迅速かつ柔軟な見直しが必要です。 　取りまとめ案でも、ラジオ保有世帯が5年間で44.9%から37.7%へと7.2ポイント減少したことが示されており、こうした状況を踏まえれば、ラジオ関連制度の見直しを一層加速する必要があります。 　具体的には、民放ラジオ各社の予見可能性を高め、経営の選択肢を拡大する観点から、①FM転換およびAM局廃止に必要な制度整備の加速、②AM・FMを問わず、radikoを放送の補完・代替手段として位置付け、ラジオ中継局廃止時の代替手段として追加することについて、早期に決定されるよう強く要望します。 　また、放送免許はラジオ・テレビともに5年ごとに更新される仕組みとなっており、制度改正もこれに合わせて見直されてきました。しかし、この期間中にも免許申請時の想定を超える環境変化が生じています。このため、行政においては、平時から民放連や放送事業者との意思疎通を密にし、制度改正や柔軟な運用を機動的に行うことで、免許期間中であっても放送事業者が必要な対応を取りやすい環境を整備することを求めます。 【株式会社STVラジオ】 ○　広告収入の減少や聴取者層の高齢化、維持コストの負担などにより、経		

	営環境はますます厳しさを増す中、構成員からの「インターネット配信が放送波と共生・補完することで、全体として放送のレジリエント化を促進しうる、電波とインターネット配信を両輪としてのレジリエント化を更に急ぐべき」との提言にもあるとおり、配信サービスとの連携を一層強化し、一体的な運用を進めていくことが重要であると考えます。 　また、現在講じられているAM局の運用休止に係る特例措置の検証結果を受け、FM転換及びAM局廃止に向けた制度整備については、可能な限り早期に進めるべきであると考えます。 　あわせて、当該制度整備に際しては、radikoのインターネット配信サービスをラジオ中継局廃止時の代替手段として明確に位置付けることを要望します。 【株式会社ニッポン放送】		
164	○　取りまとめ案は、ラジオ保有世帯は5年間で44.9%から37.7%に7.2ポイント減った（割合にすると１６%減）と記述しています（p6）。こうした現況をふまえ、ラジオに関連する制度見直しの加速化を強く要望します。特に、AM・FM問わず、radikoを放送の補完・代替手段として認め、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段に加えることについて早期決定を、改めて強く要望します（＊p55記述と関連して）。 　放送免許は、ラジオ・テレビともに5年ごとに更新されるため、これまでは大きな制度改正も5年をめどに見直されてきました。しかし、5年の間にも、免許申請時の想定を超える環境変化も起きています。 　それゆえ、行政においては、日頃から民放連や放送事業者との意思疎通を密にし、制度の改正や柔軟な運用を行うなど、免許期間中であっても放送事業者が必要な対応を取りやすくなる取組をお願いします。 【日本テレビ放送網株式会社】 ○【意見要旨】 　民放ラジオの経営の選択肢を拡大する観点から、FM転換およびAM局廃止に必要な制度整備の加速、radikoを放送の補完・代替手段として位置付け、ラジオ中継局廃止時の代替手段として追加することについて、早期の決定を要望。	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	【意見】 民放ラジオの経営環境の厳しさについては､本取りまとめ案においても、収支状況やラジオ受信機保有の減少を踏まえ、強く認識されています。特にローカルラジオ局においてその厳しさは一層増しており、喫緊の課題である経営基盤の強化に資するとともに持続可能な放送を維持するために、放送制度の迅速かつ柔軟な見直しが必要です。 取りまとめ案でも、ラジオ保有世帯が5年間で44.9%から37.7%へと7.2ポイント減少したことが示されており、こうした状況を踏まえれば、ラジオ関連制度の見直しを一層加速する必要があります。 具体的には、民放ラジオ各社の予見可能性を高め、経営の選択肢を拡大する観点から、①FM転換およびAM局廃止に必要な制度整備の加速、②AM・FMを問わず、radikoを放送の補完・代替手段として位置付け、ラジオ中継局廃止時の代替手段として追加することについて、早期に決定されるよう強く要望します。 また､放送免許はラジオ･テレビともに5年ごとに更新される仕組みとなっており、制度改正もこれに合わせて見直されてきました。しかし、この期間中にも免許申請時の想定を超える環境変化が生じています｡このため、行政においては、平時から民放連や放送事業者との意思疎通を密にし、制度改正や柔軟な運用を機動的に行うことで、免許期間中であっても放送事業者が必要な対応を取りやすい環境を整備することを求めます。 【札幌テレビ放送株式会社】		
165	○　民放ラジオ事業者の経営環境が一層厳しくなっている現状を踏まえて、2030年代以降も各地域でラジオ事業を継続していくためには、多くのAM事業者にとって現実的に対応可能な制度を2028年の再免許申請よりも前に整備していただく必要があると考えております。 具体的には、再免許申請の1年程度前となる2027年の早い時期までに、 ①AM事業者がFM転換を進めていく際、AM局を廃止する際に必要となる基準と手続きの明確化 ②AM事業者がFM転換を進めていく際、インターネット配信であるradikoを放送の補完・代替手段として追加し容認するよう法律・政省令等も	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	含めて整備することを、改めて強く要望します。 「ユーザーの受容性や災害時の対応等」ということは重要な観点ではありますが、スマートフォンの普及率やradikoが災害時も含めて簡便な情報収集手段として普及・定着してきているという実態を考慮して、radikoの役割を制度として整理するべきであると考えています。 【株式会社TBSテレビ】		
166	○　ラジオを取り巻く環境は大きく変化しており、受信機保有率の低下やラジオ単営社の収益悪化からも、従来の受信機依存モデルは限界に来ています。一方で、スマートフォンによる聴取やradikoの利用は拡大しており、実態として主要な受信手段は既に移行しつつあります。 防災・地域情報の確保という重要な役割は引き続き前提として維持した上で、放送の持続可能性を確保する観点からも、従来の受信機依存からの転換を図り、radiko等のIP配信による代替を早期に制度的に認めることが不可欠であると強く要望します。 【株式会社秋田放送】 ○　現在、ラジオ放送事業を取り巻く経営環境は、受信端末の保有率低下や広告市場の激変により極めて厳しい状況にあります。 つきましては､放送事業者が実情に応じた柔軟な経営判断を行えるよう、radikoを「放送の代替手段」として正式に認可するとともに、放送ネットワークの一部として公式にカウントするなど､柔軟な法令整備を求めます。 【株式会社ラジオ大阪】 ○　「ＦＭ局等の放送によるカバーが地理的･地形的特性、経済合理性等の観点から特例適用局がカバーする一部の地域において困難な場合にあっては、radiko等のラジオ番組のインターネット配信によるカバーを考慮することが可能」 「厳しい経営状況に鑑み、ＡＭ局の運用休止に係る特例措置の実施状況等も踏まえつつ、必要な制度整備の検討を着実に進めることが適当」 と記載いただいている点について、内容に賛同しますとともに、弊社は特例措置による検証実施局ではありませんが、ラジオ事業社の厳しい経営事	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	情を鑑み、radikoを代替手段として認めて頂くよう強く要望します。 【朝日放送ラジオ株式会社】 ○　近畿地方はエリアが広大にもかかわらず、AMについては親局のみで中継局が無く、他地域と事情が大きく異なります。FM転換や設備投資軽減を目的とした将来的なAM廃止に向けての必要な制度整備を検討するにあたり、以下のことを要望します。 　地域事情を考慮しなおかつ現実的に対応可能な制度とするため、FMでの世帯・エリアカバー率の算出においては、新たに中継局を建てるのではなく、聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを恒常的に最大限認めていただきたい。 【株式会社MBSラジオ】		
167	○　総務省においては、特例措置の実施状況等を踏まえ、ＦＭ転換及びＡＭ局廃止に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととしています。 　本取りまとめ案では今後の方向性として、「ＡＭ事業者については、厳しい経営状況に鑑み、ＡＭ局の運用休止に係る特例措置の実施状況等も踏まえつつ、必要な制度整備の検討を着実に進めることが適当である。」としており、賛意を表します。 　総務省には特例措置による検証のあと、次回2028年度の再免許を待たずにAM局の廃止ができるよう、速やかに制度整備を進めることを希望します。 【青森放送株式会社】 ○　ＡＭ放送事業者は、受信機保有率の低下や広告収入の減少、送信設備の維持・更新費用の増大により、極めて厳しい経営環境に置かれています。取りまとめ案に記載の「必要な制度整備」として、ＦＭ転換に必要な環境整備が整い、radiko等による聴取環境の確保がなされている場合には、特例措置に参加していないＡＭ事業者であっても、2028年のＦＭ転換時にあわせて、もしくは、次の再免許を待たず免許期間中であっても、ＡＭ放送を停波・廃局できるよう、制度整備の拡張を要望いたします。 【山形放送株式会社】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

168	○　現在実施されているＡＭ局の運用休止に係る特例措置の状況を踏まえ、ＦＭ転換およびＡＭ局廃止に必要な制度整備（radiko等によるインターネット配信での代替手段を明確にすることを含む）を可能な限り早期に行うことを要望いたします。あわせて、ＡＭ事業者が経営計画を立てやすくなるよう、次回2028年の再免許までのスケジュールをご提示いただくとともに、2028年以降のＦＭ転換およびＡＭ局廃止に関する制度整備についても併せてご検討いただきますよう要望いたします。 【株式会社文化放送】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
169	○　AM局の運用休止に係る特例措置の検証において、地理的特性や経済合理性の観点からFM等によるカバーが困難な地域について、radiko等のインターネット配信によるカバーを考慮可能とする考え方は、山間部を多く抱える地方において極めて現実的であり評価できます。ローカルラジオが持続的に地域情報を提供していくため、現実的かつ柔軟な制度整備を要望します。 【株式会社高知放送】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
170	○　当社エリア内では山間部も多いため、従来より災害・難聴対策として公的な支援を賜りながらFM補完局の整備を順次進めてまいりました。しかしながら、経営環境は一層厳しさを増していることから、今後のFM補完局の設備維持に係る費用について、公的支援をお願い申し上げます。 AM局の運用休止に係る特例措置により休止している中継局については、特例措置終了後直ちに廃局が可能となるような制度整備を要望します。さらに休止中のAM親局についても同様に廃局を可能とする、法令等の整備を要望します。 また、聴取者の混乱を避けるためにも廃局までの間、引き続きAM局の運用休止を併せて要望します。 【山口放送株式会社】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 また、制度整備に関する御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
171	○　P.55に「ＡＭ事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載して頂いています。そこで、検討会も今後、インターネット配信が視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかを検討して、	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	AMとFMを同等に扱うことを総務省に求めて頂きたく、お願い致します。 【株式会社エフエム東京】 ○　Ｐ．５５に「ＡＭ事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載して頂いています。そこで、 　検討会も今後、ＦＭ・ＡＭ事業者の厳しい経営状況に鑑み、インターネット配信が視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかを検討して、ＡＭとＦＭを同等に扱うことを総務省に求めて頂きたく、お願いいたします。 【株式会社エフエム佐賀】 ○　５５Ｐの３．に「ＡＭ事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」との記載がございます。そこで、検討会でも、インターネット配信が視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかを検討いただき、ＦＭをＡＭと同等に扱うことを総務省に求めていただくようお願いいたします。 【長野エフエム放送株式会社】 ○　P55に「AM事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてFM事業者からも、FM中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載されています。 　そこで、検討会も今後、インターネット配信が視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかを検討して、AMとFMを同等に扱うことを総務省に求めて頂きたく、お願いいたします。 【広島エフエム放送株式会社】		

	○　P.55に「ＡＭ事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載して頂いています。 　ユーザー（ラジオリスナー）の利便性を優先に考えた場合、検討会も今後、生活にとって身近なツールとなったインターネット配信が聴取継続措置として提供される代替的聴取手段となるとの取りまとめを行うと同時に、AMと既存のFM事業者を同等に扱うことを総務省に求めて頂きたい。 【株式会社エフエム山口】 ○　P.33に「株式会社エフエム東京からは、なるべく早期にradikoをラジオ放送の代替的手段として認めることや、ＦＭ転換及びＡＭ局廃止に関する制度整備に当たっては、radiko等のインターネット配信サービスの扱いについて、ＦＭ中継局廃止においても同時に措置することについて要望されている。ＦＭ局について、ＡＭ局と同様の措置とすることについては、日本民間放送連盟からも要望されている。」と記載いただいています。 　これを踏まえてと思われますが、P.55では、「ＡＭ事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載して頂いています。 　そこで、検討会も今後、インターネット配信が視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかを検討して、AMとFMを同等に扱うことを総務省に求めて頂きたく、お願いいたします。 【株式会社エフエム大阪】 ○　AM事業者同様、特に地方のFM放送事業者の経営状況は大変厳しく、放送設備の維持管理が経営の重石になっております。 　該当箇所の前半において、「ＡＭ事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載の通り、FM中継局廃止においてのradiko代替		

	が可能となるよう、今後も検討会内で「インターネット配信が視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るか」というテーマについて、より検討いただき総務省に求めて頂きたくお願いいたします。 【株式会社エフエム長崎】 ○　P.55に「ＡＭ事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載して頂いています。そこで、検討会も今後、インターネット配信が聴取継続措置として提供される代替的聴取手段となり得るかを検討して、AMとFMを同等に扱うことを総務省に求めて頂きたく、お願い致します。 　なお、当社では、本年１月６日に発生した島根県東部を震源とする地震発生直後、radiko聴取数が急増した事を確認しております。インターネット配信は災害時においても有効に機能する情報取得手段であり、ラジオ放送の代替的聴取手段として十分に位置付け得るものと考えられます。 【株式会社エフエム山陰】		
172	○　「ＡＭ事業者からは、ＦＭ転換及びＡＭ局廃止に必要な制度整備について、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載されています。そこで、今後、インターネット配信が視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかを検討して頂き、FM局についてもAM局と同等に扱われることを希望します。 【横浜エフエム放送株式会社】 ○　「ＦＭ転換及びＡＭ局廃止に必要な制度整備について、ＡＭ事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載されています。 　また、「ＡＭ事業者については、厳しい経営状況に鑑み、」とありますが、厳しい経営状況にあるのはＦＭ事業者も同様です。	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	今後、インターネット同時配信サービスがラジオ放送の補完・代替となり得るか検討していただいて、ＡＭ局とＦＭ局を同等に扱うことを求めます。 【株式会社エフエム愛知】 ○　インターネット配信によるラジオ放送の補完・代替について、radiko 等のインターネット配信中継局廃止の代替手段となりうるかのご検討はAMと FM を同等にお取り扱いいただきたく存じます。 【株式会社エフエム愛媛】 ○　「FM事業者については、AM事業者のような中継局の廃止に向けた運用休止に係る取組は行われておらず、その影響について把握できる状況にはなっていないと考えられる。そのため、仮にFM事業者が中継局の廃止を検討する場合については、AM事業者が運用休止に当たって地方公共団体や住民等に対してアンケート調査を行っていること等も参考にしつつ、まずは、放送区域内の地方公共団体や住民等の廃止に係る反応を把握する取組を行うことが適当である。」について ・FM事業者もAM事業者同様の運用休止に係る制度整備を要望いたします。 ・radikoが代替手段として認められた場合はAM事業者と同時に制度化されることを要望いたします。 【株式会社FM802】 ○　５５ページに「ＡＭ事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてＦＭ事業者からも、ＦＭ中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載いただいています。 　そこで、視聴継続措置としてＡＭ事業者のインターネット配信を認める場合は、ＦＭ事業者も同等の措置を検討していただくよう取り纏めていただくことを要望いたします。 【静岡エフエム放送株式会社】		

	○　「一方、ＦＭ事業者については、ＡＭ事業者のような中継局の廃止に向けた運用休止に係る取組は行われておらず、その影響について把握できる状況にはなっていないと考えられる。そのため、仮にＦＭ事業者が中継局の廃止を検討する場合については、ＡＭ事業者が運用休止に当たって地方公共団体や住民等に対してアンケート調査を行っていること等も参考にしつつ、まずは、放送区域内の地方公共団体や住民等の廃止に係る反応を把握する取組を行うことが適当である。」についてFM事業者においてもAM事業者同様に中継局廃止を経営上の一つの選択肢として検討出来るよう制度整備を要望いたします。 【株式会社ベイエフエム】		
173	○意見3　ラジオのネット配信代替と災害時の脆弱性について 意見の要旨 　radiko等のインターネット配信を世帯・エリアカバー率に算入し、中継局廃止の正当化事由とすることは、災害時の情報伝達手段の重層性を損ないます。平時のカバレッジ指標と、免許更新・中継局廃止の要件とを厳格に分離することを提案します。 意見の理由 　放送波とインターネット配信は、平時においては補完的に機能します。しかし、大規模災害時にはそのアーキテクチャ上の根本的な差異が顕在化します。 　放送波は「1対多」のトポロジーを持ちます。送信機が機能している限り、受信者が10人でも100万人でも送信側の負荷は変わりません。一方、現在のradiko等の配信はユニキャスト方式に基づく「1対1」のセッションの束であり、発災直後に数百万人が一斉にアクセスすれば、輻輳（トラフィック集中）により機能停止に陥ります。 　東日本大震災の実績がこれを裏付けています。総務省「災害時における情報通信の在り方に関する調査」（平成24年）によれば、震災発生時にAMラジオの評価は60.1%と最も高く、インターネットは19.5%にとどまりました。被災地では通信回線に広範囲で輻輳が起き、電波があってもネットは使用不可能であったことが知られています。避難時および発災直後の期間	御提案については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	は、会話や口コミを除けば、ラジオがほぼ唯一の情報手段でした。 　令和6年能登半島地震でも同様のパターンが確認されています。携帯電話基地局は4社合計で最大839局が停波し、応急復旧に2週間以上、KDDIの完全復旧には約80日を要しました。携帯基地局の予備バッテリーは数時間から24時間程度、重要局でも72時間が上限です。一方、ラジオ放送は親局の停波なく放送が確保され、乾電池一つで数ヶ月駆動する携帯ラジオで受信可能でした。 　「情報伝達手段の重層化」とは、異なる物理的経路を持つ独立したメディアを並存させることで、システム全体の安全性を確保することです。物理的に独立した経路（AM波や中継局）を放棄し、通信回線に一元化する政策は、レジリエンスの強化ではなく、「単一障害点」の意図的な創出です。 具体的提案 　radiko等の活用は平時の利便性向上として奨励されるべきです。しかし、運用休止や中継局廃止の許否を判断するカバレッジ基準においてネット配信を代替算入することは、明確に除外すべきです。特に高齢者比率が高くスマートフォン普及率が低い中山間地域では、AM運用休止の代替をネット配信に委ねることは、災害時の絶対的な情報空白地帯を生むのではないでしょうか。 参照資料：総務省「災害時における情報通信の在り方に関する調査」（平成24年）；令和6年版情報通信白書 第2節；広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム 取りまとめ（2025年9月） 【個人25】		
174	○　資料からはradikoを普及しようとする試みが読み取れるが、出来ればリアルタイムからの遅延を5秒未満にしたり、タイムフリー無料聴取のスペックを拡張(案としては、番組終了から10日間聞き逃し&聴取開始からは時間制限撤廃)してほしい。 【個人22】	配信事業者に対する御意見として承ります。	無
175	○　ＡＭ事業者におけるＦＭ転換及びＡＭ局廃止に関しては、総務省や各放送局による周知広報活動が次第に浸透していると感じる。また、本年のワ	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	イドＦＭ広報強化月間では、縦向き動画の活用や総務省の英語略称「ＭＩＣ」にちなんだ人選など、創意工夫を凝らした取り組みがなされていてとても良かった。 　少なくともＦＭ転換及びＡＭ局廃止の目途となる令和１０年（２０２８年）までは、同様の取り組みを継続すべきである。 　ＡＭ局のインターネット配信によるラジオ放送の補完・代替についてであるが、radiko側もできるだけ放送と同品質の配信を届けられるよう、低遅延に向けた対策に加え、輻輳の影響を受けにくい回線網やより耐災害性の強い設備の導入についての検討をするとしているため、そのような施策をきちんと実施するのであれば、容認できる。 　ＦＭ事業者におけるインターネット配信によるラジオ放送の代替・補完に関しては、ＦＭ中継局の維持コストがＡＭ中継局のそれの１割未満であることに鑑みれば、極めて慎重に検討すべきである。 　それよりも、コミュニティＦＭ放送局との提携（深夜など自社製作が難しい時間帯やニュース番組など自社製作が困難な番組を中心に、県域ＦＭ放送事業者の番組やＪＦＮの全国ネット番組を放送するなどして、県域ＦＭ放送事業者の中継局としての役割も担ってもらう）を推進すべきである。 【個人47】		
４．インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方			
176	○　情報空間が拡大する中で放送の役割に対する期待が増しており、その接触機会の確保の方策としてプロミネンス等についてさらなる検討を行うことが適当との指摘に同意する。特に、検討に当たっては「文化・公衆の形成の担い手」としての放送の役割の重要性を踏まえることが重要であり、この点については英国でも重視されているほか、図表4-3（P43）でも触れられているところである。 　制度化に当たっては、先行する海外の事例を参考に政府が一定の関与を果たし、視聴者を含むステイクホルダーの理解を得ながら議論を進めることを要望する。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン】 ○　信頼性の高い放送コンテンツがインターネット空間で埋没することを	本案に対する賛同の御意見として承ります。 　また、プロミネンス制度に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 　なお、本案において、「プロミネンスといった放送番組への接触機会の確保の在り方については、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据え、インターネットも含めた情報空間全体という観点から、その目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当である」としています。	無

	防ぐため、プロミネンス制度（優先表示）の導入検討を支持いたします。具体的な仕組みの構築にあたっては、民間の自由な事業活動を尊重し、行政による介入が過度なものとならないよう、慎重な制度設計を要望いたします。 【中京テレビ放送株式会社】 ○　また、ネット空間の中で放送局のコンテンツを優先表示させるプロミネンスについても、コネクテッドテレビ（ＣＴＶ）上でローカル局の番組も優先されるような機器的、制度的取組等を今後も進めていくよう要望します。 【石川テレビ放送株式会社】		
177	○　放送コンテンツのインターネット配信の拡大には、実効性を伴うプロミネンスの在り方や視聴データの取り扱いなど多くの課題があります。放送コンテンツにおける配信の著作権処理の円滑化にあたっては権利者の理解が欠かせません。本案には「プロミネンスといった放送番組への接触機会の確保の在り方については、（中略）その目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当」と盛り込まれました。検討に当たっては、拙速に方向性を示すのではなく、放送事業者をはじめ、ステークホルダーが多数存在する中で、是非も含めて慎重な議論を求めます。 　本案において､「インターネットを含めた情報空間全体の中での放送インフラという視点で、地上波、衛星波など放送全体での将来的なインフラの在り方についても、（中略）更なる検討を行うことが適当」との考えを示しました。代替インフラの整備においては、権利処理問題のほか、受信環境の整備など住民の理解や合意形成を得ることが不可欠です。文科省ほか関係省庁、通信事業者等との調整を図り、代替の可能性について丁寧に検討することを要望します。 【株式会社テレビ東京】 ○　地上基幹放送事業者のコンテンツを対象にしたプロミネンス制度の導入については、その是非を含め、詳細な検討に入る時期に来ているものと考えます。	御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 　なお、プロミネンス制度については、本案において、「プロミネンスといった放送番組への接触機会の確保の在り方については、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据え、インターネットも含めた情報空間全体という観点から、その目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当である」としています。	無

	検討にあたり、具体的な対象の選定や実施方法の検討に当たっては、行政による過度な介在により、民間事業に影響を及ぼすようなことがないことを前提とするべきと考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】 ○　コネクテッドテレビ（CTV）等におけるプロミネンス（優先表示）制度については、信頼性の高い放送コンテンツが視聴者に届く環境を整える観点から、具体的な検討に入る時期であると認識します。その際、行政の過度な介入により民間の自由な事業活動や広告ビジネスが阻害されないことを大前提とすべきです。 【株式会社福岡放送】 ○【意見要旨】 　地上基幹放送事業者のコンテンツを対象にしたプロミネンス制度の導入は、詳細な検討に入る時期。 【意見】 　地上基幹放送事業者のコンテンツを対象にしたプロミネンス制度の導入については、その是非を含め、詳細な検討に入る時期に来ているものと考えます。検討にあたり、具体的な対象の選定や実施方法の検討に当たっては、行政による過度な介在により、民間事業に影響を及ぼすようなことがないことを前提とするべきと考えます。 【札幌テレビ放送株式会社】		
178	○　放送番組への接触機会確保の検討においては全国向けコンテンツだけでなく、地域の視聴者にとって重要なローカルコンテンツが適切に可視化されることにも配慮すべきである。 【東海テレビ放送株式会社】	御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
179	○　「質の高い地域情報を住民が持続的に享受できる環境整備」という観点で地域情報のプロミネンス制度については検討されるべきだと考えます。一方で、コンテンツのアルゴリズムや収益分配がプラットフォーマーに委ねられていることからプロミネンス制度で解消できる問題は限定的だと	御指摘については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	考えます。地域情報の取材制作費を包括的に支援するような（第５章の今後の方向性で示した通り。カナダのILNFのような形式）制度をあわせて検討する必要があると考えます。 【株式会社テレビ大分】		
180	○　検討会では、「放送の定義」の見直しが議論され、結論が得られるものと考えていたが論点が多岐にわたることから、今回の取りまとめ案では結論にまでは至らなかったと考える。ただ、情報空間全体における放送の在り方の検討は、「将来的なインフラのあり方」の検討にとどまるものではなく「将来的な放送サービス」の在り方にもかかわるものである。「衛星放送WG」では、「持続可能な衛星放送の将来像」を描くべく多くの論点について議論が行われたが、放送における衛星放送の位置づけについての検討が改めて必要であるともいえる。ただ、キー局系BS事業者が表明した４K放送からの撤退が、衛星放送市場そのものの縮小につながる危惧があることから、衛星放送の位置づけの議論に合わせて、BS右旋の４K放送周波数の空き帯域の今後の利用についても早急に結論を出すことを希望する。 【一般社団法人衛星放送協会】	御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
181	○意見4　プロミネンス制度の検討の遅れについて 意見の要旨 コネクテッドTV上での放送コンテンツの優先表示（プロミネンス制度）について、「更なる検討」にとどめるのではなく、英国・豪州の制度設計を参照した早期の法制化を求めます。 意見の理由 視聴者の映像コンテンツへのアクセス経路は、少数のグローバルなOS・プラットフォーマー（Google/Android TV、Amazon Fire TV、Apple TV等）によって掌握されつつあります。これらのプラットフォームのレコメンドアルゴリズムは、エンゲージメントと広告収益の最大化のために最適化されており、信頼性の高いジャーナリズムよりも感情を刺激するコンテンツが優遍される傾向があります。 英国はMedia Act 2024により、2024年に法制化を完了しました。同法は、指定されたテレビ選択サービス（Amazon Fire TV、Google TV等）に対し、	御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、プロミネンス制度については、本案において、「既に制度を導入・運用している各国の状況や放送の定義等の制度を踏まえつつ、プロミネンスといった放送番組への接触機会の確保の在り方については、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据え、インターネットも含めた情報空間全体という観点から、その目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当である」としています。	無

	公共サービス放送のアプリをUIトップ画面の「最初の9つのタイル」内に配置することを義務付けています。特筆すべきは、MOMI（Must Offer / Must Include）義務により、放送局がプラットフォームに対して配置料を支払う必要がないという原則を確立した点です。 オーストラリアも同年にProminence Frameworkを導入し、無料放送のローカルTVサービスをデバイスのUI上で優先表示する義務を課しています。EUも欧州メディア自由法（EMFA）において、信頼できるメディアの「発見可能性」を不当に阻害しないための措置義務を規定しています。 取りまとめ案自体が、放送の価値として「インフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保」を掘げています。その価値をデジタル空間で守るための具体的な仕組みがプロミネンス制度であるにもかかわらず、「更なる検討」では対応が遅すぎるのではないでしょうか。 具体的提案 英国Media Act 2024および豪州のProminence Frameworkに準拠し、国内でデバイスを販売するCTVプラットフォーマーに対し、指定放送事業者アプリのトップ画面への表示義務および不当な対価要求の禁止を課すプロミネンス制度の早期法制化を提案します。 参照資料：UK Media Act 2024；Ofcom Consultation: Prominence and Accessibility on Connected TV Platforms；Australian Prominence Framework, Broadcasting Services Act Part 9E；European Media Freedom Act (EMFA) 【個人25】		
182	○　４．インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方（P56） 上記に記載された、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保およびインターネットを含めた情報空間全体の中での放送インフラという視点で、地上波、衛星波など放送全体での将来的なインフラの在り方など、今後重視していくことは国民生活や国際競争力を高める為にも重要と考えます。 そのため世界に先駆けるようなインフラ実現に向けては、下記のような	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	既に公開されている考え方も参考にして、例えば放送路（インフラ）とデータ通信路（インフラ）の強みを融合／相互活用していくような、新たな（物理レベルだけでなく通信制御も含めた）インフラを速やかに検討／実現し、課題等を改善しながら付加価値を高め全国展開していく方が良いと考えます。 ーー(参考）既に公開されている考え方ーーーーー 特開2017-139627 https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-6546862/15/ja (参考）放送路（インフラ）とデータ通信路（インフラ）の融合／相互活用例 1回目意見書（2018/11/29)より抜粋 （３）本発明による有利な効果 引用文献１や２のように、放送路経由で視聴許可信号を送信するということは、当該視聴許可信号が不特定多数のユーザ装置に配信されることになり、視聴許可信号の不正取得と番組の不正視聴の余地を残します。本発明によれば、視聴許可信号は「放送路経由」ではなく「データ通信路経由」でユーザ装置に届くため、第三者がそれを入手することは非常に困難であり、本発明のそもそもの目的である「不正視聴を防ぐ」ことが可能となります。 さらに、放送路と異なる「データ通信路経由」で視聴許可信号を伝送することで、映像信号送信部と、認証制御部を異なる場所（部屋）内に設置することが可能となります。認証制御部を別の場所に分けて設置することで、よりセキュリティの高い建物（事業者）や管理ルーム（例：サーバ室）内にて、ユーザ情報管理ないし認証が可能となります。またユーザ情報管理を、別の事業者、例えば映像配信事業者と異なる情報管理専門事業者に委任することも可能になります。 このように認証制御部を別の場所に分けて設置可能とすることは、本願の目的である「不正視聴を防ぐ」ことをより高められ、また重要な顧客情報の漏洩対策も高めることが可能となります。 さらに、認証制御部を映像配信事業者ごとに設置し、事業者単位でユーザ管理をおこないつつ、映像コンテンツを配信する映像信号送信部は共同		

	で利用ないし管理することも可能となります。特に付加価値の高いコンテンツ（例：高精細な映像情報）を共同利用できることで、コンテンツのコスト（例：制作や管理等）を低減しつつ、専門事業者による、より高付加価値なコンテンツ制作や管理ないし配信も可能となります。 【個人31】		
183	○　基幹放送（地上テレビジョン放送）は、番組調和原則(106条)に準じ、視聴者のニーズに合わせた娯楽番組だけでなく、地域情報(ローカル放送番組)も含め、報道・教養・教育など多様な情報を社会に届ける役割を担っており、関心経済が招く情報偏食（参考：GRI Working Papers No.1共同提言「健全な言論プラットフォームに向けて　ver2.0 － 情報的健康を、実装へ」 ）が問題視されるなか、「インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方」を検討する上においては、公衆を包摂・形成するという基幹放送（地上テレビジョン放送）特有の価値・役割は、その他の放送が共に醸成する信頼性と両輪を成す非常に重要なものであると考えます。 　このことにつきまして、本検討会の第３次取りまとめでは、「放送は、公共性の観点からは、同時・同報の信頼される基幹的メディアとして、単に消費者が見たいときに見るという消費的・嗜好的要素を超えて、公衆を包摂・形成する社会基盤というべきものであり、その帰結として、国民に広く共有されるべき基本的情報を伝達する役割を委ねられてきたといえる。」との記載があります。 　この点、第4次の検討におきましては、「放送の価値・役割の本質は何か」、「優先順位はあるか」と事務局より課題提起され議論が促された所ですが、上述したような番組調和原則の価値・役割に関し、一部の構成員から「幅広いコンテンツへの接触機会の確保」であるとの意見があったものの(本検討会資料36-1 p.3)、「その維持が特に重要である」といった踏み込んだ記載には至らず、これまで通りの総花的な記載となっております。 　今後の検討にあたりましては、「放送」をおしなべて捉え議論するのではなく、番組調和原則に準じ公衆を包摂・形成するといった基幹放送（地上テレビジョン放送）特有の役割にフォーカスし、国民の情報的健康、情報空間の健全性といった今日的な課題に対処しうる重要な価値・役割であることを改めて認識・整理し、その価値・役割を持続可能なものとするため	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	のプロミネンス等所要の方策について、改めて具体的な議論が進むことを期待いたします。 【個人76】		
184	○　「プロミネンスといった放送番組への接触機会の確保の在り方については、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据え、インターネットも含めた情報空間全体という観点から、その目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当である。」との記載に賛同いたします。 　また、ここに言う「インターネット配信の拡大を見据え」は、「民放におけるコネクテッドTV等向けの常時同時配信の開始を待って検討を始める」ということではなく、NHKにおける同時配信等が必須業務とされたこの時宜を捉え検討が継続されるものと期待しております。 　なお、「各国において放送の定義や制度の目的や規律の具体的な内容等に相違があり、また、本制度による効果も現時点で必ずしも明らかになっていない。」との記載は指摘の通りであると考えます。 　他方で、2023年4月から実際にコネクテッドTV等上で優先表示が開始されたドイツでは(公共的価値法令の施行は2021年9月)、州メディア監督機関の調査で「放送事業者等が提供する公共価値コンテンツをコネクテッドTVで簡単に見つけられれば便利であると６３%の被験者が回答。特に14歳から29歳の若者層においては73%が便利であると回答(die-medienanstalten.de：video-trends-2023)」していることや、「公共的価値リスト(顕著性を与えられる事業者等のリスト)」の３年ごと見直しに際し、前回よりも３０件ほど申請事業者が増加している傾向(die-medienanstalten.de：Public-Value Bestimmungsverfahren)が見られ、申請に際し、政治・歴史・地域情報・若者向け番組の時間比率や外部制作比率等の審査要件が課せられる中にあっても、プロミネンス制度に一定のメリットを感じ取った事業者が多かった故ではないかと推察されます。 　また、日本においても、テレビ受信機メーカーが運営するコネクテッドTV上のポータルサイトにて、NHKプラスおよびTVerの入り口を視認性の高い位置に表示したところ、アプリの起動回数が増加したとの調査結果(本検討会資料34-4 p.45,46)が出ております。	本案に対する賛同の御意見として承ります。 　また、御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	今後も、各国の放送制度との差異やプロミネンス制度施行後の状況を踏まえつつ、日本におけるプロミネンスの目的や対象、実施手法等について議論が深まることを期待いたします。 【個人76】		
185	○ 「放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している。」との記載に賛同いたします。 ご案内の通り、放送は、最高裁判決において「国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきもの」とされておりますが、ここに言う「知る権利」には二つの側面、「自らが知りたいと欲する情報を受領する権利」と「国民として自身が属する共同体において知っておく必要がある情報に接する権利」があるとの主張(情報法制学会「情報法制研究2019年 第6号 水谷瑛嗣郎 『国民の知る権利』の複線」）があります。 この主張になぞらえますと、放送は番組調和原則により、重要また多様な情報を国民が期せずして受け取る情報媒体として、ここに言う後者の知る権利を実質的に支えてきたと考えられますが、関心経済により個人に最適化された情報が出すぎているのが現状だと考えます。 情報伝送プラットフォームは個々人の利便、情報伝送PFの利潤の最大化を至上命題として、表示する情報・UI/UXが設計されておりますが、そうした環境が情報流通市場の大宗を占めるようになれば、後者の知る権利を充足する機会やその担い手は減少していくものと考えられます。 健全な民主主義の維持発達には、注目を得にくいが社会にとって必要な情報について、情報伝送に関わるすべてのステークホルダーが、情報の制作・流通コストを分担するとの意識が不可欠であると考えます。 健全な情報空間の担い手は放送に限らず新聞など多数存在いたしますが、ご案内の通り、EU等の諸外国においては、放送事業者が制作した信頼ある多様な情報を、一部の情報伝送PF(CTV等のポータル)上で目立たせる、いわゆるプロミネンスの制度化が進んでおります。 プロミネンスが、有限希少な「注目という資源(Tim Wu, Blind Spot: The Attention Economy and the Law, Antitrust Law Journal Vol. 82, No.	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、総務省に求められる役割の部分については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	3 2019)」を公共の福祉に照らして再分配するものとして、後者の国民の知る権利を充足する機会を国民に与え、民主政プロセスを維持することを目的とするならば、情報伝送PFの経営の自由度を一定程度規制することも正当化される可能性があるとの主張(同志社法学438号 水谷瑛嗣郎「報道の自由の持続可能性-アテンション・エコノミーと憲法的価値の調和を目指して-」)もあるところです。 総務省における情報流通に係る各種検討会で議論されているように、まずは情報伝送PFによる自主的な多様な情報表示が待たれる状況にあると思いますが、インターネット黎明期から続くヤフーと新聞社の攻防(参考:下山進「2050年のメディア」。公正取引委員会「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」) や、同じ轍をCTV上の情報伝送PFと放送事業者が踏みつつある状況(公正取引委員会「コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書」)を鑑みますと、情報伝送PFの経営合理性、個人の嗜好的要素を超えた「多様な情報に触れる環境の構築」を、プロミネンス制度のような法的執行力を伴う形で下支えすることを検討する必要があると考えます。 総務省は、総務省設置法3条におきまして「情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進」が任務とされております。 また、本検討会の過去の議論におきましては、「放送制度は、情報空間における情報の送り手の表現の自由を制約することなしに、情報空間に対して必要な情報を送り届けるための公権力による介入と見ることができる。(p.8)」、「放送政策は放送業界そのものの保護を議論するものではない。放送は情報空間の一部であり、放送政策の議論は、国として情報空間にどのように向き合うかという方針を議論するもの。(p.4)」、との曽我部構成員の主張(本検討会資料2-2)もありました。 一部の巨大な情報伝送PFが情報流通のロジックを握り(CTVにおいては2社で約7割。公正取引委員会「コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書」概要p.7)、またその中での消費者の選好の結果とはいえ、日本の情報流通市場が失敗の様相を呈しつつあるなかで、総務省に求められる役割は大きく、また非常に困難なものであると考えますが、情報流通行政局全体でこの課題に引き続き精力的に取り組まれることを期待		

	いたします。 【個人76】		
186	○　放送による広告収入が頭打ちとなる中で、県域ローカル局である弊社もYouTube、TVer等を通じた配信に取り組んではいますが、その収益は微々たるものにとどまっているのが現状です。取りまとめでは「テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自主制作番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がる」「特にローカル局では、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当」と、ローカル局の配信への取組の重要性が盛り込まれています。配信の取組は弊社としても努力していきたいと思いますが、この方向性を踏まえ総務省として特にローカル局の配信促進に関する支援、環境整備を求めます。ローカル局が放送とともに配信という伝達手段を確立することは、災害時の地域住民、視聴者への情報伝達の重層化に寄与することにつながります。 【石川テレビ放送株式会社】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
187	○【意見要旨】 地上波放送局はネット配信も主な伝達手段として情報発信をおこなっていく必要がある。情報空間全体の観点から目的、対象、実施手法に更なる検討を行うことがまさに必要と考える。 【意見】 情報空間がインターネットも含めて放送以外に拡大している中で、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、デジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している、とのとりまとめに賛同します。 地上波放送はこれから、放送と合わせてインターネット配信も同様に主な伝達手段と捉えた情報発信をおこなっていく必要があると考えます。そのため、情報空間全体の観点から目的、対象、実施手法に更なる検討を行うことがまさに必要と考えます。 ローカル局の配信コンテンツには、民間放送事業者からの要請がある場	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、ローカル局のインターネット配信に係る新たな仕組みに関する部分については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	合には、公費支援を含む、新たな仕組みの設計を要望します。 【札幌テレビ放送株式会社】		
188	○　ローカル局の配信コンテンツには、民間放送事業者からの要請がある場合には、公費支援を含む、新たな仕組みの設計を要望します。 【日本テレビ放送網株式会社】	ローカル局のインターネット配信に係る新たな仕組みに関する部分については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
189	○　ＳＮＳ空間で偽情報・誤情報が大量に拡散されている状況の中で、放送局のニュースは国民にとって真実性・信頼性の高い情報源であり放送局の放送とネット配信が相乗的に、より広く視聴される仕組みづくりを後押ししていただきたい。 【読売テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
190	○　ユニバーサルアクセスなども含め、「基幹放送事業者の役割の再定義」と共に、伝送路によらず、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い「放送コンテンツの価値」を、国民に広く送り届けるために、今後の議論に期待します。 【関西テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
191	○　新聞・テレビの取材能力は低く、情報を恣意的に選択・編集し、信頼性の低い情報を発信し、「知る自由」を侵害している。新聞・テレビが隠そうとする情報をインターネット上で共有することで、多様な価値観の相互理解が促進される。「インフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保」は、インターネットの発展によって達成されると思う。放送はその役割を果たしおらず、期待が減少しているからテレビ離れが進んでいるのだ。「放送事業者の放送サービスや配信サービス等を優先表示させる」ことは、独裁につながり民主主義に反すると懸念する。 　災害対策として、「放送ネットワークの強靭化」にコストをかけるのでなく、例えば携帯電話向け衛星通信サービスの拡大など、通信インフラを強靭化すべきだ。そのために、テレビ放送を廃止し、周波数帯域を通信に転用すべきだ。 【個人45】	放送行政に対する一つの見解として承ります。 なお、周波数の割当てに関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
192	○　伝統的メディアに対し「取材に裏付けられ（中略）信頼できるコンテンツを発信すること」「インフォーメーションヘルスの確保の点で（中略）役割に対する期待が増している」と記載されています。	放送事業者に対する一つの見解として承ります。 なお、受信側の視点を含めた検討に関する部分については、今後総務省において検討を進めていく上での参考とし	無

	そのためか、総務省事業として「プロミネンスの在り方に係る実務者協議会（以下、協議会と略す）」が基幹放送事業者や大手テレビメーカーを中心に開催されましたが、ローカル局を含めた基幹放送事業者にプロミネンス（優先表示）を与えるかのような論調が感じられます（ローカル局についてはP43 脚注30）。 検討会の念頭にあるのはニュースや報道番組かもしれませんが、放送時間の大宗を占めるのはドラマやバラエティで、実際多数の人に視聴されています。これらのジャンルはネット上でも多種多様なコンテンツ提供者がおり、テレビだけが優れて信頼に足るコンテンツを提供しているとは言い難いと思います。ワイドショーの出演者の発言が公正中立ではないとして、ネット上で議論を引き起こすケースも少ないとは言えません。こうしたことを考えれば、放送事業者のすべての番組が信頼できるとは言い切れず、なぜ地上波の基幹放送事業者だけが優遇されるのか国民からは素朴な疑問も浮かぶでしょう。一般の視聴者の目線に立った、丁寧な議論が求められると考えます。 仮にプロミネンスの施策を進めるのであれば、p56に「目的や対象、実施手法についてさらなる検討をおこなうことが適当」とされているとおり、まずは信頼性の高いジャンルや番組に限定されるべきでしょう。その適正性を担保するために、プロミネンスという特権を得た事業者には共同して調査を行い適正性を実証させるなどの義務を負わせ、特権を持たない事業者との公平性を確保することも検討すべきと考えます。 協議会には大手テレビメーカーが参加していたようですが、プロミネンスの施策を議論するにあたってはテレビ受信機の機能についても検討は不可欠と考えます。テレビ受信機の大宗を国内メーカーが製造してきた時代は、ARIBやAPAB等による民間標準にメーカーが準拠するのが一般的でしたが、東芝レグザやSONYなども国外のメーカーに生産を移すとしており、チューナーレスのコネクテッドテレビも市場で一定の市場規模を占めつつあることを考えれば、民間標準に準拠しないテレビの普及も念頭に置く必要があるからです。 プロミネンスの実現に従来の民間標準による方法が有効に働くのか、仮に義務化した場合でも視聴したい番組が深い階層にあって探しにくいテレ	て承ります。	

	ビ受信機が視聴者に受け入れられるのかなど、行政や放送事業者等の送出側の視点だけではなく、一般の視聴者という受信側の視点も含めて検討しなければ、健全な情報を国民に届けるという本来の目的が達成できないと考えます。 【個人75】		
５．視聴データの利活用			
193	○　本案において「視聴データの利活用は、収益増に資する広告の高度化、番組制作や編成への活用、関連サービスとの連携による放送外収入の確保に資する」と指摘したのは適当です。視聴率を補完し広告主のニーズに応えるため、テレビ広告の価値向上に資するデータの利活用は今後ますます重要になると考えます。 【株式会社テレビ東京】 ○　視聴データの利活用について、「業界全体での視聴データの利活用にも資するよう、関係者間において検討を行うことが適当」との提言に、賛同します。放送事業者として、視聴者のプライバシー保護に十分に配慮し関係法令を遵守しつつ、総務省とも協議しながら検討していきたいと考えております。 【株式会社TBSテレビ】 ○　視聴データの利活用については、指摘のように広告の高度化だけでなく、コンテンツ製作への反映等を含め放送事業者の経営基盤の強化に資するものと考えています。 「情報空間の健全性」を支える民放事業者の事業基盤の持続可能性を維持するためにも、視聴者のプライバシー保護に十分留意することを前提に、放送業界が主体となった視聴データのさらなる利活用が可能となるよう、制度設計の議論が進むことを期待します。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】 ○　『視聴データの利活用については、広告の高度化等を通じて経営基盤の強化に資するという観点等から期待が示されているが、現時点では放送事	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	業者間で視聴データの管理の方法や事業上の位置付け、データ利活用に係る投資の在り方について差異、乖離が生じている。こういった状況を踏まえ、各社の取組や視聴者側の理解、放送に期待される価値・役割を踏まえつつ、業界全体での視聴データの利活用にも資するよう、引き続き、関係者間において検討を行うことが適当である。』とされている点について、視聴データの利活用に係る検討の重要性および方向性について賛同いたします。議論開始から、制度化、運用開始、安定化に至るまで相応の期間を要することから、早期に検討が進められることを望みます。 　あわせて、視聴データの利活用に当たっては、個人情報保護法その他関係法令の遵守を前提とし、視聴者の理解・信頼の確保、透明性の向上、適切な安全管理措置等に十分配慮した上で、視聴者の利便性の向上および今後のエコシステム形成に資する検討が進められることを期待いたします。 【株式会社電通】		
194	○　視聴データの利活用による経営基盤強化の方向に賛同します。その際、単なる「ネット広告への対抗」に留まらず、放送特有の「信頼性」や「広域リーチ」をデータで可視化し、広告市場におけるメディア価値を再定義することが肝要です。 　現在、事業者間で活用状況に差があるのは、過去の経緯からプライバシー保護への過度な萎縮が生じ、業界の方向性が定まりきっていないためと認識しています。こうした中、在阪局では局間データ交換実験などの先行的な取り組みも始まっています。 　データの利活用には視聴者のプライバシー保護と丁寧な広報が大前提ですが、「関係省庁や各種団体との調整」を個別事業者の努力で行うには限界があります。行政には、現場の活動を支援する役割を期待するとともに、過度な自主規制の適正化を含めて、事業者が円滑に活動できる環境の構築を強く要望いたします。 【株式会社毎日放送】 ○　放送事業者の持続可能性確保とインフォメーション・ヘルスへの貢献を最大化するため、視聴データの利活用を早急に推進すべきです。特に、取りまとめ案に示された「将来的な公益目的での利活用」や「業界全体での	本案に対する賛同の御意見として承ります。 　また、御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	利活用に向けた検討」の方向に強く賛同いたします。 　放送と通信の融合が進む中、データの精緻な分析・活用は、コンテンツの価値再評価や広告競争力の強化、さらには信頼性の高い情報をデジタル空間で的確に届ける環境整備に直結します。リソースの限られるローカル局でもデータ活用を経営戦略の選択肢として円滑に導入できるよう、技術的・制度的な支援体制を迅速に構築することを強く求めます。あわせて、プラットフォーム側との公正な連携に向けたルール作りの加速を要望します。 【中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ】		
195	○　在阪民放5社(株式会社毎日放送・朝日放送テレビ株式会社・テレビ大阪株式会社・関西テレビ放送株式会社・読売テレビ放送株式会社)では、2021年・2022 年に視聴データを互いに共有するための技術的実験を行い、共同利用の実現可能性を確認しました。その後、本格的な共同利用に向け検討を重ね、2025 年には総務省や有識者に事前説明を行い、個人情報保護法等の観点からも問題ないことを確認した上で、2026年4月1日よりテレビ視聴データの共同利用およびその事前実験を行っています。この実験の目的は放送サービスの向上とより良い番組制作への活用を目指し、参加放送局が個別で収集している視聴データの連携に必要な技術実証を行うことです。常時継続して運用できると判断できた場合は実験を終了し、本運用に移ることを想定しています。今後、より視聴データ利活用を促進すべく、総務省にはSARCプラクティスの柔軟な改定への協力等、積極的な姿勢・関わりを希望します。 【関西テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
196	○　データマーケティングが当たり前になる中、広告媒体はコンテンツやサービスの充実はもとより、いかに自らの媒体価値を示すかにしのぎを削っており、放送事業者も巨大プラットフォーム事業者等に劣らないデータの質と量を求められている。このことを踏まえ、放送事業者が劣後せず市場競争に参加できるよう、データの利活用がしやすい環境を整備していただくことを要望する。 　また､｢拡大するインターネット広告に対抗する為には視聴データの利活用が重要であるとの指摘があり、放送事業者からも、配信時の視聴データ	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	を活用した収益の拡大に係る期待が示されている」（Ｐ50）との記述があるが、「配信時」のみならず、「放送時」の視聴データも含めた利活用を推進し、放送・配信をシームレスに捉えて媒体価値を最大化できる環境整備を要望する。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン】		
197	○　視聴データの利活用に関する検討においては、地域に根ざした放送事業者が主体的にデータを活用できる環境を確保する視点が重要である。 【東海テレビ放送株式会社】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
198	○意見5　視聴データの利活用とプライバシーについて 意見の要旨 視聴データの利活用を推奨する前に、視聴者保護のための具体的なルール設計を先行させるべきです。特に、取りまとめ案自体が放送の価値として掲げる「インフォメーション・ヘルス」との自己矛盾を解消する必要があります。 意見の理由 取りまとめ案は、視聴データの利活用を経営基盤強化の手段として位置付ける一方、フィルターバブルやエコーチェンバーの懸念については「留意すべき」にとどめています。具体的なルール設計が示されていません。 ここには構造的な矛盾があります。取りまとめ案が放送の価値として繰り返し引用する「インフォメーション・ヘルス（情報的健康）」は、東京大学の鳥海不二夫教授と慶應義塾大学の山本龍彦教授が提唱した概念です。両教授は共同提言「健全な言論プラットフォームに向けて」（2022年1月）において、インターネットの発展がもたらした情報の「飽食」「偏食」こそが問題であり、特定のアルゴリズムによるパーソナライゼーションが情報の偏食を助長すると指摘しています。 放送番組は本来、多様な属性の視聴者が共通の社会的アジェンダを共有する「公共の広場」として機能してきました。視聴データに基づくパーソナライズが行き過ぎれば、視聴者は既存の嗜好に合致した情報のみを消費するようになり、放送が歴史的に有してきた「偶然の出会い（セレンディピティ）」機能が損なわれます。放送事業者自らがエコーチェンバーの強化	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	に加担することになりかねません。 「情報的健康」の確保を謳いながら、その実態としてプラットフォーマーと同じデータ損取の手法に追従するのでは、放送に対する社会的信頼の喪失を招くのではないでしょうか。 具体的提案 視聴データの利活用推奨に先立ち、以下のルールを制度化することを提案します。第一に、データ収集における明確かつ包括的な「デフォルトでのオプトイン（事前同意）」の義務付け。第二に、収集した視聴データの保存期間の厳格な制限。第三に、個人を特定しうる状態での第三者提供の全面禁止です。利活用の推奨と保護のルール設計は、車の両輪であるべきです。 参照資料：鳥海不二夫・山本龍彦「健全な言論プラットフォームに向けて―デジタル・ダイエット宣言ver.1.0」（KGRI Working Papers No.2, 2022年）；2023年改正電気通信事業法（外部送信規律） 【個人25】		
199	○　取りまとめの記載に賛同いたします。 なお、本検討会資料34-3におきましても、諸外国における視聴データ等の取扱い状況の調査結果が示されております。 イギリスでは、視聴指標の業界標準を策定する団体「BARB(The Broadcasters' Audience Research Board)」が中心となり、従来のパネル世帯による視聴状況の把握(パネルデータ)に加え、データ規模の大きなコネクッテドTVの操作ログ(センサスデータ)を組み合わせ、広告主等の要望により細かく応えるデータ集約が進み、各種分析を実施するデータ処理事業者を介し、放送局や広告代理店等、データを必要とする事業者に販売するといったエコシステムが出来上がっています(本検討会資料34-3 p.12) 取りまとめの「関係者間において検討を行うことが適当」との整理に異論はございませんが、「視聴データ」は、放送電波の中継局や同時配信等の配信設備に並ぶ放送サービス運営の重要なインフラであるとも考えられます。	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	各社個別の取り組みを尊重しつつ、その元となるベーシックな部分の視聴データの集約(放送に関する全国の局ログあるいは受信機メーカーのログ、NHKプラスやTVerにおける配信ログ等)や、それを元にしたエコシステムの構築に関し、その議論を促進する意味において、総務省が積極的に関与する機会が生じることを期待いたします。 【個人76】		
おわりに			
200	○　「放送」の定義を再検討する必要性に触れています。当社としては「取材及び編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信という放送の価値・役割」および「健全な民主主義の発達に資する放送」という生命線を堅持していく所存です。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
201	○　本取りまとめ案で述べられているとおり「放送とは何か、いかにあるべきかをあらためて検討する必要性が高まっている」との指摘に賛同するとともに、プロミネンス、視聴データ等利活用、著作権などの重要な論点も含め、一部有識者から指摘のあった「放送概念の見直し」についての包括的な議論を、スピード感をもって行うことが必要と考える。 加えて、海外プラットフォーム事業者を含む巨大で厳しい競争環境があることを踏まえた、単なる伝送路やデバイスの多様化の議論に留まらない、これまで以上に解像度を上げた議論が重要と考える。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
202	○　「放送が健全な民主主義の発達に資することができるよう、引き続き、放送事業者の経営基盤の強化に向けた不断の取組が推進されることを期待」とあるが、前提となる「信頼性の高い情報発信といった放送の価値・役割」が果たされてこそ「放送が健全な民主主義の発達に資することができる」ことから、「経営基盤の強化に向けた不断の取組が推進」されるとともに「発信する情報の信頼性を高めるための取組」や「国民の「知る権利」に応えるために広く情報を提供するための取組」も推進されるべきであることを記載されてはいかがでしょう？ 発信する情報の質を高める不断の努力が為されることとともに、報道すべき事柄を殊更に放送事業者の側で選定せずに「国民の知る権利」に応え	放送行政に対する一つの見解として承ります。 なお、本案の記述に関する御意見の趣旨については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	るべく広く報じることも重要である。足元では本年3/16に起きた沖縄・辺野古での「修学旅行生十数名が教師が安全管理を怠るなかで死傷するという無許可船による海難事故」について、テレビでの報道（4/14時点まで）は極めて短く、浅いものに限られており、現に私個人の周囲でテレビを主な情報収集源とする層においては本事故のことを全く認知していない方も多い。国民の知る権利を制約するかの如き報道姿勢は、デジタル化の進展により国民に対して容易に可視化されるとともに、国民をインターネットを通じた情報収集に駆り立てることになるため、デジタル時代において放送に求められる価値・役割を真っ向から損なうものとなります。 【個人50】		
203	○　「放送を取り巻く環境」の変化は、放送がその役割を果たさず放送に価値の無いことが一因である。本とりまとめは、環境の変化に追いついていないと失望した。新聞・テレビによる情報の寡占は、自由・民主主義に反すると懸念してきた。インターネット上で自由競争すること、インターネット上で国民一人一人が情報を発信・受信し、自ら考え情報を選択することが、自由・民主主義の発展に資すると考える。テレビ放送はインターネット配信に移行し、インターネット上で自由競争すべきだ。放送事業者に価値があれば、インターネット配信を通して自ずと経営基盤が強化されるだろう。テレビ事業者が淘汰されれば、その程度のものだったというまでだ。総務省は、放送事業者に対する監督責任を果たさず、放送事業者を優遇してきたことを反省し、国民の視点にたった取組を推進してほしい。 【個人45】	放送の現状及び放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
その他			
204	○https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260420_16248.html 発信する側が信頼できる情報を発信するよう徹底することが重要だと思います。 【個人70】	放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
205	○　デジタル時代においては、インターネット上の多様な情報と比較される中で、放送に対しては従来以上に高い透明性と信頼性が求められていると考えます。 　しかしながら、現状では特定の視点や立場に偏った報道・番組構成が見	放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	受けられるにもかかわらず、それが視聴者に対して十分に明示されていないケースがあると感じます。このような状況は、視聴者が情報の前提を理解しないまま受け取ることにつながり、結果として放送全体への信頼低下を招くおそれがあります。 　そこで、一定の論点や主張性を有する番組・記事については、「どのような立場・視点に基づく内容であるか」を明示する仕組みの導入を検討すべきと考えます。例えば、「特定の政策や価値観に基づいた解説である」旨を番組内または記事内で明確に表示することにより、視聴者が情報を適切に判断できる環境を整備することが重要です。 　また、放送倫理・番組向上機構（BPO）については、放送内容に対する監督・検証機能を担う重要な役割を有しているものの、その実効性や独立性については視聴者から疑問の声もあると認識しています。放送の信頼性を確保する観点から、BPOの機能強化や運用の透明化、第三者性の一層の確保について制度的な見直しを検討すべきと考えます。 　さらに、日本放送協会（NHK）の受信料制度についても、視聴の有無にかかわらず負担が発生する現行制度は、視聴者の納得感という観点で課題があると考えます。インターネット配信の拡大等により視聴形態が多様化する中で、スクランブル化など、視聴者の選択に基づく負担の在り方についても検討を進めることが望ましいと考えます。 　これらの取組は、表現の自由を尊重しつつ、情報の透明性と説明責任を高めるものであり、デジタル時代における放送の信頼性向上に資するものと考えます。以上の観点から、放送制度の見直しにおいてこれらの点を十分に検討されることを要望します。 【個人18】		
206	○　本検討会の取りまとめ案では、デジタル空間の健全性確保のために放送が「信頼できる情報の発信源」としての役割を担うべきとされている。しかし、現状のメディア環境および行政の姿勢を鑑みると、この提言は極めて空疎であり、実態を無視した「責任の転嫁」と言わざるを得ない。以下に、報道の在り方と行政の責任に関する根本的な疑義を呈する。 　第一に、現在のマスメディアが果たして「報道」の体をなしているのかという点である。放送法第4条が掲げる「政治的公平」という理念は、現実	放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	の報道姿勢とは大きく乖離している。現状のメディアは政権のバックアップや企業としての利害関係に依存しており、権力の監視役（ウォッチドッグ）としての機能を事実上喪失している。公的統計の不備すら十分に検証できず、特定の政治的背景に基づいた情報の選別や事実の歪曲が行われている現状で、何をもって「取材に裏付けられた信頼できる情報」と定義するのか。統計の公正さすら担保できない事業体は、もはや報道機関ではなく、単なる「広報機関」に過ぎない。 　第二に、行政が推進する生成AIの活用が、情報の透明性をさらに致命的なものにする懸念である。今枝宗一郎デジタル副大臣が提唱する生成AIの行政活用は、単なる効率化の範疇を超え、公文書の「偽証」や「事実の書き換え」の温床となるリスクを孕んでいる。AIは過去のデータや恣意的なプロンプトに基づき、事実に反していても「もっともらしい回答」を生成する特性を持つ。これが行政に導入されれば、過去の不祥事や不都合な事実を隠蔽したデータに基づき、偽りの記録が「正当な文書」として固定化されかねない。行政がAIというブラックボックスを隠れ蓑にして説明責任を曖昧にすれば、本検討会が掲げる「デジタル空間の健全性」とは真逆の、極めて深刻な「情報の不透明化」を招くことになる。 　結論として、政府やメディア自らが情報の公正さと透明性を放棄し、事実を記すべき公文書の信憑性さえ危うくしている中で、放送に対して「情報空間のインフォメーション・ヘルスの確保」を期待するのは致命的な矛盾である。検討会が真に向き合うべきは、制度上の空論ではなく、政府・メディア双方が「事実」に対する誠実さをいかにして回復するかという根本的な信頼構築の欠如である。この問いを避けたまま進められる制度改革は、国民に対する責任放棄であり、到底受け入れられるものではない。 【個人59】		
207	○第一　総論：問いの設定について 　本取りまとめ案は、テレビ離れ・広告収入減少・ローカル局の経営悪化という現状を丁寧に整理している。しかし、そこから導かれる施策の大半は、現行の広告収入モデルを前提とした上で衰退速度を緩和することに主眼が置かれており、より根本的な問いが問われていない。 　放送が担う公共情報機能、特に地域における情報の多様性の確保を論じ	放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	る上で、問われるべきは「どうすれば民間放送事業者が生き残れるか」ではなく、「公共情報の担い手に対して、社会はいかなる財政構造のもとに制度を設計すべきか」である。 　マスメディア集中排除原則の緩和や経営統合の解禁によってコスト削減が実現したとしても、広告収入依存という財政構造が変わらない限り、合理的な経営判断として削減されたリソースは視聴率の取れるコンテンツへ再配分される。「効率化の果実を地域報道へ」という期待は、インセンティブ設計のない希望的観測にすぎない。本取りまとめ案が示す施策群は、地域放送が抱える本質的問題を解決するものではなく、衰退カーブを緩やかにする時間稼ぎにとどまるおそれが強い。本意見は、この問いの転換を強く求めるものである。 第二　広告収入依存が地域の公共情報機能を損なう構造 　広告収入への依存が情報の公共性を損なうメカニズムは、経済学・メディア研究において実証的・理論的に示されている。重要なのは、これが個別事業者の姿勢や倫理の問題ではなく、財政構造が生み出す合理的行動の帰結であるという点である。いかに志の高い経営者・記者であっても、広告収入に依存する組織の中では、その構造的圧力から逃れることは難しい。 　Stromberg（2004, Review of Economic Studies）は、広告主が価値を置く富裕層・都市層にメディアがターゲティングするため、農村・低所得・少数意見層向けの情報提供が構造的に不足することを示した。この帰結は、ローカル局の自主制作番組比率が約１割に留まり、地域福祉・地域課題・行政監視に関する報道が薄い現状と構造的に整合している。地域住民にとって切実な情報――介護・障害福祉・地域医療・農林水産業の課題・過疎対策――は、広告主にとっての「価値ある視聴者」に訴求しにくいため、広告モデルの下では慢性的に供給不足になる。人口減少と広告収入減少が進む地域ほどこの問題は深刻化し、情報が最も必要とされる地域から情報が失われていく逆説が生じる。系列ローカル局の収入のうち地元企業から得られる収入が２割程度に過ぎず、自主制作比率が約１割であるという本取りまとめ案自身のデータは、まさにこの構造的メカニズムが日本で顕在化したものである。 　Di Tella & Franceschelli（2011, American Economic Journal: Applied		

	Economics）は、政府広告の受取額が多い新聞ほど汚職スキャンダルの報道量が有意に減少することを実証した。広告収入が「報道の人質」として機能し、行政監視という放送の根幹的役割を損なう経路を示す代表的な実証研究である。地元行政・地元企業が主要広告主であるローカル局の財務構造においては、地方行政監視機能が構造的に弱体化しやすい。地方の財政問題・入札不正・福祉施設の不適切運営を追う調査報道が手薄な背景には、個々の記者の能力ではなく、財政構造が生み出す合理的な自己規制がある。 Besley & Prat（2006, American Economic Review）は、メディアが広告主・政府と「居心地の良い関係」を維持するインセンティブを持つとき、検閲なしでもニュース内容が歪む「メディアキャプチャー」を理論的に定式化した。Prat（2016, Handbook of Media Economics）は、商業収入への依存がこの構造的歪みを促進し、公共放送がその有効な対抗手段となりうると論じている。Beattie（2017）は気候変動報道を事例に、広告収入依存度が高いメディアほど主要広告主に不利な報道を構造的に回避する「サプライサイドバイアス」を実証しており、このメカニズムは広告主の業種に関わらず普遍的に発生する。 これらの知見が示す帰結として、広告収入に依存するメディアは、(1)広告主に不利な情報の回避（自己検閲）、(2)広告主が関心を持たない視聴者層・情報ジャンルの構造的排除、(3)その結果として地域福祉・行政監視・少数意見報道の慢性的欠落、という三段階で公共機能を損なう。このメカニズムは広告収入モデルを維持する限り、事業者の経営努力では解決できない。 第三　インターネット配信拡大路線の限界 本取りまとめ案はインターネット配信の拡大を収益多角化の手段として位置づけているが、この方向性だけでは公共情報機能の回復には接続しない。配信プラットフォームもアテンションエコノミーの原理に従う以上、公共性の高いコンテンツはデジタル空間においても同様に排除される。さらに、アテンションエコノミーにおいては感情的反応を喚起する扇情的なコンテンツが優位に立つため、本取りまとめ案が懸念する「偽・誤情報の拡散」「社会の分断」をむしろ加速させる方向に働く。「アテンションエコノミーへの対抗軸としての放送の価値」を掲げながら、その対抗軸を支え		

	る財政的根拠を制度設計の射程に含めていないことは、本取りまとめ案の内部矛盾である。 第四　具体的提言 以下の制度設計の検討を求める。 （１）公共性コンテンツへの直接財政支援の明示。地域福祉・災害・地方行政・少数意見報道など、市場原理では供給不足になりやすいジャンルを具体的に定義し、そのコンテンツ制作費に対する財政支援の枠組みを制度設計に明示すること。支援の基準を「事業者の収入規模」ではなく「コンテンツの公共性と地域への情報提供実績」に置くことで、広告依存から切り離された制作インセンティブを設計できる。支援を受けたコンテンツのインターネット同時配信・アーカイブ公開を義務付けることで、デジタル空間における公共情報の錨としての役割も担わせることができる。 （２）複数事業者が競争しつつ公費補填を受けるモデルの検討。NHK一社による完全公共放送化ではなく、複数事業者が競争インセンティブを保持しながら公共性の高い放送枠については公費補填を受ける仕組みを検討すること。「国営放送化」への懸念は複数事業者モデルによって対処しうる。英国のBBC・ITV並立モデル、ドイツのARD・ZDF・民間放送の三層構造、フランスの複数公共放送体制は、いずれも公共的財源による独立した放送とコンテンツの競争を両立させており、日本的実装の参照点となりうる。 （３）広告依存率と公共義務のリンク。広告収入比率が高い事業者ほど公共情報提供義務を軽減し、公費支援比率が高い事業者ほど義務を強化する段階的設計を導入すること。公共義務の内容としては、自主制作比率の最低基準、地域報道・行政監視報道への一定時間の確保、災害時情報提供体制の整備などが考えられる。 第五　比較制度的観点からの示唆 欧州諸国における放送制度の経験は、公共情報機能を広告収入から切り離すことが現実的に可能であることを示している。英国においては、BBCが受信料を財源として広告収入に依存しない運営を行う一方、民間放送との競争関係が維持されている。ドイツでは、公共放送ARD・ZDFが放送分担金を財源とし、地域放送局が各州の地域情報を担う構造が機能している。これらのモデルに共通するのは、「競争か公共か」という二項対立ではなく、		

	「競争の領域と公共財政の領域を適切に設計する」という発想である。日本においても、NHKの受信料制度という既存の仕組みを出発点にすれば、制度の根幹を変えることなく段階的な実装が可能である。 第六　結語 　本取りまとめが「既存事業者をいかに延命させるか」という問いに答え続ける限り、制度設計は衰退のカーブを緩やかにすることしかできない。地域の公共情報は道路・学校と同様に、市場が支えられない領域に社会が財政的保証を与えるべき社会インフラとして位置づけ直すことが求められている。広告収入依存を前提とした経営強化策の補完にとどまらず、公共情報機能を財政構造の側から制度的に担保する仕組みの検討を、本取りまとめの射程に明示的に含めることを強く求める。 【個人19】		
208	○　ワンセグが終了したのに、そのことに何も触れられていない。今後取組に入れるべきである。 　現在の地上波デジタル放送は6MHzを14分割して、そのうちの1セグメント分をガードバンドに、12セグメントをフルセグ放送に、残る1つをワンセグとしてきた。このワンセグは常に13セグメントの中央部分に鎮座しているが、これをずらせないか。 　仮に、13ch～52chまで、奇数chは周波数が低い方の12セグメントを、偶数chは周波数が高い方の12セグメントを常に使用すると取り決めれば、チャンネル間は常に1285kHz空くわけである。今は特定ラジオマイクと放送波の間は問答無用で1MHzガードバンドが必要だが、これは規格値をそのまま当てはめただけで、ちゃんとした共用検討がされたわけではない。実力値からして0.5MHzのガードバンドでいい特定ラジオマイクはあるはずだし、それを認証する制度を総務省が作れば、全国どこでも特定ラジオマイク用として使える275kHz(25kHz×11ch分)の周波数が19セット生まれるわけであるから、検討すべきである。 　地上波2K、4Kについても全く触れられていないので入れ込むべきである。今、放送大学跡地で地上波2K、4Kの実験が行われているが、肝心かなめの放送事業者がどう思っているのか伝わってこない。特定ラジオマイクユーザーは放送事業者が多数である。放送大学跡地の6MHzの利用用途として、	頂いた御意見については、放送行政に対する一つの見解として承ります。 　なお、放送大学の地上放送跡地の周波数帯の利用については、本検討会の第２次取りまとめにおいて、周波数の有効利用の観点から、総務省において利用ニーズの調査を経て利用者の選定を適切に進めるなど、早急に活用に向けた手続を進めることが適当としています。	無

	2K、4Kの実験を続けて欲しいのか、放送事業者が特定ラジオマイク用として活用したいのか、総務省と放送事業者が腹を割って話し合うべきではないか。少なくとも、衛星4Kからの撤退を正式に表明した民放事業者が複数いるという事実は重く、「実験して規格を決めてもNHK以外誰も使わない」という未来が十分ありえる。放送大学がいないことを前提にチャンネルマッピングしたら全国で使用できる特定ラジオマイク用周波数が6MHz生まれるかもしれない。ならば、そちらの検討を望む放送事業者も多いはずである。 【個人23】		
209	○要旨 　第４次取りまとめにおいて地上放送の技術的高度化が議題に上がっていないことを指摘する。放送には同時・同報・確約帯域および品質保証という配信が代替できない優位性があり、これを低コストで活かす、言わば中間方式を提案する。物理層・TMCC変更することなく運用による高度化により、低コストで放送の更新をすることで、放送事業者・視聴者いずれにとっても利益となる。インフラの将来的な在り方の検討において本提案を議題に加えることを要望する。 以下本文 　本取りまとめ案において、「地上波、衛星波など放送全体での将来的なインフラの在り方についても、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据えつつ、更なる検討を行うことが適当である」と記されている。 　この方向性自体には賛同するが、第1次から第4次に至る取りまとめを通じ、地上放送の技術的高度化という観点が一貫して議題に上がっていないことについて、以下の観点で強く懸念する。 　放送離れへの対応として、インターネット配信への移行・統合・コスト削減が主な議論となっているが、放送には配信が原理的に代替できない優位性が存在するからである。 　第一に、大量視聴者への同時・同報・確約帯域である。 　放送はその特性上、視聴者が増えても品質が劣化せず、追加コストも発生しない。	頂いた御意見については、放送行政に対する一つの見解として承ります。 　なお、インフラの将来的な在り方に関する御意見については、本案において、「放送全体での将来的なインフラの在り方についても、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据えつつ、更なる検討を行うことが適当である」としており、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	配信インフラが最も脆弱になる瞬間、災害時や大型イベントの同時視聴において、放送は最も強い伝送手段であるのはこれまでの災害時の実績で示されてきた通りである。 緊急放送・災害情報の一斉伝達は、今後も放送にしか担えない役割である。 第二に、確約された帯域による映像品質の保証である。 配信はネットワーク状況によりビットレートが変動し品質が劣化するが、放送波は設計通りの品質で届く。 この特性により､HDRをはじめとする高品位映像を視聴者に確実に届けることができ、配信では代替できない放送固有の品質保証としての価値を生む。 上記の優位性を低コストで最大限に活かす技術提案を、令和8年1月18日付にて貴課宛てに送付しており、添付にて再送させていただく。 本提言が届いているか確認のうえ､本意見と併せてご参照いただきたい。 なお、本提案では以下の特徴を持つ： - 物理層・TMCCの変更を伴わない（送信設備・アンテナの更新不要） - 既存受信機への影響を運用により回避 - ワンセグ枠を含む3セグメントを確保し、H.265/AV1等の高効率符号化に転用 - 1440×810p・120Hz・10bit HDRを3セグメント内に収容 - 緊急放送の高度化（高機能メタデータ重畳による確実な情報伝達） - 本提案において筆者は知財を開放・特許不出願とする。 放送事業者にとっては、直接ISDB-T2/T3に移行するに比較して、新たな設備投資・リスクを軽減しつつ、高品位サービスを提供できるものと考えている。 視聴者にとっては既存テレビをそのまま使いながら、新チューナー導入により段階的に恩恵を受けられることは、国費を投じずに地上放送の高度化が実現する。 これにより､広く国民ならびに放送事業者にとって利益になると考える。 放送がインターネット配信に対して競争力を持ち続けるためには､制度･経営論だけでなく技術的高度化の議論が不可欠である。		

	ついては、「更なる検討が適当」とされているインフラの将来的な在り方の検討において、上記技術提案を議題に加えることを要望したい。 【個人34】		
210	○A.少しでもテレビ視聴時間を増やすための私案。 1.コマーシャルがあと何秒で終わるか、リアルタイムでカウントダウン表示を付ける。CMの左下に「番組再開まであとxx秒」というように。 2.短時間で多くの情報を知るために、VTRを1.3倍速で流す。 3.多様性に配慮して、解説付き放送や手話付きの映像切り替えを増やす。 【個人04】	放送に対する一つの見解として承ります。	無
211	○　思い切って、地上波放送局チャンネル&ジャンル再編したらいかがでしょうか。 再編案:全国で1ch…NHK総合(ニュースは中立。出来れば国営放送に転換) 同じく2ch…NHK教育テレビ　同3ch…地方独立局 4ch…民放ニュース専門局(右翼寄り)　5ch…民放ニュース専門局(左翼寄り)　6ch…スポーツ専門局 7ch…旅番組や健康番組、経済番組中心の局　8ch…音楽・バラエティ番組専門局　9ch…ドラマ・映画専門局…等 なお、適時サブチャンネルもうまく活用する。 【個人05】	放送に対する一つの見解として承ります。	無
212	○　B.日本で唯一、茨城県だけ民放のテレビ局が無い。独立局を新たに開局するのは厳しいので、関東キー局民放のデータ放送で茨城県やその各市町村の自治体情報のコンテンツを求める。 【個人04】	放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無
213	○Y…日本で唯一茨城県だけテレビ局が無い。そこで、東京MXの社屋を茨城県に移転すべきではないか。 【個人38】	放送事業者に対する一つの見解として承ります。	無
214	○1.固定電話終了に伴う「放送のユニバーサルサービス化」の必然性 アナログ固定電話がその役目を終え、光回線（ブロードバンド）への完全移行が国策として進められる今、放送と通信はもはや切り離せない「生命維持に不可欠なインフラ」である。かつて固定電話が日本全国どこでも安価に提供されるユニバーサルサービスであったように、光回線を通じた	放送行政に対する一つの見解として承ります。 なお、通信行政、国家予算配分等に関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、一つの見解として承ります。	無

	「地デジ視聴」もまた、追加の月額料金や工事費を徴収することなく享受できる「公共サービス」として再定義されるべきである。インフラの強制的なアップグレードを機に、国民から新たな視聴料や回線利用料を搾取する現状は、デジタル時代の公共福祉に逆行している。 2.諸外国との乖離：インフラを「コスト」ではなく「権利」として守るべき 　諸外国では、デジタル化に伴う放送網の整備を「国民の知る権利の保障」と捉え、国家レベルでの強力な公費投入や無料視聴枠の維持が一般的である。対して日本では、インフラ整備の負担を安易に個人の月額料金に転嫁する「企業の管理しやすさ」が優先されている。特に大手キャリアが、国によるMNP規制等で競争が鈍化した隙を突き、長年契約し続けてきた誠実な既存ユーザーに対しても一方的な値上げを強行する現状は、あまりに不透明かつ不誠実である。こうした「独占の傲慢」を許す制度の在り方そのものが、世界から立ち遅れた「日本のガラパゴス的矛盾」の正体である。 3.国家予算配分の合理性：1兆円の使い道と生活インフラの優先順位 　政府がリサイクル事業等の周辺施策に1兆円規模の予算を投じる一方で、国民が日々の生活で必要とする通信費や放送視聴コスト、あるいは補聴器やインプラントといった「社会参加に不可欠な身体的インフラ」の負担が放置されているのは、優先順位が根本的に誤っている。真に「健康寿命の延伸」や「デジタル社会の実現」を標榜するのであれば、こうした予算は「地デジ・光回線の公共料金化（無償化）」や「医療・福祉インフラの拡充」に直接充てられるべきである。庶民の知恵（節約や長期利用）を規制で縛り、企業の利益増益に加担する「行政の不作為」を直ちに改められたい。 4.「長期利用者」を切り捨てるビジネスモデルへの警鐘 　一つの契約、一つの道具を20年以上にわたって大切に使い続ける国民は、社会の安定と持続可能性を支える柱である。しかし、現在の放送・通信制度案は「2年ごとの端末返却」や「不要な追加機能による強制値上げ」といった、短期的な大量消費を助長する設計に偏っている。国は、こうした誠		

	実な利用者がバカを見る不条理な価格体系を是正し､｢これ以上の過剰な便利は不要であり、最低限のインフラを安く、長く使いたい」というサイレント・マジョリティの声に真摯に応えるべきである。 結論 　放送のデジタル化は、国民を新たな「利用料」という檻に閉じ込めるための手段であってはならない。固定電話に代わる「光の公共料金化」を断行し、情報の格差と家計の負担を同時に解消することこそが、総務省が果たすべき真の役割である。 【個人62】 ○【意見の要旨：放送と通信の完全な公共インフラ化の提言】 光回線による地デジ視聴の「無償・公共料金化」: 　固定電話が終了し、光回線が国民の必須インフラとなった今、その回線を利用した地デジ視聴に追加の月額料金や工事費を課すのは「インフラの二重取り」である。放送のブロードバンド代替を進めるのであれば、光回線を通じた視聴は公共サービスとして無償、あるいは極めて安価なユニバーサルサービスとして提供されるべきである。 大手通信事業者の横暴に対する行政の不作為： 　行政がMNP還元を規制した結果、大手キャリア（ソフトバンク等）は既存の長期契約者に対しても一方的な値上げを強行し始めている。20年以上契約を継続しているような誠実な利用者を「カモ」にし、不要な機能を抱き合わせて固定費を吊り上げる企業の姿勢を、総務省は「品質維持」という言葉で追認してはならない。 「長寿命」を評価する制度設計： 　デジタル化の名の下に､2年ごとの端末返却や頻繁な契約変更を強いる現在の市場構造は、真に持続可能な社会に反する。一つの道具、一つの契約を安く、長く使い続けたいという庶民の「生きるための知恵」を保護し、それを可能にする低廉な料金プランの維持を義務付けるべきである。 【個人82】		
215	○　デジタル時代における放送制度の在り方について、中長期的な視点から	今後の放送行政等に対する一つの見解として承ります。	無

	継続的に検討を行ってこられたことに敬意を表します。 　一方で、「デジタル時代」というキーワードを理由に、結果として放送事業者のガバナンスや編集の独立性が弱まり、行政や特定の事業主体からの影響力が相対的に強まるような制度変更が行われないか、強い懸念も抱いております。 　放送は、インターネット上で多様な情報が流通する時代にあっても、依然として公共性の高いインフラであり、特に地方においては、災害情報や地域の政治・行政情報を住民に届ける上で重要な役割を果たしています。 　地域局の経営基盤の確保やネット配信との連携強化を進めること自体には賛成ですが、そのことが「地域の声」と「権力からの距離」を縮める方向に働いてはならないと考えます。 　とりわけ、地上波・BS・ネット配信など伝送路が多様化する中で、 ・編成・編集の自由 ・政治的中立性・多元性の確保 ・放送事業者のガバナンスと自律的なコンプライアンス が、結果として後退することのないよう、制度設計においては最大限の配慮を求めます。 　また、デジタル化や経営効率化の名の下に、放送免許・再編・統合の基準やプロセスが不透明になり、行政の裁量によって事実上の「懲罰」や「優遇」が行われる余地が生じることがあってはなりません。 　免許・更新・監督については、できる限り客観的・定量的な基準を明確に示し、恣意的運用の余地を最小化することを強く求めます。 　インターネット上の情報空間と放送との関係整理についても、「偽情報対策」「有害情報対策」といった名目で、結果として批判的言論や少数意見が萎縮することのないよう、慎重な検討をお願いいたします。 　利用者保護と表現の自由・報道の自由のバランスについては、今後も検討会での議論の経過とあわせて、分かりやすい形で国民に説明していただきたいと考えます。 　以上の点を踏まえ、「デジタル時代」にふさわしい柔軟な制度改革と、「権力から距離を保つ放送」の役割維持が両立するよう、一層の検討をお願い申し上げます。		

	【個人60】		
216	○意見6　放送政策の意思決定プロセスにおける市民参画について 意見の要旨 　放送制度の見直しにあたり、視聴者・市民の参画を制度的に組み込む仕組みが必要です。英国Ofcomの消費者パネル等に倣い、独立した諮問機関の法定化を提案します。 意見の理由 　本検討会の構成員は、通信・放送分野の学識経験者と業界関係者が中心です。全国の消費者団体、障害者団体、中山間地域の住民を代表するステークホルダーの参画が制度的に担保されていません。 　この市民不在のプロセスがもたらす弊害は明らかです。議論の主軸が「いかにして事業者のコストを削減し、経営を維持するか」という産業政策的な観点に偏重し、AMラジオの運用休止や中継局の統廃合が、情報弱者にいかなる犠牲を強いるかという視点が希薄になっています。 　スマートフォンやブロードバンド回線を持たない高齢者、ラジオの音声情報を唯一のライフラインとする視覚障害者、地形的制約で電波が届きにくい地域の住民。これらの層への影響は、事実上の「ユニバーサルサービス義務の切り捨て」に等しいかもしれません。 　海外の放送規制機関は、この問題に制度的な回答を持っています。英国Ofcomには法律に基づく「消費者パネル」や「高齢者および障害者諮問委員会」が設置されており、放送免許の付与や新たな規制の立案段階で、情報弱者に対する影響評価を受けることが義務付けられています。カナダCRTCでも、放送局の免許更新や規制緩和の導入に際して、先住民の代表や障害者団体が直接意見を陳述する公聴会プロセスが保障され、その結果が免許条件に明記されます。 具体的提案 　放送法改正や総務省の重要政策の策定プロセスに、高齢者・障害者・地方住民・消費者団体を代表する独立した諮問機関の関与と合意を法定要件として組み込むことを提案します。放送インフラの縮小を伴う決定を下す	放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	場合には、事業者や所管官庁から独立した「事前の社会的影響評価」を必須プロセスとすべきではないでしょうか。 参照資料：Ofcom Communications Consumer Panel；Ofcom Advisory Committee for Older and Disabled People；CRTC Public Hearing Process（Broadcasting Decision 2024-29等） 【個人25】		
217	○意見の内容： 現在の検討会および作業部会の構成員が、既存の放送事業者やその利害関係者に著しく偏っている。この「身内」中心の体制が、放送業界の延命を前提とした議論を招いており、国民の利便性や電波の有効活用という視点が欠落している。したがって、構成員を抜本的に再編するとともに、キー局の削減を含む大胆な業界再編を断行すべきである。また、放送事業者が負担する電波利用料を適正化し、電波の市場価値に基づいた配分を行うべきである。 理由およびメリット： １．構成員の多角化による客観的な制度設計 現在の構成員は「放送の公共性」を守るという硬直した前提に立ちすぎている。デジタルプラットフォーマー、通信事業者、若年層の代表、および放送業界の既得権益に縛られない独立した専門家を多数登用すべきである。これにより、単なる「放送の維持」ではなく、日本全体の「情報空間の最適化」という視点での議論が可能となる。 ２．番組制作費の集中とクオリティの底上げ 在京キー局の数を１局削減（統合）し、事業者を適正数に絞ることで、１局あたりの収益性を高め、現在の「低予算で枠を埋めるための番組」を淘汰できる。制作リソースを特定の局に集中させることで、ネット配信コンテンツに対抗し得る、高品質な番組制作が可能となる。 ３．電波利用料の適正化と国民への利益還元 放送局に適用されている電波利用料は、他の通信事業者と比較して著しく安価である。キー局削減により解放される帯域を、より需要の高い通信	本検討会等の構成員に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。 放送業界の再編、電波利用料の適正化、電波の再分配等に関する御意見については、放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	分野（携帯電話事業等）へオークション形式等で再割当てすべきである。これにより、多額の国庫収入が見込めるだけでなく、通信インフラの高度化という国民利益に直結する。 ４．ローカル局の合理的再編の促進 キー局の削減は、それに紐付く全国の系列ローカル局の整理・統合を自動的に促す。ネットワークの「幹」を絞ることで「枝」の数を物理的に適正化し、地域情報の質的向上を図るべきである。 ５．放送インフラコストの抜本的削減 維持すべき放送波の系統数そのものを減らすことが、中長期的に最も高いコスト削減効果を生み、業界全体の持続可能性を高める。 結論： 「オールドメディア」の関係者だけで構成された閉鎖的な議論を改め、電波という国民的財産を市場原理に基づいて再配分すべきである。放送業界自体も市場規模に見合った適正なサイズへ縮小することこそが、放送が将来にわたって公共的役割や信頼性を維持するための唯一の道である。 【個人10】		
218	○　現状のテレビ放送は偏向報道が一層悪化していると考えます。 現に高市政権によって即座に報道内容が否定されるという事象が起きています。 旧態依然の事業を、無改善のまま延命することは、わが国の将来にとって百害あって一利なしです。 民法各社については、米国ですでに実行されているとおり、放送法4条を撤廃するとともにネットオークションを導入し、多種多様な意見を各々の立場で放送することを前提とした体制に移行すべきだと思います。 他方、NHKの受信料についてはスクランブル化を導入するなど、国民負担の公平性をより高めることが急務です。 【個人26】	放送事業者及び放送行政に対する一つの見解として承ります。 なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えています。 また、オークション制度については、放送事業者における新たな周波数の利用ニーズが乏しく、また、オークション方式により落札額が高騰した場合、放送事業者が放送法で求められている社会的責務を果たすことができるかといった課題もあると認識しています。	無
219	○　NHKは受信料ではなく視聴料にすべきです。観たい映像があるならAIで自分で作ればいい時代ですので放送需要は少ないです 【個人61】	放送事業者及び放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	○　NHK受信料制度および公共放送の公平性・信頼性に関する意見 私は、NHKが公共放送として国民から受信料を徴収する以上、以下の点を強く求めます。 ＊ 公平・公正な報道の徹底 過去の報道やドキュメンタリー制作において、事実誤認や演出による誤解が生じた例があり、国内外で社会的・国際的な影響を及ぼすリスクがあります。公共放送として信頼性を維持するためには、事実確認の徹底、偏向や誤解を招く演出の排除が必須です。 ＊ スクランブル化による契約制への移行 NHKは長年「技術的ハードルがある」としてスクランブル化を先送りしてきましたが、現代の技術環境では、地上・衛星デジタル放送やスマートTVで容易に実現可能です。また、数千億円規模の剰余金が存在することから、財政面での障壁もありません。 したがって、受信料を義務ではなく契約制とし、民放と同じ土俵で視聴者の評価に基づく運営に移行するべきです。これにより、公平・公正な報道を提供する強いインセンティブが生まれ、公共放送としての信頼回復につながります。 ＊ 視聴者の信頼に基づく運営の確立 義務的徴収の現行制度は、視聴者が納得していなくても資金が確保される構造であり、公共放送の責任を弱める恐れがあります。契約制への移行により、視聴者が納得して支払う仕組みを確立することは、NHKの公共性を真に担保する方法です。 　NHKは技術的・財政的余力を持ちながら、現状の義務的受信料に依存し続けています。公共放送としての体面を保ち、国民の信頼を回復するためには、公平・公正な報道の徹底とスクランブル化による契約制導入が不可欠です。 【個人03】 ○　テレビ離れどうこう言うなら原因を作っているＮＨＫ受信料制度を即刻廃止すべき。		

	無関係な家にまで執拗にポスティングを繰り返しムダ金を払わされるだけのサブスク契約を迫る手法は詐欺や霊感商法と同じレベルでテレビを持たないなど放送への不信が強まるのは当然。 それで災害時などに健全な民放が提供してくれる情報が充分に行き渡らない、そんな情報社会をあなたたちは目指しているのか？ こんな国民から放送文化を剥奪する悪徳商法を擁護するお仕事をするために親のカネで大学行って総務省の役人になったのか？ ムダな論文書いて仕事をした気になる前に、物事の原因を考えて確実に解決する仕事を利権団体目線でなく国民目線ですべきではないのか。 【個人63】 ○　テレビという公共インフラを守るためにＮＨＫの受信料制度を即刻解体すべき。 ＮＨＫが法という暴力を用いて受信料を強奪に来るから若者を中心にテレビが持てなくなる傾向が顕著。 結果民放も見られなくなり視聴者が減り地方を中心に経営悪化するのは当然。 受信料制度でテレビを見られなくして何が放送の公共性か？ 民放の公益性をツブしているのはＮＨＫ受信料制度である。 民放にはエリアを問わないネット配信など自由化させるべきである。 地方でも北海道や沖縄など地方独自の放送文化を作り、それを聞きたいがために来訪するコアなファンすらいる。 そういう地方の放送文化は積極的に全国全世界に展開すべきである。 他方受信料制度にあぐらをかき不当な好待遇や不祥事続出の自称公共放送のＮＨＫなどいらない。迷惑なだけ。 安倍政権以降､政府との癒着が露骨化し過去の文化的価値など喪失した。 【個人12】 ○　日本国でも放送産業の足を引っ張って来たNHKに対し本格的に廃局もしくは大幅に規模を削減するべきである。 英国Cは維持困難となったBBCの削減に入り、正式に放送の廃止に踏み切		

	った場合、放送電波をより経済競争力の向上が見込める新世代の通信システムに割り当てが可能になり、今のNHKと民間放送連盟が総務省へ癒着している状況では日本はこの競争分野において不利になる。 　合わせて民間放送連盟加盟局の淘汰による廃局も進めなくてはならない。 　海外資本であるVOD事業者に対抗出来なくなっている為、既に維持限界を迎えている地方放送局の淘汰を進め、地方放送は衛星放送による首都圏の番組供給による代替もしくは地方中継局にBSアンテナを設置し衛星放送を地上放送にダウンコンバートする方法で一局がカバーする人口を最大化しVOD事業者に対抗及び持続可能性の維持に努めるべきである。 　BBC、従業員の約1割を削減へ　1000億円規模の経費節減で 　BBCは15日、「深刻な財政的圧力」に対処するため、全従業員の約1割に当たる1800～2000人規模の人員削減を実施すると発表した。 　BBCは今後2年間で5億ポンド（約1080億円）の経費節減を迫られている。ロドリ・タルファン・デイヴィス暫定会長は、BBCラジオ4の番組「メディア・ショー」で、一部のチャンネルやサービスをそっくり廃止する可能性もあると話した。 　「私たちは、あらゆることを検討する必要がある。5億ポンドという規模では、いくつかの重大かつ困難な選択は避けられない。それでも、この問題に慎重に取り組んでいく必要がある」と、デイヴィス暫定会長は述べた。 https://www.bbc.com/japanese/articles/cx2610zeljyo 【個人37】		
220	○　首都直下型地震や富士山噴火が発生した際、キー局は機能するのか。 　南海トラフ地震が発生した際、準キー局や在名局は機能するのか。疑問が残る。 　各局の世論調査(特に内閣支持率)は母体数が少なすぎて参考にならない。TBS NEWS DIGやテレ東BIZなどのアプリ利用者を対象に範囲を拡大したほうがいいのでは？メアドや電話番号などの個人情報をもとに厳正な調査を求める。 　また、各局はそろって「不正選挙はSNSによる誤情報です」と言っている	放送事業者等に対する御意見として承ります。	無

	が､そこまで言うなら開票所の完全生中継を各局のYouTubeチャンネルのライブ配信やテレビのサブチャンネルでやってほしい。 【個人27】 ○　首相に対して記者会見を求める前に、マスコミ各社は政府公式資料やSNSの全文を公開するなり、不明点があったら各局のSNS取材アカウントで質問するなりしたらどうですか。 　マスコミ各社の不祥事・ミスリードをネット・テレビ上で訂正するだけでなく、謝罪会見をしたらどうですか。特にTBSの報道特集、最近で言えばナフサの供給に関する発言について。 　夕方までの地方局やBS放送はテレビショッピングやドラマの再放送が目立つ。日テレNEWS24などを垂れ流せばいいのに。 【個人20】 ○　政府関係者のオフレコをいとも簡単に晒す複数のキー局。 　左の政党にも右の政党にも失礼なことをする某在阪局。 　自分たちの放送局は建て替えてもらいながら、自治体の長らとタッグを組んでまでハコモノ建設に批判する某地方局。 　そんなことをしていたら、電波オークションや停波を求める視聴者が殺到するのは必然と言える。 【個人17】 ○　NHKを見ていないのにNHKの集金対象になる事と、お笑いやバラエティ番組に蔓延る「男尊女卑と特定のタレント優遇ばかりの面白くない」放送が嫌になって、テレビを処分しました。 　携帯もワンセグ機能があるとNHKからの集金対象になるため､ワンセグ付きの携帯を解約して、ワンセグ無の携帯を選ぶようになりました。 　テレビ放送から離れた理由は、そうした「利用していないサービスにお金を取られる理不尽」が嫌になったからです。 　ドラマや映画、アニメはニコニコ動画やネットフリックス、Amazonプライム､Uネクスト等があれば充分なので、テレビで見る必要がないと思って		

	います。 ニュースはオンライン（YoutubeやAbema）や新聞アプリで見ています。 災害に関しては、天気予報アプリ（Y！天気やNERV防災）を確認して、必要になればYoutubeやAbemaを見ています。 旅行先のホテルでテレビを付ける時もありますが、その時もニュースやBBCばかり観ています。 しかし、国内の放送において、情報操作を感じる事があり、今のマスコミや放送番組に対して不信感があります。 昨今（特にこのパブリックコメントを書いている2026年4月頃）だと、京都の男子行方不明事件（後に継父が犯人と分かりました）が報道されている一方で、ロシア・ウクライナ戦争の報道が減り、アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃の続報が減り、世界情勢に関する報道が減っています。 また、沖縄県の名護市辺野古で起きたボート転覆事故に関しても、被害者である女子高校生の顔や氏名、プライベートは公開される一方で、加害者である船長の顔や氏名は報道されず、報道のアンバランスさが目につきました。 報道よりも､被害者の遺族が個人的にSNSで公開している内容の方が真実を明らかにしています。 何より、被害者の遺族の方がそうして個人的に情報発信をして、報道関係者や配信者に対して公開するべき内容を訴えている一方で、辺野古ボート転覆事故の詳細は報道されなくなってしまいました。 マスコミは何をしているんだと憤ることばかりです。 選挙に関しても、選挙結果ばかりで、候補者の経歴や過去を調査・解説するといった、報道に対して期待したことが何も叶えられていません。 娯楽目的の発信・配信――バラエティの内容でいえば､歌手やタレント､俳優、スポーツ選手、水族館や動物園といった知識・教育の機関など、情報の「大本」である本人・本機関がYoutubeやニコニコ動画、ツイッチ等、それぞれの配信サイトで配信をしている今､「マスコミ」「番組」というワンクッションは必要ではありません。 むしろ、情報操作が入る分、邪魔ともいえます。 正直なところ、災害や事件・事故のニュースを放送する最先端であって		

	ほしいのですが、それも現状のニュースや報道を見ると、「SNSで情報を調べて、それをコピペするだけ」であって、報道機関として調査も準備も出来ていないと感じます。 　情報収集として頼りにならない番組を観るはずがないですし、ラジオとして聴く訳がありません。 【個人69】		
221	○　地上波放送での国会生中継(NHK予算審議含む)を増やしてください。 　野球やサッカー、バスケ、地方議会生中継も。 【個人49】 ○　人工地震についての検証番組をやってほしいです。 　原爆Tシャツを着用したことがあるBTSとSnow Manを歌番組に出演させないでください。特に、紅白歌合戦とレコード大賞とMステ(Snow Manならしょうがない)。 　民放系列局の時刻表示を統一してほしい。個人的には、ミヤネ屋の時計表示は見やすいが、ZIP！の時計表示は見辛い。 【個人40】 ○A.先月開催されたWBCはテレビ生中継が無くNetflix配信が主軸だったが、ラジオ生中継の存在も光った。スポーツ関係のラジオ生中継は、プロ野球やW杯、五輪が中心だが、JリーグやBリーグ、SVリーグやリーグONEでも、ラジオ各局はたくさん生中継をやってほしい。 B.NHK総合のスポーツコーナー(特に平日)でやってほしいのは、プロ野球の結果テロップでは勝敗投手やセーブ・HRを、Jリーグの結果テロップでは得点者と退場者を表記してほしい。 C.フィギュアスケートを見るたびに思うのだが、なぜ「日本杯」と呼ばず「NHK杯」と呼ぶのか。また、大リーグやプロ野球に時間を割くあまり、ACL2決勝進出を決めたG大阪の結果を伝えなかったのは良くなかった。 D.フジテレビのゴールデン番組は、一部地域は午後8時54分で飛び降りしているのだが、エンドロールがオンエアで流れない。そこで、テレビ東京のゴールデン番組を参考にエンドロールを番組の最初に流すべきではない	放送事業者に対する御意見として承ります。 　なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えています。	無

	か。 E.BPOに寄せられた意見が無断転載できないのが悔やまれるが、視聴者の意見はいつも似たようなものばかりだ。視聴者の意見は放送局に適切に本当に反映されているのか。 【個人33】 ○1.世論調査の件 日本のメディアが実施する世論調査は、母体数が少なすぎて、数字があてにならない。 そこで、NHKONEを登録したユーザーを対象にNHKONE独自の世論調査を実施したらどうだろうか。 民放や新聞社でも同じことが言えて、各民放のID登録者や各新聞講読者に的を絞って世論調査をしてもいいだろう。 もちろん、施策の課題や個人情報流出の懸念もあるだろうが、世論調査の在り方くらいは検討すべきだ。 2.報道ステーションやWBSはTVerでも生配信しているが、news23やnews zero、ニュースαでも生配信してほしい。 さらに言えば、スポーツニュースを中心に「権利の都合上お見せできません」が多いが、それを少しでも減らす工夫が欲しい。 3.広島県に本社を置くテレビ局と新聞社の利権のせいで、なかなか広島東洋カープの試合がいつでも生放送で視聴しにくい。日本シリーズを除き、広島東洋カープ主催試合は、広島県内を中心とするテレビ放送とJ SPORTSでの放送はあるが、国内でのDAZN視聴が今もなお出来ないのはいただけない。しかも、広島東洋カープだけ球団公式のXが無い。他の11球団やサンフレッチェ広島は自前のXがあるのに、だ。球団公式のXが無いのは中国新聞のせいではないか。早急に改善が必要だ。 4.NHKを中心にハイブリッドキャストが導入されているが、その現状と課題と将来のビジョンは？ 5.日本のテレビ局は、やたらと節約術と物価高を紹介する番組が多いが、なぜ物価高を上回る手取りが不十分なことを問題提起する番組が少ない。 いつもは放送するたびに批判が殺到するTBSサンデーモーニングだが、い		

	わゆるインフレ税と年収の壁(年収の崖)について触れたことについては評価する。 　日露戦争の財源として導入された相続税が未だに続いていることについても触れてほしかったが。 6.外国人問題ならびに移民問題に甘い放送局がまだまだ多い。神奈川県の寒川神社（西暦460年創建）の隣に巨大モスクを建設する計画に大激怒した市民がデモを行っている様子を伝えることもしないテレビ局には腹が立つ。在日特権や朝鮮学校、クルド人問題や辺野古活動家に関する話題に対して堂々とした主張をする産経新聞を見習って欲しい。 7.このパブコメの募集広告を各放送局で流してくれれば、もっと多くの視聴者がパブコメに答えてくれると予想できるが、そうしなかったのは、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮する、それだけのことなのか？ 8.行方不明者と指名手配犯、可能な限りでもいいのでそれぞれの特番をテレビでやってほしい。 9.NHK朝ドラや大河ドラマは総合テレビよりもBSのほうが速く放送される。それを意識し、朝の民放バラエティやワイドショーを15分前倒しし、7:45放送開始してもいいのではないか。 10.NHKと共同通信社が主な共催であるサッカー天皇杯は､1回戦～準々決勝の放送はなぜかNHKBSとスカパーとYouTube頼み。さらに､JFAによる動画ハイライトの更新も遅いくせに「スタジアム内で撮影された動画を、インターネットその他メディアを通じて配信（ライブ配信･時差配信問わず)､SNSへの投稿、動画サイトへの公開などはできません」という時代遅れな規約が未だに続いていることにも腹が立つ｡1回戦～準々決勝は各開催会場の都道府県に所在する共同通信加盟新聞社も共催となるだけにJFAと共催は､地方局がサッカー天皇杯生中継をしてくれるような施策を行って欲しい。また、最低でもSNSへの投稿は認めて欲しい。 11.NHKデータ放送のニュースを見るたびに、【動画】Pickup NEWSが出てきてしつこい。そんなものはデータ放送のニュース一覧から予め除外してほしい。地上デジタル放送になっても、データ放送内でニュース映像を見ることが出来ないのは、技術力の欠如ではないか。		

	12.マスコミは、必要に応じて高市政権に物申しているのだろうか。高市氏が首相就任する前には、ヘイトスピーチ規制法を推進し、LGBT法にも賛成した。首相就任後には、移民を最大123万人受け入れるように整え、彼女の持論だったはずの竹島の日には閣僚を派遣しなかったのだ。そして、悲願のはずの消費税0%はレジの設定に1年かかるので難しいと(消費税1%なら、すぐにでも出来る)。。。どちらかと言えば中道左派の高市氏を、左翼が多いマスコミが叩く理由は少なすぎて話にならない。 13.レコ大は今年の放送と授与をもって終了すべきだ。MUSIC AWARD JAPANというレコ大とは比にならないほどの音楽界の大会が登場した今、もうレコ大の役目は終わった。 【個人28】		
222	○　もう視聴率がさほど稼げない昼下がりの生放送ワイドショーをだらだらとやるくらいなら、前日夜に本放送したBS日テレやBSフジの報道番組を、午後2,3時台に地上波で流したら良いのでは？ 　日テレ系列で土曜夜10時にニュース番組を開始するが、どこに勝算があるのか。まだ、Going！を土曜夜10時台に前倒ししたほうがよかっただろうに。 【個人35】 ○　テレビではバカの一つ覚えみたいに、やれ北関東バトルだのやれチバラキ対決だの見飽きた内容が多い。最近は九州各県における一軍二軍格付けをやった番組もあるが。さりとて東北や近畿各府県の対決を全国ネットでは流れない。 　テレビ東京ソレダメはいい加減、ソレタメ(それはためになるという意)に番組名を変えないのか。もはや番組当初の企画を忘れているではないか。フジの新番組ナゾトレMAXもまた、番組当初の企画がネタが尽きてステマに走っているが。 【個人08】 ○　取り敢えずテレビ朝日は、モーニングショーのレギュラーコメンテーター的役割をしている玉川氏を強制的に番組卒業させてほしい。度重なる失	放送事業者に対する御意見として承ります。 なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えています。	無

	言と暴言で、どれだけ炎上してきたか。SNSを見ると、統一教会による日本人ヘイトにはダンマリな人たちがユダヤ人差別にはまるで自分のことのように敏感に反応しているのは不自然ではあるが。 　エプスタイン問題がちらつく昨今だが、風化させるわけにはいけない。皇室との怪しい関わりがあるようだが、「それ相応の説明責任」は必要である。 　日本政府は、自国の国立博物館と美術館に「稼がないと潰すぞ」と脅しながらトルコの博物館に２億円の無償資金協力を行うと約束していたことが発覚した。6万いいねがついても、日本のマスコミは報じないのなら、ハッキリ言ってジャーナリズム失格だ。 　https://x.com/Ootani_Acid/status/2042754082516222237?s=20 　リンク先にある下の画像は、誤情報でも根拠の無い情報でもない。日本国外務省公式のリリースである。 　「報道」は、起きたことをありのままに簡潔に伝えることに専念してくれるだけで充分である。 　「ワイドショー」は、今世間で話題となっている問題に、賛成派と反対派が半々となって、活発に時に冷静に議論を交わすことが求められる。 【個人36】		
223	○　大手マスコミは以下の内容を大々的に報道せよ。 1.レジの消費税の設定をゼロにするのに1年以上かかる上、そもそも消費税をゼロにすることを想定すらしていない日本の大手システムメーカーの技術力と想像力の欠如 2.補助金(我々が納めた税金)を使ってガソリン価格を抑えるくらいなら、ガソリン税を完全廃止したほうが圧倒的にお得なのに、日本政府はある種の権力を失いたくないから減税に消極的であること。補助金を使ってコントロールするという非効率な温床をしているのは発展途上国と日本国だけ 3.NHKデータ放送は辛うじて報道したが…。消費税率を10%から1%にすることは短期間で可能 〃「１%の選択肢もある。一刻も早く実現すべき」と訴えたのは、この日から実務者会議に参加した保守党の北村晴男参院議員だ。税率ゼロへのシステム改修には時間がかかるが、１%などの税率変更なら３か月程度ででき	放送事業者等に対する御意見として承ります。 　なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えています。 　なお、e-Govを利用する場合の使用可能文字については、e-Govのサイトで案内されているとおりですが、添付する書類の内容の場合には、入力可能な文字に特段の制約はありません。	無

	るといい、とにかく減税に踏み切るべきと強く主張した。″ 高市首相に″貸し″作った日本保守党が消費税減税に向け圧力　北村晴男氏から「１％案」も 2026年4月9日 6時0分 東スポWEB https://news.livedoor.com/article/detail/30947018/ 【個人21】 ○　武器輸出を正当化する政府の説明を垂れ流すだけの広報テレビ局。パブリックコメント実施すらもナシ。先の戦争はマスメディアが大本営報道で政府に加担して起きた歴史があるが、この過ちを繰り返すのか。 スポーツニュースよりもはるかに大事なニュースだというのに。 マスコミは高市政権の批判なんかしていませんよね。 左派の毎日新聞ですら「サナ活」とかいう気持ち悪い言葉を使って応援していますよ。 マスコミは、以下の内容を報じろ。 「国民にはレジの設定に時間がかかるから消費税減税はできないと言いながら外国に金をバラ撒きまくってるの意味不明すぎるんだがwww 自民党政権はガーナの子供保護の資金不足の対応支援､UNICEFに230万ドル資金協力」 あと、機種依存文字の制約が多すぎます。 こちらも報じろ。マスコミらしさをいい意味で取り戻したいのなら。言っておくが、これらは、偽情報ではないぞ！ トルコの博物館には2億円をポンと出しておきながら自国の国立博物館には稼がないと潰すぞと脅しているのが自民党という政党なんですよwwww 国立博物館に稼ぐ「ノルマ」　未達なら再編も 日本のお医者さんの給与の財源は現役世代の社会保険料なのに、お医者さんの方が給料が数倍も高いのがおかしいです。今Netflixで話題の「九条の大罪」の医療費をテーマにした漫画ですが、この通りなんですよね。 【個人48】 ○　大手メディアは壊れたスピーカーのように、「日本サッカーは過去最強		

	だ」って語るけど、まだまだ発展途上だし、おごることも無い！ 　せめて日本史上初W杯ベスト8進出を決めてから、メディアはそういうことを言ってほしいです。 　だいたい過半数のマスコミは、意図的にJリーグをネガティブ報道以外、積極的に報道・生中継しないし。 　日本のお医者さんの給与の財源は現役世代の社会保険料なのに、お医者さんの方が給料が数倍も高いのがおかしいです。そういうところを徹底的に報じてほしい。今Netflixで話題の「九条の大罪」の医療費をテーマにした漫画があるのですが、実際問題この通りなんですよね。 【個人44】 ○　京都府南丹市で起きた事件。　台湾メディアは容疑者について、『現地では台湾籍、中国籍の継父と伝えられている』のに、何故日本のマスコミ(週刊文春を除く)は、それを報じないのか。また、SNSで犯人探しが広まっていることをテレビ番組で懸念する一方で、専門家ではないゲストやコメンテーターに一連の事件について語らせる。ダブスタでは？事件や大リーグの結果、中東情勢を報じるのもいいが、少子化推進のために専業主婦を攻撃しよう(主婦年金が縮小へ)としている高市政権を批判する日本メディアはいないのか。 　ダブスタといえば、直近の自民党総裁が商品券やカタログギフトを配布したことを追及しても、中道改革連合が党本部選定の対象者に月40万円支給(30人規模で5月スタート)に批判するメディアがほぼ無い。 　サッカー天皇杯はYBCルヴァンカップ(Jリーグカップ)とは違い、優勝すればクラブワールドカップに繋がるACLE出場権を得られる大会である。その価値を高めるためにも、優勝賞金を現在の1.5億円から2億円に増額してほしい。それができるかは、JFAとNHKと共同通信たちにかかっている。 【個人30】		
224	○　琉球放送の番組アカウントは、なぜ貴重な視聴者のアカウントをブロックする放送局です。琉球放送に厳重注意をしてください。 　SNSで声を上げても、大規模デモをやっても、テレビ局は一切報じません。テレビ局は票が多い高齢者ばかりに都合の良い情報を流して、権力者に都	放送事業者に対する御意見として承ります。 なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えています。	無

	合の良い政党を当選させます。 外国人が日本国内で好き勝手生活できるよう、増税して挙句の果てには治安が悪くなる…私たち日本人は､何のために誰のために働いているのか。 【個人43】 ○　宮崎県は民放2局でやっていけるなら、秋田県もそうすればいい。偏向報道ABSは不要 ABS秋田放送は、果たして公平中立を守って報道しているのか、疑問が残りますよね。 放送法第四条(抜粋) ２．政治的に公平であること。 ABSの動画サムネ。新設派のクラブ側はモノトーンで、改修派の市長はマンガのようなドデカ太字 ４．意見が対立している問題については出来るだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 どちらかと言えば、新設反対派に有利な報道が多い。どうしてもABSは市長と結託しているように見える。もしそこに、清スポも関与していたら…。 【個人52】 ○　東京一極集中を嘆くニュースがあるが、キー局が言えた立場ではない。 デジタルテレビになっても、いまだにぎふチャンはデータ放送でニュースはおろか地震情報や火山活動の情報を提供しない。三重テレビや在名局は当然のようにそれらを提供している。総務省はぎふチャンに指導をすべきだ。ぎふチャンは地震情報などをデータ放送で提供すべきだ。 【個人14】		
225	○　自社アプリ・ウエブサイト・YouTubeチャンネルが充実する一方で、データ放送のコンテンツが減少気味である。ワンセグ用のデータ放送はもはや風前の灯火。地上波・BS放送のデータ放送でも、数年前と比べて扱う量が少なく内容も薄い。「詳しくはQRコードを読み取ってください」という手抜き内容も多い。データオンラインやTVerID連携などネット接続しないと閲覧できない内容も多い。NHKデータ放送のメッシュ予報や気象レーダー拡	放送事業者に対する御意見として承ります。	無

	大は、ネット接続しなくても閲覧できるようにしてほしい。 【個人07】		
226	○　TVerやABEMAでも副音声や手話通訳解説の動画がほしい。緊急時は尚更。 　また、憲法改正の発議をした際、　あなたたちはどういう報道体制を取るの？ 　中京テレビのあさドレみたいに、たまにはスタジオを飛び出してスタジアムでニュースをやっても面白い。 【個人51】 ○C.TVerでリアルタイム生配信対象番組を増やしてほしい。火曜夜7-8時台のフジ系列、水曜夜7-9時台のTBS系列、金曜夜7時台の日テレ系列等がその一例だ。 D.NHKONEは、やはり受信料を払っていない人でもいつでも見られるようにしたらいいのでは。少なくとも、最新ニュース・気象情報や選挙・国会情報、地震・津波・火災情報は災害時以外でも全開放しないといけない。 【個人04】	放送事業者及び配信事業者に対する御意見として承ります。	無
227	○　テレビのリモコンは左から青赤緑黄色なのに、Aが赤色でBが青色でCは黄色と示されるケースもあるからややこしい。 　Aは青色、Bは赤色、Cは緑色というように統一してほしい。 　NHKスポーツデータ放送では､Jリーグ(百年構想リーグ期間中は未対応なのが残念)と大相撲とMLBは問題ないが、プロ野球のデータ表示が分かりにくい。順位表が白背景で黒の細字では読み取りにくい。　黒背景白字にしてほしい。また、西川性がパリーグに4人(いずれも野手)いるのだが、ホームラン表示で「西川 1」というように名字だけでは一目で誰が打ったのか分からないのだ。 　フルネームで示すか球団名を付けるか対処してほしい。 　高校野球もやはり、スコアボードは黒背景白文字のほうが見やすい。 　26-27シーズンからは､BリーグもNHKスポーツデータ放送に参入してほしいと願う。 【個人13】	放送事業者等に対する御意見として承ります。	無
228	○　一般社団法人700MHz利用推進協会を名乗るチラシが各世帯に配布され	関連団体に対する御意見として承ります。	無

	るたびにいつも不安を覚える。それは、「いついつからテレビの映像が乱れることがあります」という不安を煽るような文言が書いてあるからだ。 　そもそも一般社団法人700MHz利用推進協会という組織は健全なのか。疑問が残る。 【個人22】		
229	○　そもそも今回の議題はデジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次）（案）についての意見募集なのだが、現在のマスメディアは自民党のバックアップありきで作られたものばかりで、情報操作、事実湾曲、事実とは何か？と提言できない。統計の公正さを担保できない事業者を報道と呼んでいいのか。オールドメディアもニューメディアも含めて考えると、会社事業体も個人事業者も報道と言う業務を日本においてまともにやっているとは考えにくい。デジタル副大臣が今枝宗一郎がいう生成AIの活用は事実を記す公文書さえ偽証に加担するものになってしまう。 【個人58】	報道等に対する一つの見解として承ります。	無
230	○　放送局が健全な民主主義の発達に寄与したい？ 政治家はただの使いっ走りの代理人なんですよ。 大企業・財閥・銀行家・宗教等が二手に分かれて政策を指示します。 一つは、反日売●奴の別動隊である似非リベラル相手に。 もう一つは、偽装保守(正体は反日売●奴)相手に。 対立を偽装することで上にいる飼い主を隠しているのです。 政党の対立に目を奪われると政策を出している黒幕が見えなくなる! 民主主義とは庶民を分断し、本当の敵に目を向けさせないための罠だ!! 【個人15】	放送行政等に対する一つの見解として承ります。	無
231	○　憲法改正の中身の１つ、緊急事態条項が創立されると、国政選挙が事実上無くなりますよ。 　永遠に衆参ともに国会議員を半永久的に続けられ、我が国が独裁国家になりますし、何よりも日本国民の人権が無くなりますよ。 　安保3文書改定の有識者会議に、清水賢治（フジテレビ社長） 山口寿一（読売新聞グループ本社社長）が入っていますね。 　これは、テレビと新聞を使って世論操作する気満々ですよね。	憲法改正等に関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、一つの見解として承ります。	無

	メディアは、日本国民に対して洗脳をまだまだ続けるつもりですか？ 【個人57】		
232	○　昨今のデジタル化・情報の多様化による影響で、伝統メディアに求める姿勢は理解しました。 　しかし、現在国が生成AIを推していること、それに対する規制も罰則もないこと､ディープフェイクはポルノが氾濫する状態でP40の情報的健康は不可能だと思われます。 　最近では伝統的メディアも生成AIを使い推し、ブラックボックスであり本当のポルノ被害者、無断のデータ使用が問題となっているシステムを使った「情報的健康」とは何でしょうか。 　これからの子どもたちはそういった「偽物」や「権利侵害」のものをたくさん見て育ちます。 　本物と偽物を見分けられるのは、本物を常に見て学んできたからです。 　偽物が氾濫する世の中で「自己責任で判断すべき」とも読み取れました。 　受け取る側ではなく、発信する側の責任はどうなのでしょうか。 　発信する側が偽物や嘘をどんどん幅広く発信するのに、受け取る側の私達はほとんど選択肢がありません。 　生成AI使用を推し、受け取る側の自己責任を追求するのではなく、発信する側の規制、罰則をきちんと設けてください。 【個人54】 ○　すでに生成AIによるディープフェイクは、一般人では容易に見破られないほど、悪質化しています。個人の対応で生成AIに対処するのは厳しいです。生成AIによるフェイク画像によりで多くの人が騙された事例もあります。 　生成AIはLLMによる著作権侵害を犯しており､その時点で許すべきものではありません。また現在進行形で個人情報を無断で収集しており、個人情報や機密情報のデータ流出が問題となっています。他にも多くの問題を抱えています。 　目先の利益と効率化と経費削減のために、信用性のない生成AIを利用するのはもうやめなさい。	インフォメーション・ヘルス（情報的健康）、生成AI等については、本案の意見募集の対象としておりませんが、一つの見解として承ります。	無

	【個人42】 ○　また、生成AIの危険性（著作権の侵害、肖像権の侵害、ディープフェイク問題、学習データに児童性的虐待素材(CSAM)、災害や戦争被害者の画像や動画、違法な手段で入手した医療関係の画像や動画、盗作、無断利用のデータ等が含まれているという問題）を野放しにしている現状にも懸念を抱いています。 　今回のパブリックコメントの資料でも、資料内に生成AIを用いたものがありました。 　資料を作成したスタッフ、番組を作ったスタッフは、そうした生成AIの危険性をご存知でないようです。 　関係者の無知・迂闊さに不信感があります。 　生成AIについての危険性、問題をよく理解して、今後の使用を控えてもらいたいものです。 　生成AIの開発企業が批判されている、訴訟されているニュースは既に海外で話題になっていますが、そうしたニュースが報道されないのだな――と失望しています。 　報道者（発信する側）が情報精度を考えなければ、信用が落ちて誰も話を聞かなくなるだけです。 　まずは、報道者として、背景情報や発信内容に気を配るべきです。 　そして、もっとより海外の情報に目を向けて、世界情勢や政府に対して説明するニュース・学習的内容の報道を増やしてほしいです。 【個人69】 ○　現状の生成AIは国内外のクリエイターの著作物を無断で二次利用している盗品であることを周知してください。 　フェイクデータやAI slopの出力は早く、且つ大量にアップロードされるので市場の希釈化が行われています。 　データセットには著作物だけでなく、犯罪や戦争被害者や、CSAMも含まれています。 　著作権者と事業者との間での公正な取引を推進する政策が必要です。		

	今までは日本産のアニメ、ゲームは高い評価を得ていましたが、上記のように盗品データで出力されたものだということを無視し著作に紛れ込ませるので、優良誤認をおこさせ国内外の顧客の信頼を失いつつあります。 ラベリングさせず野放しにした企業、ユーザーから、審査が追い付かない程の大量のフェイクデータがネット上に放流されています。アカウントをBANしても何度でも新設します。 ↓事例のURL https://x.com/booth_pm/status/1946035102645146004?s=46&t=2EIWhNPnvtxcfxwFbEDdGw ラベルについてですが、AI生成物は生成物であると原則明示を義務化してください。 ニュース、広告、エンターテイメント作品も全て含めです。 エンターテイメント作品は生成物であることを伏せ、優良誤認を行う事例が多発しています。弁護士を雇ってメーカーに訴えるのが手間です。後出しで生成物だと表記する販売者にも罰則を設けてください。 ↓事例のURL https://x.com/Hinichi_Natuki/status/1932010908613746908 生成AIのデータセットは現在盗品で成り立っていすので、被害者への対応は最低ラインです。 ラベルを付与して消費者に誤解を与えないようにすること、権利侵害された側が通報できるシステムくらいは構築しておくのが、プラットフォーム事業者側の責務です。 【個人71】 ○　生成AIの普及に伴ってインターネット空間・あるいは出版印刷物には生成AIによる画像の利用が増えています。これらは根本的に虚構の画像であり情報の信頼性を大きく損なう可能性が大きいものです。これまで人の手で作られてきたイメージ画像などと違って、作成者の専門性の欠如やスピードを偏重した結果のチェックのおろそかさが目立ち、従来よりも情報の信頼性を欠くケースも多々みられます。生成Aはまだ比較的新しい技術であることもあり、データの提供側・享受側にまだ生成AIがもたらすリスク		

	についてまだ無防備であると考えます。また、作成が容易であることから最初から詐欺や嫌がらせ目的による濫造があっても、真偽が見極めづらいことが問題になっています。つきましては「AIによる生成物(画像のみに限らず、テキスト・音声含む)」には「AI製」であるラベリングの義務づけをするべきです。これは安全のために、欧州のEUactで8月に導入、韓国ではすでに施行されています。 　また現状の生成AIのデータセットは権利者に無許諾な学習や、CSAMなどの残虐画像が含まれるなど倫理的に利用すべきではないデータも含まれています。長期的には、生成AIのデータセットの透明化、権利者のデータの利用可否の尊重を進めていくことが放送の情報衛生を守るために重要になります。どうか今回提出した案について積極的に取り組むことをお願い申し上げます。 【個人77】 ○　昨今のマスメディアでは反戦デモが起きても報道されず、生成AIの人権侵害問題も取り上げずに活用を謳うなど、報道の自由が外資系スポンサーや政治への忖度と絡み公平性に欠けているように感じる。テレビ支持層だった高齢者にもスマートフォンの普及でネット視聴が増えるのは、マスメディアの極端なコンテンツの偏向が原因に思われる。 　持続可能な社会への取組を企業として謳いながら、 　【データセンターによる排熱や冷却水の資源問題・データ紐付け作業による発展途上国への過酷な労働問題・著作物や児童ポルノを利用したデータセット】など様々な問題を抱える生成AIへの活用へ走るのも理解し難い。権利を侵害してでもコストカット優先志向になっている。 　また生成AIのフェイク動画においてもメディアが学習素材元となっている件が根深く、海外の生成AI企業に対し、学習防止措置などを早急に対策すべきである。 　また法規制がなされるまでに動画や静止画の学習防止、阻害などメディアが発信する情報への汚染を防ぐ為、対策も同時に勧めるべきである。 　所謂オールドメディアという一定の信頼が残っている内に、公平な報道とそれによる信頼回復、自浄作用が働くことを切に願う。		

	【個人80】 ○　生成AIの台頭による人々の情報への信用度というのは著しく下がっていると感じます。 　一般的な民間人にとってインターネット上で得られる情報というのは真偽が不明であるという前提ではありましたが、これは情報に責任を持たないものがインターネットを利用し、何かを発信するためと考えています。 　テレビなど、公共の電波を通じて放送されるものは、一般的な民間人は基本的に信用しています。資料内にも記述がありましたが、公共放送には情報を正確に伝える責任があるということに全面的に賛同いたします。 　だからこそ、誤情報を生成するリスクが高い生成AIを、公共放送される番組に使うことはおやめいただくようお願いします。政府からは、「生成AIを使わないこと」や「生成AI製のものには必ずラベリングすること」を強く求めてください。 【個人83】 ○　SNSでの生成AIによる瞬時大量の精巧なディープフェイクや誤情報を拡散する動画の氾濫が顕著であるため、SNSでの悪意のあるもしくは非常に悪質な誤情報被害の抑止力として、罰則のある法規制を望みます。 【個人85】		

注：その他、案と無関係と判断されるものが１件ありました。